

目 次

○第1号（6月2日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	4
日程第 3 報告第 3号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告	5
日程第 4 報告第 4号 令和6年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書	17
日程第 5 報告第 5号 令和6年度吉岡町一般会計継続費繰越計算書	19
日程第 6 議案第33号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例	20
日程第 7 議案第34号 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約 を定める条例の一部を改正する条例	22
日程第 8 議案第35号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	23
日程第 9 議案第36号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	24
日程第10 議案第37号 吉岡町税条例の一部を改正する条例	25
日程第11 議案第38号 令和7年度中央監視システム更新工事請負契約の 締結について	27
日程第12 議案第39号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張 工事請負契約の締結について	29
日程第13 議案第40号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）	30
日程第14 発議第 2号 自治体間交流推進特別委員会の設置について	32
日程の追加	37
追加日程第1 自治体間交流推進特別委員会委員の選任	37

散 会	39
-----	----

○第2号（6月4日）

議事日程 第2号	40
本日の会議に付した事件	40
出席議員	41
欠席議員	41
説明のため出席した者	41
事務局職員出席者	41
開 議	42
日程第 1 一般質問	42
◇藤多ゆかり君	42
◇廣嶋 隆君	49
◇富岡栄一君	63
◇宮内正晴君	67
◇秋山光浩君	74
◇飯島 衛君	82
◇山崎守人君	93
散 会	108

○第3号（6月5日）

議事日程 第3号	109
本日の会議に付した事件	109
出席議員	110
欠席議員	110
説明のため出席した者	110
事務局職員出席者	110
開 議	111
日程第 1 一般質問	111
◇飯塚憲治君	111
◇小林静弥君	124
◇大井俊一君	139
◇小池春雄君	152

◇坂田一広君	165
散 会	168

○第4号（6月12日）

議事日程 第4号	169
本日の会議に付した事件	170
出席議員	172
欠席議員	172
説明のため出席した者	172
事務局職員出席者	172
開 議	173
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員 員長報告）	173
日程第 2 議案第33号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例	176
日程第 3 議案第34号 吉岡町長期継続契約を締結することができ る契約を定める条例の一部を改正する条例	177
日程第 4 議案第35号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	177
日程第 5 議案第36号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	178
日程第 6 議案第37号 吉岡町税条例の一部を改正する条例	178
日程第 7 議案第38号 令和7年度中央監視システム更新工事請負契約の 締結について	179
日程第 8 議案第39号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張 工事請負契約の締結について	179
日程第 9 議案第40号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）	180
日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	180
日程第11 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	180
日程第12 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	180
日程第13 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	180
日程第14 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	180
日程第15 自治体間交流推進特別委員会の閉会中の継続調査の申し出につい	

て	180
日程の追加	181
追加日程第1 第1 議案第41号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	182
追加日程第1 第2 議案第42号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）	183
町長挨拶	185
閉 会	186

令和7年第2回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和7年6月2日（月曜日）

議事日程 第1号

令和7年6月2日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 3号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 4号 令和6年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 5 報告第 5号 令和6年度吉岡町一般会計継続費繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 6 議案第33号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第34号 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第35号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第36号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第37号 吉岡町税条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第38号 令和7年度中央監視システム更新工事請負契約の締結について
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第39号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事請負契約の締結について
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 議案第40号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）
(提案・質疑・付託)
- 日程第14 発議第 2号 自治体間交流推進特別委員会の設置について

(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 3 号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告

(報告・質疑)

日程第 4 報告第 4 号 令和 6 年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書

(報告・質疑)

日程第 5 報告第 5 号 令和 6 年度吉岡町一般会計継続費繰越計算書

(報告・質疑)

日程第 6 議案第 33 号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第 7 議案第 34 号 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第 8 議案第 35 号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第 9 議案第 36 号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第 10 議案第 37 号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第 11 議案第 38 号 令和 7 年度中央監視システム更新工事請負契約の締結について

(提案・質疑・付託)

日程第 12 議案第 39 号 令和 6 年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事請負契約の締結について

(提案・質疑・付託)

日程第 13 議案第 40 号 令和 7 年度吉岡町一般会計補正予算（第 1 号）

(提案・質疑・付託)

日程第 14 発議第 2 号 自治体間交流推進特別委員会の設置について

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第 1 自治体間交流推進特別委員会委員の選任

出席議員（14人）

1 番	山 崎 守 人 君	2 番	春 山 和 久 君
3 番	藤 多 ゆかり 君	4 番	大 井 俊 一 君
5 番	秋 山 光 浩 君	6 番	宮 内 正 晴 君
7 番	小 林 静 弥 君	8 番	富 岡 栄 一 君
9 番	飯 塚 憲 治 君	10 番	廣 嶋 隆 君
11 番	坂 田 一 広 君	12 番	飯 島 衛 君
13 番	小 池 春 雄 君	14 番	富 岡 大 志 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴 崎 徳一郎 君	副 町 長	高 田 栄 二 君
教 育 長	山 口 和 良 君	総 務 課 長	小 林 康 弘 君
企画財政課長	齋 藤 智 幸 君	住 民 課 長	深 谷 智 洋 君
健康福祉課長	一 倉 哲 也 君	産業観光課長	渡 部 英 之 君
建 設 課 長	大 澤 正 弘 君	税 務 会 計 課 長	福 島 良 一 君
上下水道課長	永 井 勇一郎 君	教育委員会事務局長	米 沢 弘 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	岸 一 憲	係 長	関 浩 己
---------	-------	-----	-------

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（富岡大志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、令和7年第2回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（富岡大志君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本日、令和7年第2回定例議会が、議員各位の出席の下、開会できますことに感謝申し上げます。

本定例会では、議案等11件を上程させていただきました。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げますとともに、議員皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

諸般の報告

議長（富岡大志君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。これをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（富岡大志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において12番飯島 衛議員、13番小池春雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（富岡大志君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期については、議会運営委員会に付託してありますので、廣嶋 隆委員長より委員長報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 廣嶋 隆君登壇〕

議会運営委員長（廣嶋 隆君） 議会運営委員会からの報告を行います。

令和7年5月26日月曜日、午前9時30分から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行からは、町長、副町長、関係課長、局長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和7年第2回定例会について、会期及び会期日程について協議を行いました。

本定例会の会期は、本日6月2日から6月12日までの11日間とすることに決定しました。

議事日程は、本日、町長提出議案の審議、6月4日と5日に一般質問、6月6日に総務産業常任委員会、6月9日に文教厚生常任委員会、6月10日に予算決算常任委員会、6月12日に委員長報告、討論、表決となります。

なお、会期の日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、委員長報告といたします。

議長（富岡大志君） 委員長報告が終わりました。

廣嶋委員長、自席にお戻りください。ありがとうございました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期を6月2日から6月12日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、会期は6月2日から6月12日までの11日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりです。

日程第3 報告第3号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告

議長（富岡大志君） 日程第3、報告第3号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第3号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告について説明申し上げます。

株式会社吉岡町振興公社の令和6年度（第23期）の事業概要及び決算の状況に関する報告書並びに令和7年度（第24期）の事業及び予算に関する計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類を添えて議会に報告するものであります。

その他詳細につきましては、総務課長に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書をおめくりください。添付資料であります事業報告書及び事業計画書によりご説明をさせていただきます。

まず、令和6年度（第23期）事業報告書をご用意ください。ここで1点、訂正のお願いがございます。4ページをお開きください。上から6行目、その他のところが⑤とありますが、これを⑥のその他に訂正させていただきたくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは説明に入らせていただきます。2ページ、1事業の経過及びその成果、（3）令和6年度の主な取組と成果をご覧ください。令和6年度におきましても、当該施設の特徴的な機能を最大限発揮させることを目標に各種事業に取り組んでまいりました。令和4年度、5年度実施の経営改革プロジェクトでの教訓を生かし、部門別に売上分析会議を行い、令和5年度と比較し売上げ増を達成しました。

また、諸物価の高騰、施設の老朽化による修繕、人件費の上昇に伴い、温泉入館料を改定し、経営状況の安定に対処しました。次に、道の駅よしおか温泉マルシェなどのイベント開催により、道の駅全体として集客を図りました。

3ページをご覧ください。施設の魅力発信としましては、情報誌やマスコミへの積極的な情報提供を行い、そのほか従業員研修に取り組んでおります。このような取組みと物産館の一部門化により、令和6年度の振興公社全体の売上高は、2億3,505万7,000円、前期差4,508万4,000円の増、売上総利益は、1億9,058万5,000円、前期差3,071万円の増となりました。支出においては、物産館従業員分の賃金の増加、最低賃金引上げにより、人件費が1億971万7,000円、一般管理費は、水道光熱費、リース料の増により、8,311万9,000円となり、販売費及び一般管理費では、1億9,283万6,000円、前期差1,876万7,000円の増となりました。その結果、営業利益はマイナス225万1,000円、前期差1,194万3,000円の減。経常利益は154万1,000円、前期差1,255万4,000円の増となりました。

続きまして、3ページ下段、2部門別の状況をご覧ください。（1）よしおか温泉リゾートピア吉岡の主な取組内容を記載しております。①緑地運動公園利用者の取り込み、②ファミリー層の誘客促進、③利用者満足度の向上、④入館料の改定、⑤売店、レストラン、4ページに移りまして⑥その他となります。

4ページ、上より11行目、以上の結果とともにをご覧ください。入館ポイント

引上げ、町民特別無料招待券の配布枚数の削減により、令和6年度の入館者数全体では、前期比96.4%の20万5,796人でありましたが、有料入館者数としては前年対比で7,442人増加しました。収入についても、有料入館者数の増加、入館料の改定により、温泉施設売上は、7,885万6,000円と増加、食堂も4,857万2,000円、物品売上も3,285万7,000円と増加しました。温泉施設全体の純売上高としましては1億8,327万4,000円となります。

次に、(2)吉岡町緑地運動公園をご覧ください。①健康増進を目的とした利用促進、②滞在型施設としてのPR活動、③魅力度向上策の立案、5ページの④施設・設備の改修等まで、主な取組内容を記載しております。

5ページ、上から11行目、これらの取り組みによりをご覧ください。令和6年度の利用者数は、緑地運動公園合計で3万1,976人、利用料合計は1,947万円でありました。減少要因としては、主に天候不順と思われ、特にパークゴルフの利用者数が大きく減少したものであります。ケイマンゴルフの利用者数は、7,838人と微増、利用料も1,080万4,000円と増加しました。一方でパークゴルフの利用者数は、1万5,249人、利用料は795万円と大幅な減少となりました。

次に6ページ、(3)道の駅よしおか温泉をご覧ください。①利用者満足度の向上としましては、RVパーク、EV充電機の利用件数について、②おもてなしの拠点としての活用促進は、実施されたイベントを列記しております。

7ページ、(4)物産館かざぐるまをご覧ください。令和6年度より、振興公社の一部門となった物産館におきましては、①売上管理システムの更新として、温泉施設の管理システムと連携し、売上管理の合理化を図るとともに、物産館レジに温泉施設にて使用するキャッシュレス決済端末を採用しております。②売り場レイアウトの変更及び売れ筋商品の分析では、什器備品のレイアウト変更や売上分析会議を行い、売上げ増を図りました。③生産者、仕入れ業者の開拓としては、商品欠品の解消と生産者の開拓を行いました。

7ページ中程をご覧ください。令和7年3月31日現在の3株主、4役員、そして次に5運営組織及び従業員の状況は、附属書類として11ページに組織図を添付しております。6安全衛生管理、8ページに移りまして7消防避難訓練及び従業員研修会実施はご覧のとおりとなります。

次に附属書類となります。9ページは2期比較損益計算書、10ページは各年度における温泉の入館者数月次推移表及びその下段にはグラフ、11ページは組織図となります。

引き続き、決算報告書を説明させていただきます。13ページから14ページが

貸借対照表となります。資産の部、流動資産計3,269万3,958円、固定資産計が1,639万4,418円。資産の部の計としまして4,908万8,376円となります。負債の部としましては、流動負債の計の3,280万3,054円が負債の部の計となります。純資産の部では資本金1,000万円と利益剰余金計628万5,322円を合算した1,628万5,322円が純資産の部の合計となりまして、負債・純資産の部の計は4,908万8,376円でございます。

次に、15ページ及び16ページの損益計算書をご覧ください。これまでの説明と重複する点がございしますが、ご了承ください。まず、営業損益についてですが、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益が、1億9,058万5,557円、当該額から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は、マイナス225万797円となりました。営業外利益は、16ページに移りまして、379万3,615円、当該額から営業外費用2,461円を差引き、営業利益マイナス225万797円を足した額の154万357円が経常利益となります。当該額から特別損失1円を差し引いた税引前当期純利益が154万356円となり、法人税・住民税・事業税の16万5,400円を差し引いた額、137万4,956円が当期純利益となります。

続いて、17ページは株主資本等変動計算書、18ページは個別注記表です。最終19ページは、監査役による監査報告となっています。適正かつ正確であったことが認められております。

続きまして、令和7年度（第24期）事業計画書をご覧ください。2ページ、1株式会社吉岡町振興公社の方向性と事業計画をご覧ください。振興公社では、引き続き、より一層の魅力を備え、快適に楽しむことができる施設づくりに取組みます。

また、複合施設としての優位性を前面に打ち出すとともに、健康増進の場として利用促進に取組みます。売店、物産館は、適正かつ効果的な売場管理を行い、また、生産者の新規開拓と容易な出品方法の整備等により、商品の欠品解消、利用者の満足度向上に資する取組みを進めます。継続してレストラン改革に取り組むほか、道の駅は、開業後15年を迎えることから記念イベントを開催します。また、PR活動の充実化を図り、町内外に向けて広域的な取組を推進します。

続きまして、2部門別の事業計画をご覧ください。（1）よしおか温泉リバートピア吉岡です。コロナ禍を経て、入館者数は回復傾向にあり、①緑地運動公園利用者の取り込み、②ファミリー層の誘客促進、③利用者満足度の向上、④温泉入館者増に向けた施策に取り組み、集客増に努めます。（2）吉岡町緑地運動公園としましては、①健康増進を目的とした利用促進、②滞在型施設としてのPR活動、③魅力度向上策の立案及び安全対策の徹底、④季節に応じた対策に取組みます。

(3) 道の駅よしおか温泉では、①開業15周年イベントの開催とし、道の駅マルシェを規模拡大し、より内容が充実したイベントを開催します。次に、②利用者満足度の向上、③おもてなし拠点としての取組、4ページに移りまして、④レストラン入り口前の広場の利用促進に取組みます。(4)は、物産館かざぐるまです。物産館は、道の駅における買い物部分の主軸であり、より一層、利用者に満足いただける売場となるよう、①売場のレイアウト変更及び売れ筋商品の分析、②イベント開催による集客、③生産者、仕入業者の開拓に取組みます。

5ページは、収支予算書としまして、前期実績と当期予算による2期比較損益計算書となります。コロナ禍以降、各施設の利用者数は回復傾向にあります。リバーピア吉岡の有料入館者数の増加と部門別事業計画に挙げる施策の推進に伴う売上高の増、また、人件費及び一般管理費も全般的な増を見込み、経常利益においては、347万2,000円、最終的な当期純利益としましては、前期実績比193万2,000円増の330万7,000円とする予算を組むものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今、経営状況報告を受けましたけれども、6年度の報告とそしてまた、7年度の事業計画という中で今年度から特に、物産館かざぐるまが本格稼働するというふうになると思うんですけども、この中で、この位置づけっていうのはどうなってるかっていうのがあるんですね。今回っていうのは、事業報告の中でも、生産者、仕入業者等の開拓と、商品の欠品をなくすと共に利用者に満足いただける生産者を開拓しましたって言うてるんですね。それで、今度は、こちらの事業計画の中では、生産者、仕入業者の開拓、商品の欠品などをなくすとともに、利用者に満足いただける商品を陳列できるよう特に青果及び生産者の開拓を継続的に行っていきたいというふうになってます。

その成果がどうなってるかってのはちょっと見えてこないんですけども、それと、吉岡町のこの物産館かざぐるまを見たときに、他市町村でもそれぞれあり、いろいろ、公的な施設としてありますけれども、その中で吉岡町を見た場合に、そういう中で果たしてどうかと。ましてやその隣の前橋市に、あそこなんて言ったっけね。赤城って言いましたね。直売所ができましたよね。そういう中で、より厳しい状況にあるかと思うんです。ある部分はね、引けを取らない部分というものはあるかもしれませんけども、吉岡町物産館に行けばまた、前橋と違ったものがあると。割に道の駅前橋っていうのは、私も何回か行ってるんですけども、商品の品ぞろえ

って余りよくないんですよ。もっと良いかと思ったら割に良くないんですよ。全体的なところの農産物直売場から比べると、前橋はもっと農協がやってるゆうあい館であるとか、荻窪ですか、あそこにあるその農産物直売所なんかのほうが、品揃えも良いんですよ。そういう部分では、頑張れば何とかなるものだと思うんですよ。

そういう中で吉岡町っていうのは、ここで開発、生産者の開拓を継続的にやっていくっていうんですけども、声掛けっていうのは、当然、その町の中に対する啓蒙ももちろんなんですけれども、榛東村であるとか、あるいはその渋川の一部ですよ。そういうところに対しての声かけとかはどうなってるか、そして今、農産物の直売所っていうの手数料というものを、少し値下げしてるというところも若干増えてきていますけれども、そこら辺についての今後の考え方はどうなっているのでしょうか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） まずですね、個別の開拓件数についてなんですけどちょっと手元にですね、数字押さえてませんので、何件増えて、何企業が入ったってのはちょっと手元がないので、ここでお示しできないんですけども、できるだけ調べてお示しできるものがあれば、議員のほうにですね、お示ししたいと考えております。

また、開拓についてはですね、やはり昨年度と引き続きということですね、新規農家の方とか、生産者の方にじかにお声掛けという形で開拓をしてる話は聞いております。

またですね、町外のほう、ちょっと渋川か榛東とは聞いてないんですけども、町外ですね生産者の方にもお声掛けさせてもらって、販路の開拓をしているという話は聞いております。

またですね、出荷生産のですね、当然、規約・規程等もございますので、そちらのほうもですね、お示しできるようになればですね、お示ししたいと考えております。今後についてもですね、やはり努力ということなので、それしか言えないんですけども、ほかのですね、前橋赤城とかに負けないようにですね、当然品ぞろえもそろえて、生産者の開拓を進めていきたいという気持ちがございますので、今後でもありますね、それに真摯に取り組んでいきたいと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 振興公社に物産館が加わったということでは、未知の部分ではあるかもしれませんが、今までね、年度ごとあるいはその月ごとの中で、この月には、生産者が何人ぐらい、要するに生産者活動を協力してますよって言うんですけども、いわゆるその物産館に品物を納めてくれる人っていうデータっていうのは、これ

まで引き継いだ中で持っていないんですか。もっと言えば、今まで始まってから15年ですから、そうすると15年間の中で、この月は生産者がどのぐらいいたかと、売上げがどのぐらいあったかというのが15年蓄積されてるわけですから、それないんですか。あれば、示していただきたいというのと。今でも、組合員が登録してるその組合員がどんだけいて、そしてその中の組合員さんが何人がここを利用してあるかと利用してるというように月によって違いますから、でも、今で言えば、5月で、町の生産者が何人商品を納めているかと言うその月別のデータですよ。なければ、ないでいいんですけども、ここをしっかりと押さえておくことって大事だと思うんですよ。

これを見てやっぱり他市町村と比較するとここなんですよね。これと売上げなんです。物がなければ売れない。それで私いつも思ってますけれども、売上げ、物産館かぎぐるまのこれつくったときっていうのは、コンペ方式でやって、最初は、海の物とも山の物とも分かんなかったんですけども、できたら思ったより狭かったんですよ。今見ても狭い。どこと比べても狭い。でもそんなに広くしなくても何て言うんですかね。その農産物の直売ですから、夏場暑いときは、別に。特別暑い時期は別にしても、もう少しそのテント張るっていうんじゃなくて、もう少し下屋出すような形でいいんだと思うんですよ。

そういうところでやはり、ある程度品ぞろえをして、その店の面積もあってというふうにならないと人って集まってこないですよ。そういうことっていうのは、どのように考えているかと、先ほど言いました生産者の働きかけっていうのは、吉岡の場合でしたらね、いわゆるその榛東の役場を介してそうすれば、また榛東の広報かなんかでも、吉岡町が生産者を求めていますよというものがダイレクトに生産者に行くじゃないですか。そうすれば、やってみようというふうにもなると思うんですよ。そういう開拓の仕方もあろうかと思うんですけども、これ渋川も同じなんですけども、そういうことは検討したことはあるんでしょうか。

また、するべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） まず、前回のですね出荷組合からの積み重ねのデータについてはですね、ちょっと今確認はしてないので、こちらのほう確認させていただきたいと思います。

またですね、月ごとの売上げ、当然のことながら直売所ということですから、季節の芋なり、いちごなり、トマトなり、トウモロコシなり、季節ごとにですね当然目玉商品ございますので、そちらのほうのですね、例えばこの季節はこの製品っていうのを押さえていると思うんですけどもその具体的なちょっと売上高については

ちょっと手元にないので、そちらのほうもですね、確認をさせていただきます。

3つ目に、コーナーの外にテント等の売場の拡大等についてはですね、一部そういう話もございますので、今後、それについては、検討は進めていきたいと思えます。

4番目のですね、開拓等についてもですね、その方法・手法についてはですね、当然ほかのところも参考にしてですね、皆様のご意見も聞いた上でですね、順次、取り入れるべきものは取り入れ、今後対応していきたいと思えます。

議長（富岡大志君） ほかにありませんか。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 令和6年度事業報告書の6ページ、（3）道の駅よしおか温泉、①利用者満足度の向上の中で、RVパークとEV充電機に関して、前年と比較が出ておりません。

まず、前年の比較はどうなっているのか、そして、このRVパーク利用者及びEV充電機利用者の中で、温泉を利用した件数は何件なのかお伺いたします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 申し訳ありません。手元にですね、ちょっと去年のがないのでちょっと比較をすぐに出すことはできないんですけども、これについては速やかにお示しをしたいと思います。

またですね、RVパーク、EV充電機のほうのですね、温泉の利用についてはですね、正式にちょっと数のほうは抑えることができておりません。

ただ、アンケートという形でRV利用者に関してはアンケートを行っておりますので、その中で温泉利用、物産館利用をしたということは把握できるんですけども、人数については、申し訳ないけど押さえていないという形で報告させていただきます。

議長（富岡大志君） ほかにありませんか。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 特にRVパーク等に関しては、温泉利用も含めて、そういう方針で当初実施しているいきさつがあると思うんですよ。ですからこの辺はですね、しっかりデータを押さえていただきたいと思います。以上です。

議長（富岡大志君） ほかにありませんか。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 19の4ページから5ページにかけて質問いたします。1番下のほうの（2）吉岡町緑地運動公園魅力向上策の立案ということになってまして、パークゴルフ、ケイマンゴルフいろいろ利用者増のために努力をしてきたと書いてありますが、19の5ページの中程に、部門別の実績としてはと以下あります。要するに、

グラウンドゴルフとパークゴルフの利用者がかなり減っていると。この報告書の中で表記を見れば大幅な減少となりましたと書いてあります。これの今、分析はされているんでしょうか。その内容はどのようなものなのか。そして、今年度の事業計画にどのように反映されているのでしょうか。それをお尋ねいたします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） これだけ大きい減少ですので、その原因については、内部のほうですね、一応原因のほうは考えようということになりまして、やはり出てきた理由はですね、やはり利用者の高齢化、パークゴルフ・グラウンドゴルフですね、やはり高齢者がどんどん増えてきてですね、やはりこちらのほうが、できなくなる方が、人数が減ったという形とですね、あとですね、やはりパークゴルフ、グラウンドゴルフの大会自体が減っていると、メーカー自体がやはり撤退をしているということとで、そちらのですねゴルフ熱のほうがちょっと下がっているということとですね、やはり、天候にも左右されるということがございます。

逆にケイマンゴルフのほうはですね、一時期コロナ禍においてですね、若い世代がこちらケイマンゴルフをするということで、一時、人口が増えたのがありましたので、やはりですね、高齢化による影響が少ないという形でこのような結果になると、現在は分析しております。

これらを踏まえてですね、こちらですね、パークゴルフ、グラウンドゴルフのですね、さらなる新たな客層の開拓とですね、こちらのほうですね、考えていきたいと思っております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） そうしますと、高齢化で減ってきた。それから最近、夏が非常に暑いということで、夏場は余り利用者ないとなると、その2つは今後ずっと続くわけです。

高齢化はどんどん高くなって、夏が暑いってというのは、今年も多分そうでしょうけど、そうすると、この大幅な減少というのは回復できない状況が続くということですよ。それに対して、先ほど私が質問したのは、今年度の計画にどういうふうに取り組んでいるかということでもあります。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） パークゴルフ、グラウンドゴルフについてはですね、一応、県内・県外からですね、マイクロ等を使ってですね、こちらのほうに来てやるという団体も数多くあると聞いております。

こちらのほうのですね、層のですね、掘り起こしを考えたりとか、高齢者減ることとはですね、その下の年齢の方がやはり上がるということになりますので、

そういう方たちを目的としたですね、周知、広報活動、広告なども考えられると思っておりますので、その辺ですね、今後、中でですね、話し合ったりとかですね、もう意見を聞いたりとしてですね、開拓のほう努めていきたいと思っております。

議長（富岡大志君） ほかにありませんか。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 1つは今の飯塚議員と同じようなところなんですけど、利用者が、スポーツ関係の施設とあわせて温泉も19の10ですか、入館者数を見ると、温泉のほうも、コロナ後、回復を始めたようだったんですけども、昨年度途中からぱたっと減少してきていますけども、温泉の利用者の方たちからも、どんどん何か減ってるんだけど、ということで、施設の存続も心配するような声もやはり聞こえてきます。

夏の高温化についてということですけども、同じく19の5の利用者数の推移を見てみると、ケイマンは僅かですが、テニスも結構増えてきている。テニスなんかはコートのね、40度以上になるようなところあるので、それも増えているというようなことを考えると高温化だけで、どうこうっていうような考え方は難しいのかなという。

スポーツ全体として、コロナ禍の影響で、一時的に減少して、参加者が町内のスポーツ大会等でも、減少してしまっている競技が特定の競技に集中して出ているような現状もありますので、その辺も含めてですね、温泉とスポーツ施設とあわせて、どのように減少の理由を正確につかんでいくかということが今後の温泉存続をさしていったって、さらに、町民の健康づくりの礎になる施設でもありますんで、それを健康づくりのもとになるような改革のためには、どのようにしていくのが望まれることかご見解をお聞きしたいんですが。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 議員おっしゃるとおりですね、高温化とかですね高齢化だけではですね、頭打ちになってどんどん利用者が減っていくというのは承知はしております。周辺にもですね、新しい温泉施設ができたりとか、民間への移譲により、リニューアルといったようなことも起きてますので、常にブラッシュアップなり、新たなことを考えなきゃいけないという時代に来てるというのは重々承知をしております。

やはりスポーツというところの掘り起こしとなると、やはり人あってということですので、まずはですね、そのスポーツの周知、グラウンドゴルフなりパークゴルフなりの周知をしていくと。強みとしてはやはり、議員おっしゃったとおり、温泉施設がセットになってますので、おっしゃるとおりですね。スポーツ施設と温泉と

のセットということで、先ほど質問ございましたけども、県内・県外からゴルフをしに来て、温泉に入るというところをですね、もう少し旅行会社なりとか広告雑誌なり、パークゴルフに関しては、新聞等もございますので、そちらのほうでですね、周知をしてですね、新たな層の掘り起こし等を考えていきたいと思っております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 温泉等のセットで考えて売り込んでいくとかやはり、PRをですね、パークゴルフ場については、関東近県の中でも、とびきり人気のある吉岡のパークゴルフ場もありますんで、先ほど課長お話頂いたように、非常に広範囲の地域からバスで吉岡へ行くのを楽しみにしてくれてますので、非常にそのセット券みたいな形でPRしていくのもよろしいかと思います。

それとあと温泉施設の利用者たちの声の中には、周辺の温泉施設と価格で比較すると、吉岡だけが何か、ちょっとメリットが少ないからほかへ流れてるなんていうふうな言い方をする方も多々聞かれるんですよね。そういったことについて、どういうふうにお考えなのかご見解をお願いします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 温泉のほうですね、価格等はですね、周辺のほうと比べられるのは常と考えておりますが、現時点ですね、やはりですね、周辺ということですね、うちのほうもですね、周辺、民間、指定管理も含めてですね、料金に関しては、調べておりますが、吉岡町がですね、突出して高いということはないと考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 町の考え方分かりましたんで、今日はこれで。

議長（富岡大志君） ほかにありませんか。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8 番（富岡栄一君） 令和7年度の物産館かざぐるまの事業計画に載ってますけど収支予算、黒字が出るような収支予算ができてるでしょうかお願いします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 5ページの損益計算書になると思うんですけども、物品に関してはですね、一体ということですね、物産館とですね、やはり売店等ですね、あとは道の駅のアイスとか、それも入ってますので、ちょっと個別にはここでお出ししてませんので、そちらについては、もしですね、出せる資料があればですねちょっと確認をさせていただきたいと思います。

議長（富岡大志君） 資料用意していただくということで。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8 番（富岡栄一君） ぜび、物産館は、物産館で、今までの経営の関係もありますので、なるべくいい数字の計画で出せるよう、出していただきたいと思います。以上です。

議長（富岡大志君） ほかにございませんか。

〔2番 春山和久君発言〕

2 番（春山和久君） 冒頭、小池議員のご質問に関連することもあるんですけども、物産館かぎぐるまなんですけれども、こちら私、結構利用しているのかなと自分で思っておるんですけども、先ほど小池議員の中にも、売場面積の拡大等もあった中でテント等というお話もありましたけれども、利用してるものとして、よく目にするのはですね、売場面積を増やす以前に今、商品棚にですね、商品が陳列されていない。冷凍の陳列ケースが東のほうにあると思うんですけど、そちらに商品がないということをよく目にするというより、商品がありません。

売るのがなければ、当然買えるわけありませんので、先ほど来、商品の欠品をなくすということも出ておりますけれども、販路拡大そして仕入業者の開拓、選定等もある中で商品をまず入れることが先決だと思いますが、この辺、現場サイドとどのような打合せ等を行っているのかお聞かせください。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 現在ですね、月1で当然ながらですね、経営とか営業に向けた会議というのは行っております。皆様のご意見とかですね、当然そこで反映させるべくですね、話合いをするわけですけども、今の意見も聞きましてですね、欠品状況というのですね、さらにですね、深くちょっと調査しまして、例えば、時間帯的に何時台が欠品になりやすいとか、製品的に何が欠品になりやすいかというのもですね、さらにですね、ちょっと進めてですね、そちらのほう解消していきたいと思います。

議長（富岡大志君） ほかにありませんか。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 先ほど来、いろいろな議員さんから指摘が出てるところではあるんですが、この利用者数の低下ということでパークゴルフですが、2期連続で2千人超の減少しているような状況で、令和7年度のこちらの予算で広告宣伝、先ほどされるというようなお話ありましたが、令和6年度とほぼほぼ予算が一緒かと思受けられます。

ただ、宣伝で掘り起こして、利用者数を増加させたいというようなお言葉も先ほどあったかと思うんですけど、具体的にどのような形で利用者を掘り起こすような広告等々、計画されてるのかお伺いできればと思います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 今、主に考えているのがですね、2点ありまして、まずですね、パークゴルフに関してはですね、パークゴルフの新聞というのがございまして、当然そちらパークゴルフやる方に対する広告となっておりますので、そちらのほうにですね、広告を載せるのも一つの手かなと考えております。

もう1点はですね、やはりですね、マイクロバスでこちらまで、パークゴルフなりグランドゴルフなりして、やはり温泉ということで、ある程度旅行会社なりとか、そちらを通じてですね、宣伝をするというのも考えておる次第でございます。

議長（富岡大志君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 報告第4号 令和6年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書

議長（富岡大志君） 日程第4、報告第4号 令和6年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第4号 令和6年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告します。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和6年度から令和7年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。2ページ、令和6年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

今回報告する令和6年度の繰越明許は、全部で16事業です。

1款議会費1項議会費、議会広報印刷製本業務86万円が全額本年度へ繰越しとなり、財源内訳は全額一般財源です。繰越分については、4月18日に発行済みとなっております。

2行目、2款総務費1項総務管理費、公共交通基礎調査業務190万円が全額本年度へ繰越しとなり、財源内訳は全額一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

3行目、3款民生費1項社会福祉費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業（非課税世帯追加分）4,585万4,000円のうち3,101万6,000円が本年度へ繰越しとなり、財源内訳は、全額が未収入特定財源の国庫支出金です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

同じく4行目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、（子ども加算追加分）715万6,000円で、うち641万6,000円が本年度へ繰越しとなり、財源内訳は、全額が未収入特定財源の国庫支出金です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

同じく5行目、障害福祉システム改修委託事業費78万4,000円が全額本年度へ繰越しとなり、財源内訳は、既収入特定財源の国庫支出金が37万1,000円、残り41万4,000円が一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

6行目、6款農林水産業費1項農業費、小規模農村整備事業1,050万円のうち1,021万5,000円が本年度へ繰越しとなり、財源内訳は、未収入特定財源の県支出金が411万5,000円、残り610万円が一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

7行目、7款商工費1項商工費、駒寄スマートインターチェンジ産業団地基本計画等策定業務5,159万8,000円が全額本年度へ繰越しとなり、財源内訳は、全額一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

8行目、8款土木費2項道路橋梁費、渋川吉岡連携道路事業612万9,000円が、全額本年度へ繰越しとなり、財源内訳は、未収入特定財源の地方債が470万円、残り142万9,000円が一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

9行目、8款土木費4項都市計画費、都市計画道路漆原総社線新設事業3,084万1,000円が全額本年度へ繰越しとなり、財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金が1,301万6,000円、地方債が1,170万円、残り612万5,000円が一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

同じく3ページ、同じく1行目、漆原天神東公園基本計画策定業務289万3,000円が全額本年度へ繰越しとなり、財源内訳は、全額一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

2行目、10款教育費1項教育総務費、情報端末年度切替業務委託30万8,000円が全額本年度へ繰越しとなり、財源内訳は、全額一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

3行目、10款教育費2項小学校費、駒寄小学校エレベーター機器修繕工事20

4万8,000円が全額本年度へ繰越しとなり、財源内訳は、全額一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

同じく4行目、駒寄小学校校庭拡張工事設計及び開発申請委託業務2,341万9,000円が、全額本年度に繰越しとなり、財源内訳は、未収入特定財源の地方債が1,750万円、残り591万9,000円が一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

5行目、10款教育費3項中学校費、吉岡中学校音楽備品購入事業132万2,000円が全額本年度へ繰越しとなり、財源内訳は、既収入特定財源の諸収入が122万7,000円、残り9万5,000円が一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

同じく6行目、吉岡中学校校庭拡張事業5,652万9,000円が全額本年度へ繰越しとなり、財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金が250万9,000円、同じく地方債が5,380万円、残り22万円が一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

7行目、10款教育費4項社会教育費、駒寄スマートインターチェンジ産業団地埋蔵文化財試掘確認調査支援業務5,170万円が全額本年度へ繰越しなり、財源内訳は、全額一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

以上、町長の補足説明となります。

先ほど3行目で2ページですね、2ページ目をご覧ください。3行目で翌年度繰越額を3,101万6,000円と言いましたが、3,110万6,000円が正しい数字となります。訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

以上、補足説明を終了いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は、報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 報告第5号 令和6年度吉岡町一般会計継続費繰越計算書

議長（富岡大志君） 日程第5、報告第5号 令和6年度吉岡町一般会計継続費繰越計算書を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第5号 令和6年度吉岡町一般会計継続費繰越計算書について

報告します。

令和6年第1回吉岡町議会定例会において議決を頂きました継続費につきまして、令和6年度から令和7年度への通次繰越を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、ご報告申し上げるものでございます。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） それでは町長の補足説明をさせていただきます。

報告第5号 令和6年度吉岡町一般会計継続費繰越計算書について報告します。

2ページをご覧ください。

繰越しましたのは、1行目、2款総務費1項総務管理費、庁舎空調設備改修事業で、令和6年度から令和8年度までの3か年で継続費を設定しております。継続費の総額は、1億4,320万円であります。令和6年度継続費予算額は、6,300万8,000円で、このうち1,328万8,000円を本年度に通次繰越します。

2行目、2款総務費1項総務管理費、庁舎電気設備改修事業は、同じく令和6年度から令和8年度までの3か年で継続費を設定しております。継続費の総額は、1億1,000万円であります。令和6年度継続費予算額は4,400万円で、このうち250万円を本年度に通次繰越します。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますのでこれにて終結いたします。

日程第6 議案第33号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第6、議案第33号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第33号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地域防災に関する事務と水防に関する事務を一体的に執行するため、

吉岡町水防協議会を廃止し、同事務を吉岡町防災会議に引き継ぐに当たり、吉岡町防災会議条例の所掌事務について、所要の改正を行うものであります。

その他詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは町長の補足説明をさせていただきます。

まず、本議案の提案の背景ですが、本町では現状、水防計画の策定等は吉岡町水防協議会で、地域防災計画の策定等は吉岡町防災会議で審議をお願いする形となっております。ただ一方で、実際の災害は当然ながら、水防や地域防災という枠に関わらず起きるものであり、水防計画と地域防災計画は類似する部分もあることから、その審議や事務を一体的に執行することが有効かつ効率的であると考えております。

また、これに加えて、群馬県内のほとんどの自治体が既に水防協議会を廃止し、その事務を防災会議へと引き継いでいる状況でございます。以上のことを踏まえまして、吉岡町防災会議条例の所要の改正を行うものであります。それでは概要説明書をご覧ください。

議案名、提案理由につきましては、先ほど町長が述べたとおりとなります。

続きまして、改正内容の概要についてです。まず、1 吉岡町防災会議の所掌事務について、第2条関係ですが、吉岡町防災会議の所掌事務に吉岡町水防計画の作成及び実施の推進を加えるものとなります。次に施行期日についてです。（1）附則第1項、施行期日につきましては、公布の日となります。（2）附則第2項、吉岡町水防協議会条例の廃止についてですが、吉岡町防災会議条例の改正により、吉岡町水防協議会の事務は、吉岡町防災会議に引き継がれることから、本条例を廃止するものであります。（3）附則第3項、吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、吉岡町水防協議会条例の廃止に伴い、別表水防協議会顧問の項、水防協議会参与の項及び水防協議会委員の項を削除するものとなります。

以上、町長の補足説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第33号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第34号 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第7、議案第34号 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第34号 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページに提案理由がございますが、この案を提出いたしますのは、経済情勢の変化に伴い、長期的に契約したほうが費用面の観点から有利になると考えられるリース等の取扱いを拡大するため、所要の改正を行うものでございます。

その他、詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案第34号 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について、町長の補足説明をいたします。

昨今、官公庁、民間問わず、支出規模の平準化につながり、ユーザーによる品質の向上やサービスの提供への要望に応えるべく、リース業界は日々変容しております。これはリースという契約形式が民法上で賃貸借契約の派生形として、非典型契約としての要素もあることから、形式にとらわれることなく、ユーザーにサービスを提供できることがゆえんとされております。

このことから、従前のメンテナンス部分を含んだリースにも多くの品目が対応できるよう、所要の改正を行うものです。

また、この改正に伴い行った字句の改めとともに、翌年度にわたり、経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるものの、長期継続契約の可能性を探った結果、当該事項を長期継続契約ができるものとして明文化し、具体的内容を列挙いたしました。

その中で、今回の改正では、庁舎、施設等の案内、受付及び電話交換に関する業務委託契約を新たに長期継続契約ができる内容とさせていただきました。

新旧対照表をご覧ください。主な改正内容は、旧の長期継続契約を締結することができる契約を定める第2条の第1号から第3号の条文に相当するものとして、これまで長期継続契約を締結していた内容を新たに第1号から第4号としたもので、さきに申し上げた理由により今回明確化するものでございます。

また、新たな条例第3条の契約期間は、第2条各号に該当する内容により契約期間を改めたものです。附則としまして、この条例は、公布の日から施行することを定めるものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第34号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第35号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第8、議案第35号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第35号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上可決頂きますようお願い申し上げます。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。概要の1家庭的保育事業者等の連携協力項目の見直しについては、（1）として、家庭的保育事業者等が、保育所、幼稚園または認定こども園との連携によって、適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするもの。（新第6条第2項及び第3項関係）（2）として、代替保育について、市町村長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めた場合には、連携施設の確保を不要とすることを可能とするもの。（新第6条第4項関係）となります。

2経過措置の延長（附則第3条関係）については、連携施設を確保しないことが

できる経過措置の期間を令和１２年３月３１日まで延長するものです。

次に、３技術的改正については、（１）条項ずれ対応、新第６条第５項から第７項関係といたしまして、本条例の改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。（２）字句の整理、新第６条第１項、第４項及び第５項関係といたしまして、その他字句の整理を行うものであります。

最後に、４施行期日等については、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用するものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第３５号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで休憩をとります。再開を１０時５５分とします。

午前１０時４６分休憩

午前１０時５５分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。

日程第９ 議案第３６号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（富岡大志君） 日程第９、議案第３６号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第３６号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。概要の１ 特定地域型保育事業者の連携協力項目の見直しについては、（１）として、特定地域型保育事業者が保育所、幼稚園または認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするもの。（新第４２条第２項及び第３項関係）（２）として、代替保育について、市町村長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めた場合には、連携施設の確保を不要とすることを可能とするもの。（新第４２条第４項関係）となります。

２ 経過措置の延長（附則第５条関係）については、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を令和１２年３月３１日まで延長するものです。

次に、３ 技術的改正については、（１）条項ずれ対応、第７条第２項、第３７条第１項、新第４２条第１項及び第４項から第１１項関係といたしまして、本条例の改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。（２）字句の整理、第３７条第１項、新第４２条第１項、第４項及び第５項関係といたしまして、その他字句の整理を行うものであります。

最後に、４ 施行期日等については、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用するものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第３６号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第１０ 議案第３７号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第１０、議案第３７号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第３７号 吉岡町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴

い、所要の改正を行うものです。

なお、詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

〔税務会計課長 福島良一君発言〕

税務会計課長（福島良一君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。概要をご覧ください。

1の公示送達第18条関係は、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正を行うものです。

次に、2の町民税の所得控除の追加、こちらは、第34条の2及び第36条の3の2の関係で、町民税の所得割の納税義務者が、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税者の前年の総所得金額等から所得に応じて3万から45万までの控除を追加するものでございます。

次に、3の加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例は、附則第16条の2の2関係で、加熱式たばこの課税方式の見直しを行うものです。課税方式の見直しは、ア)スティック型の加熱式たばこの重量0.35グラムは、紙巻きたばこ1本の本数に換算するものです。

もう一つ、イ)のスティック型以外の加熱式たばこの重量0.2グラムは、紙巻きたばこ1本の本数に換算するものです。そういった課税方式になります。

次に、4の技術的改正については、(1)規定の整備対応で、施行規則第1条の8第1項の改正による条例第18条の改正に伴う規定の整備を行うもの。第18条の3関係になります。特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備するもの。第36条の2関係になります。それと特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る申告事項を整備するもの。第36条の3の2の関係になります。(2)は、字句の整理、第18条の3、第34条の2、第36条の2の第1項及び第6項並びに第36条の3の3、第51条第1項第5号及び第6号関係になります。それは、その他字句の整理を行うものとなります。

最後に、5の施行期日等については、(1)施行期日は、ア)第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定関係は、令和8年1月1日となります。

イ)附則第16条の2の次に、1条を加える改正規定及び附則第6条の規定関係は、令和8年4月1日からとなります。ウ)第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定は、地方税法の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1

条第12号に掲げる規定の施行の日になります。（２）公示送達に関する経過措置について、附則第2条関係は、第18条の規定は、先ほどウに掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお、従前の例によることになります。（３）町民税に関する経過措置、附則第3条関係、新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお、従前の例によるとして、以下のアからウのとおりとなります。次、（４）たばこ税に関する経過措置、附則第4条関係は、条例附則第16条の2加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例に関する経過措置となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第37号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第38号 令和7年度中央監視システム更新工事請負契約の締結について

議長（富岡大志君） 日程第11、議案第38号 令和7年度中央監視システム更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第38号 令和7年度中央監視システム更新工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

令和7年度中央監視システム更新工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

中央監視システムとは、配水池や浄水場などの水道施設における水位や流量、水質の管理のほか、設備の稼働状況に異常はないか遠隔で集中管理するシステムであり、今回、更新を行う理由は、システムの更新時期となったことに加え、これまで使用していたNTTの専用回線サービスが2029年に終了することになったため、光回線による接続に切り替えるためであります。

その他、工事概要及び契約に関する詳細につきましては、上下水道課長に説明さ

せましますので、よろしくご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、先ほど町長が説明しましたので、省略させていただきます。

私からは、契約内容及び工事概要についてご説明いたします。

概要説明書の概要欄をご覧ください。1の工事名称は、令和7年度中央監視システム更新工事。2の履行場所は、北群馬郡吉岡町地内。3の契約締結日は、議会議決の日となります。4の履行期間は、議会議決の日から令和8年3月31日まで。5の契約方法は、条件付一般競争入札による契約。6の予定価格は、7,197万円で消費税を含みません。7の落札金額は、6,980万円こちらも消費税を含みません。8の落札率は、97.00%、9の契約金額は、7,678万円のうち消費税額は698万円です。10本工事において、国や県の補助金はございません。11の請負者は、クシダ工業株式会社、代表取締役 串田洋介でございます。12の工事内容については、議案書に添付した図面で後ほど説明いたします。

それでは議案書の資料1ページをご覧ください。建設工事請負仮契約書でございます。仮契約書中の解体工事に要する費用等で別紙のとおりとあるのは、建設リサイクル法に基づく書面となります。続く2ページと3ページにその書面を添付してあります。

続きまして、契約の経過についてご説明いたします。本件の入札は、去る5月15日に条件付一般競争入札により執行されました。入札結果につきましては、4ページの入札執行調書でご確認をお願いいたします。

資料の5ページには、今回、工事を行う各水道施設の場所を示した位置図を添付しました。

続いて、6ページと7ページをご覧ください。更新する前と更新後の集中管理システムの系統図になります。7ページ、更新後の系統図で工事内容をご説明します。赤く標示している箇所は、今回、新たに新設または増設される設備でございます。中央監視室にある管理用情報端末機の入れ替えや、各水道施設にあるテレメーター装置の更新が今回の工事の対象となります。既存の専用回線から光回線を利用したIP-VPNという通信事業者が提供する閉域ネットワークを新たに用いることによって、通信の品質とセキュリティが向上するとともに、図面右上のデータ管理センターをクラウドで利用することによって、施設で異常等の警報があった際、パスワードを入れれば、自宅や外出先でもスマートフォンやタブレットを使って施設の状態を確認できるようになります。

また、今後は国内2箇所のサーバーでデータ管理を行うため、大地震など災害時にシステムがダウンした場合のリスクにも対応しています。

最後に、8ページから19ページまでは、工事箇所となる各施設ごとの光回線やテレメーター盤の工事位置を示した図面を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第38号は総務産業常任委員会に付託します。

日程第12 議案第39号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事 請負契約の締結について

議長（富岡大志君） 日程第12、議案第39号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事請負契約の締結についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第39号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事に当たり、請負者を選定し契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

その他、契約の方法、金額、契約の相手方についての詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） それでは町長の補足説明をさせていただきます。

議案書をご覧ください。1契約の目的、令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事、契約の方法ですが、条件付一般競争入札による契約。契約金額ですが、5,258万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額478万円。4契約の相手方、群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田592番地、勝野建設株式会社 代表取締役 勝野政和です。

次に資料の1ページをご覧ください。こちらは、建設工事請負仮契約書でござい

ます。契約内容は、議案書の説明と重複しますので、説明は省略します。工期については、議会議決の日から令和8年1月30日を予定しています。工事場所は、吉岡町大字南下地内で、吉岡中学校校庭南側となります。

次に契約経過について説明をします。4ページをご覧ください。本件の入札は、去る5月15日に条件付一般競争入札により、予定価格税抜き4,836万円、入札参加者2社で入札が執行されました。参加者については、入札執行調書で確認のほうをお願いします。

その後、落札業者を決定し、令和7年5月22日に落札業者の勝野建設株式会社と落札金額4,780万円に消費税478万円を加えた5,258万円で建設工事請負仮契約を締結いたしました。

本工事の内容については、令和4年度に取得した吉岡町立吉岡中学校校庭南側の土地を校庭として整備するもので、具体的には資料の5ページをご覧ください。今回の校庭拡張工事の計画平面図となり、場所については、吉岡中学校校庭の南側となります。色のついている部分が今回の工事の該当箇所となり、具体的には、走り幅跳び競技の施設及び砲丸投げの競技の設備を整備するものとなっております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 先ほどの担当部署と違うので、表記の書き方が違うと思うんですが、落札率、これを教えてください。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 98.80%となります。

議長（富岡大志君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第39号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第40号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

議長（富岡大志君） 日程第13、議案第40号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第40号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,375万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億8,275万6,000円とするものであります。

補正の主な内容については、定額減税補足給付金給付事業、移住支援金事業及び統合型及び公開型GIS導入事業などの計上が主なものであります。

その他、詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案第40号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算の補正によるということで、内容については、補正の款項の区分等を含め、事項別明細書で説明をいたします。

10ページをご覧ください。初めに歳入の主なものです。15款国庫支出金2項国庫補助金1目1節総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,947万9,000円の増は、定額減税補足給付金給付事業であり、当時算定された当初調整給付額と、本年に確定した令和6年分の所得税額等から算出した給付額との間に差額が生じた方や、当時定額減税の対象外で、低所得者世帯向け給付金の給付対象外であった方に対して不足額を給付するものでございます。同じく新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）1,803万6,000円の増は、統合型及び公開型GIS導入事業で、現在使用している地図情報のうち、電子化されていないものを新たに電子化し、公開型GISとしてインターネット公開するものです。

16款県支出金2項県補助金1目1節総務費県補助金、移住支援金事業県補助金270万円の増は、移住者支援制度における県の補助分です。

19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は1,261万4,000円の増です。補正後の財政調整基金からの繰入額は、10億4,870万8,000円です。

次に、歳出の主なものです。12ページをご覧ください。2款総務費1項総務管

理費４目会計管理費９，９４７万９，０００円の増は、歳入でもご説明した定額減税補足給付金給付事業の事務費及び事業費の計上です。同じく６目企画費１８節負担金、補助及び交付金、移住支援金３６０万円の増は、町の移住支援金制度に基づく移住者への支援金の計上です。同じく１２目電子計算費１２節委託料、統合型及び公開型GIS導入事業費３，６０７万３，０００円の増は、歳入でもご説明した事業費の計上です。

２款総務費２項徴税費２目賦課徴収費１２節委託料、固定資産基礎資料作成業務委託（航空写真撮影）６９０万円の減は、先ほどご説明した統合型及び公開型のGIS導入に伴う計上です。

そのほか、別紙参考資料として、Ａ４版、７ページの説明資料を添付させていただきました。参考資料７ページをご覧ください。こちらが２款総務費１項総務管理費４目会計管理費、定額減税補足給付金給付事業における補正内容となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第４０号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第１４ 発議第２号 自治体間交流推進特別委員会の設置について

議長（富岡大志君） 日程第１４、発議第２号 自治体間交流推進特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について、提出者の藤多ゆかり議員より提案理由の説明を求めます。

〔３番 藤多ゆかり君登壇〕

３番（藤多ゆかり君） 発議第２号 自治体間交流推進特別委員会の設置について、提案理由を説明いたします。

発議第２号 自治体間交流推進特別委員会の設置についての議案を地方自治法第１１２条第２項及び吉岡町議会会議規則第１３条第１項の規定により提出します。

提出者は、紹介議員藤多ゆかり、賛成者は、町議会議員飯塚憲治、同じく町議会議員大井俊一であります。

提案理由、吉岡町は、平成２３年１０月に北海道大樹町と友好都市協定を、昨年１２月には神奈川県開成町と災害時相互応援協定を締結しています。大樹町とは友好都市協定締結以来、産業分野はもちろん、子供たちの交流も行われ、大変貴重な

機会を得ることができていると思います。

災害が増加している昨今、開成町と災害時相互応援協定を締結できたことは、私たちの暮らしの安心材料になったことに間違いありません。そしてお互いを知るよい機会にもなり、気候風土、文化の違う自治体同士交流を深め、有事の際には、助け合えるという関係は大変有益なことです。

しかし、自治体間交流を推進しようとしても、それぞれの委員会活動など、現状では、なかなか難しいため特別委員会を設置し、調査研究を推進することが有効と考えます。

また、自治体間交流は、複数の行政部署にわたる交流が想定されるため、常任委員会や議会運営委員会とは別に特別委員会の設置が必要不可欠であると考えます。

このような背景から、自治体間交流推進特別委員会を設置することを提案します。そして、それはSDGsの11番、住み続けられるまちづくりをにもつながります。

以上、自治体間交流推進特別委員会の設置を求める発議の提案理由といたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ここにあります友好都市拡大についての調査研究ということなんですけども、友好都市を拡大をしていくということを念頭に置いてるようなんですけども、これやっぱり住民に対して周知を図るってこと大事ですよ。住民が何を望んでるかと言うところの調査。だから、その住民調査っていうのはどのように行っていくかということをまずお尋ねします。

どういう方法でね、やっていくのかとそれとですね、災害時相互応援協定の締結先拡大についての調査研究っていうんですけども、調査してるだけでは、金かかりませんけども、今も言われてるのは東南海大地震というのはこれから30年間の間に80%の確率で想定されてるというふうに言われてますよね。そうするとどうしてもこのことを外しての議論というのは、できないと思うんですよ。これについてはどういう考えを持ってるのか。

やはり、相互協定を結ぶっていうことは、それは手助けですから、それぞれの市町村がその相手方を手助けするということも大事なんですけども、国との責任、国の責任というのもあるじゃないですか。ですからその兼ね合い、姉妹都市、いわゆるここで言ってる相互応援協定が優先するのかそれとも国のほうはねやっぱりある程度の力も要ると思うんですけども、ちょっと、能登を浮かべて見てもらえば分かると思うんですけども、能登というのは、大きな大災害で本来、一時的には国が責任を持たなきゃならないですけども、これも国も、地方を思って動いてくれない

と。こういうときだから率先して災害協定を結んでからといって、その協定結んだ自治体というのが主に中心になってやっていくのか、国との兼ね合いもあるじゃないですか。ですから、これ協定結ぶってのは当然、協定を結ぶということになるとやっぱりお金もかかってくるんですよ。そういうところっていうのは、考えようじゃないかと。これからそういうことも含めて考えるでしょうけども、そういうこともしっかり押さえて置かなければならない。

先ほど、私言いましたように、こういう協定というのは、こちらの住民もそうですけども、また、相手方の住民の意向調査というのは必要なですよ。だから、こういうことをちゃんと順序よくどういう手順でやっていこうと考えているのか、先ほど言いましたね、東南海地震とかそういうものを考慮した中で、これまで吉岡町は、私は変な意味だと思ったんですけども大樹町とその友好都市として、相馬市が震災に被害に遭ったというんで、大樹が行けないんで、吉岡町が行ってくれと。直接、その時、吉岡町と相馬市は、縁がなかったわけですよ。友達の友達は、みんな友達ってなっちゃうと自分たちの能力を超える所になったら、それは困るんですよ。

だけど、ここにある友好というものを否定するもんじゃないですよ。それをもっとすべきだと思うんですけども。自分たちの立ち位置ってものをまずしっかり抑えないと出来ませんよね。何点か言わせてもらいましたけども、その点についてはどういう考えを持ってるのか、恐らくその提案する以上は、恐らく頭の中にいろんなものがあると思うんですよ。こんなことして、あんなことして、それでこんなことができれば1番理想だなと。その部分についてはどういうビジョンを持ってますか。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

- 3 番（藤多ゆかり君） お答えします。大変貴重な意見、ありがとうございます。そういう住民への周知ですとか、いろんなことを想定されるわけなんですけれども、そういうことも含め、まずは、委員会を立ち上げ、その委員会の中で、いろいろ調査研究をした上で、皆さんのご意見を頂いて、進めていきたいと思っております。以上です。

議長（富岡大志君） ほかにありませんか。

〔13番 小池春雄君発言〕

- 13 番（小池春雄君） そういうことを含めて調査していくっていうんですけどやっぱり、提案者になるということは、ある程度、自分でビジョンってあるじゃないですか。だからこんなことをしたんだと。だから、その部分が見えないんですよ。委員会が出来たら、委員会で考えてやりましょうというんじゃなくて、提案者ですから、提案してるってことはそういう思いがあるもんだからそう思ってるものを具現化した

いというわけでしょ。そこを聞きたいんですよ。

そういうことだから、委員会の中で協議しますじゃなくて、提案者ですから、提案者がいたら、藤多さんのその考えは良いですねと。その趣旨に賛同しますということで、ここに賛成者っていうのが名を連ねてるんですよ。ですから、恐らく賛成者は分かるんですけども、この人たちというのは、ここで今その提案者の提案理由を初めて聞いたわけですから、そうするとやっぱりこれ、提案者は少し語ってくれないと何をどうしたらいいんだか、どうしたいんだかとかいろいろなこと想定されるじゃないですか。

でも、そういう中で私はこれだけはやりたいんだとか、ただ、それを今の時勢というものをどういうふうにとらえて、それで吉岡町に何が足りないから、その足りない分がここだからここをこうしたいんだっていうそのビジョンを示してほしいって言ってるんですよ。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

- 3 番（藤多ゆかり君） そうですね、はい。私としましては、現在は大樹町と開成町と、それぞれ友好都市と災害時相互応援協定と内容は違いますけれども、お仲間として、協力をしていきたいと思いますということで、そういう関係を結んでおるわけですが、そういう中でも、産業の交流ですとか、子供たちの交流ですとか、貴重な体験をさせていただいてる中で、やはり、そういう自治体を増やしていくというのは、吉岡町にとっても大変有益なことではないかなと考えました。

そういう中で、やはり、そういうふうに友好関係を結びたいと思いましたが、なかなか、今の委員会活動ですとか、そういう中では進めることができない状態にありますので、今回、特別委員会ということで発議をいたしまして、そういう特別委員会の中で知恵を出し合ってやっていけたらよいのではないかとということで、発議したところであります。

やはり、たくさんの自治体がありますけれども、仲間を増やす、そういうことは、町民にとっても安心材料にもなりますし、やっぱり気候風土の違うところで暮らしている。それぞれの皆さんが交流するということは、なかなか暮らしの中では、ないことでありまして、そうですね、相馬市との大樹町からの依頼で、相馬市との支援物資の関係があったわけですが、これもやはり、そういう友好都市関係があつての依頼だと思いますし、やはり仲間ということでは、大樹町は、吉岡町を頼っていただいた。大変災害に遭って困っておられる相馬市に物資を届けられたという実績もありますので、そういう中でいろんな自治体間の交流を多くの自治体と考えていければと思ったところであります。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これ調査、特別委員会っていうのは、委員会をつくと、最終的にはね、調査したら、最終的にはその調査の発表しなくちゃならないんですよ。調査結果の発表というのね。でも残された任期僅か2年ですけども、それで、その発表の成果っていうのは次に受け継がれていくという調査をしなきゃなんないですよ。え、よっぽどその眉毛を示してやっていかないと、ただ委員会をつくりましたと。あちこち行ってきましたと終わりましたということだけを避けたいんですよ。やっぱり、しっかりとした調査結果ですよ。

そういう日常からね、相手方の調査もしますけども、町で分析、相手を探すときというのは、住民が何を求めているかということの調査がまず先なんですよ。どっか見つけるっていうよりも、住民が等しく多くの人たちが、そういう話を提案したら、町の人たちが、どういうことを希望しているかと、この調査ってのは大事だと思うんですよ。この部分というのは、しっかりやっていくというその考えっていうのは、このプロセスの段階なんですけども、どんなふうに思ってますか。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） そうですね。住民への周知ですとか、調査については、これから委員会の中で相談し、研究させていただいて、やっていこうと考えております。

議長（富岡大志君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

藤多議員、自席にお戻りください。

ただいま議案となっております発議第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。発議第2号 自治体間交流推進特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま、自治体間交流推進特別委員会の設置が決まりました。

日程の追加

議 長（富岡大志君） ここで特別委員会の委員を選任したいので、議事日程（第1号の追加1）として日程の追加をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認め、日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩とします。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。

追加日程第1 第1 自治体間交流推進特別委員会委員の選任

議 長（富岡大志君） これより配付しました議事日程（第1号の追加1）により議事を進めます。

追加日程1の第1、自治体間交流推進特別委員会委員の選任を議題とします。

特別委員会の委員の選任については、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

そこでお諮りします。

これから私が委員の指名を行うに当たり、ただいまから所属希望調書をもとに指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

それでは、事務局に所属希望調書を配付させますのでここで暫時休憩とします。

〔事務局所属希望調書配付〕

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。

所属希望調書について、説明をいたします。

所属希望調書の議員氏名欄に氏名の記入及び特別委員会に所属を希望する、または希望しないのいずれかに丸印をご記入ください。

それでは記入をお願いします。

記入漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 事務局に所属希望調書を回収させます。

〔事務局所属希望調書回収〕

議 長（富岡大志君） ただいま回収しました所属希望調書を基に、これから別室において正副議長で調整を行います。

なお、調整の結果、各議員の希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、ただいまから別室にて調整を行います。

再開を１１時５０分とします。

午前１１時４６分休憩

午前１１時５０分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。

それでは、自治体間交流推進特別委員会の委員を指名します。

３番藤多ゆかり議員、４番大井俊一議員、６番宮内正晴議員、７番小林静弥議員、９番飯塚憲治議員、１０番廣嶋 隆議員、以上の６人です。

お諮りします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、自治体間交流推進特別委員会の構成が決まりました。

ここで、吉岡町議会委員会条例第７条の規定により、自治体間交流推進特別委員会を招集し、委員会条例第６条の規定により、委員長及び副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、委員会条例第７条第２項の規定により、年長の委員にお願いします。それでは、全員協議会室において正副委員長の互選をお願いします。委員のうち、年長委員は、廣嶋 隆議員です。

直ちに協議をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

午前１１時５１分休憩

午前１１時５６分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。

それでは、自治体間交流推進特別委員会の正副委員長の互選の結果について、廣嶋 隆議員、ご登壇の上、報告をお願いします。

〔１０番 廣嶋 隆君登壇〕

１０番（廣嶋 隆君） 自治体間交流推進特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、

委員長に大井俊一議員、副委員長に宮内正晴議員に決定しましたので報告いたします。

議長（富岡大志君） ご苦労さまでした。以上の報告のとおり自治体間交流推進特別委員会の正副委員長が決定しました。

それでは、自治体間交流推進特別委員会の委員長は、ご登壇の上、副委員長の紹介を含め、就任の挨拶をお願いします。

〔４番 大井俊一君登壇〕

４ 番（大井俊一君） 先ほど、全員協議会室におきまして、委員長に選出されました大井であります。

また、副委員長には宮内議員が選出されました。

現在、日本を含め、日本の周辺につきまして、気象変動の影響が大変大きく、海岸線を持つ市町村につきましては大変、近い将来心配がされる状況でありまして、また、巨大地震が近く発生するという小池議員からのご発声のとおり、非常に発生した場合には、危機的な状況に陥る可能性があります。その中で、我が吉岡町につきましては、地政学的に非常に安定している場所、ほかの関東諸県また群馬県内の地域と比較しましても非常に安定した場所ということで、町民がお互いに交流をしていく相手方にとっても、何かあったときには安心をしていただける町でもあります。

そういったものを礎に交流をしていく。他市町村、他町との中において災害に対する協定を結んでいくことと、それから、プラスアルファとしまして、子供たちの交流をしていくような形でほかの地域との違いを子供たちに認識をしていただいて、さらにいい吉岡町を築いていただく礎になればと思い、委員の皆さんに協力をしていただき、そういったことを進めていけたら幸いだと思っています。皆さんのご協力をよろしくお願いします。

散 会

議長（富岡大志君） ご苦労さまでした。以上をもちまして本日の日程は終了しました。これにて散会とします。

午後０時００分散会

令和7年第2回吉岡町議会定例会会議録第2号

令和7年6月4日（水曜日）

議事日程 第2号

令和7年6月4日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No. 1～No. 7）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1 番	山 崎 守 人 君	2 番	春 山 和 久 君
3 番	藤 多 ゆかり 君	4 番	大 井 俊 一 君
5 番	秋 山 光 浩 君	6 番	宮 内 正 晴 君
7 番	小 林 静 弥 君	8 番	富 岡 栄 一 君
9 番	飯 塚 憲 治 君	10 番	廣 嶋 隆 君
11 番	坂 田 一 広 君	12 番	飯 島 衛 君
13 番	小 池 春 雄 君	14 番	富 岡 大 志 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴 崎 徳一郎 君	副 町 長	高 田 栄 二 君
教 育 長	山 口 和 良 君	総 務 課 長	小 林 康 弘 君
企画財政課長	齋 藤 智 幸 君	住 民 課 長	深 谷 智 洋 君
健康福祉課長	一 倉 哲 也 君	産 業 観 光 課 長	渡 部 英 之 君
建 設 課 長	大 澤 正 弘 君	税 務 会 計 課 長	福 島 良 一 君
上下水道課長	永 井 勇一郎 君	教育委員会事務局長	米 沢 弘 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	岸 一 憲	係 長	関 浩 己
---------	-------	-----	-------

開 議

午前9時30分開議

議 長（富岡大志君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日と明日の両日、一般質問を行います。

本日は、通告のあった12人のうち7人の通告者の一般質問を行います。

ここで説明をしておきます。質問と答弁を含めて議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに、残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で途中であっても、質問者及び答弁者は発言を打ち切るようにご協力願います。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第2号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（富岡大志君） 日程第1、一般質問を行います。

3番藤多ゆかり議員を指名します。

〔3番 藤多ゆかり君登壇〕

3 番（藤多ゆかり君） 議長への通告に従いまして一般質問を行います。

質問は、全部で4つあります。まずは1つ目の質問です。第2期吉岡町男女共同参画基本計画2024から2028について質問いたします。2024年の世界フォーラム発表のジェンダーギャップ指数において、日本は146か国中118位、G7先進7か国の中でも最下位の状況が続いています。格差是正に向けた取り組みの遅れ、男女格差が埋まっていない現状が改めて示されています。本当に残念な結果であります。なぜ、世界の中で日本は男女格差が改善されないのでしょうか。

政府は、2020年までに女性管理職を3割にするなど、男女平等を進めるための目標の数値を掲げましたが、達成できず、達成時期を2030年までの可能な限り早期と先送りしました。そこで、令和5年3月に作成されました吉岡町男女共同参画についての男女の意識の現状等に関するアンケート調査報告書を確認しました。町に対する様々なご意見や感じていることが、性別、年代別に掲載されていました。

そこで、第2期吉岡町男女共同参画基本計画の進捗についてお伺いいたします。吉岡町男女共同参画基本計画における町のこれまでの取り組み、審議会等における男女比率の現状、令和7年度に向けた今後の具体的な計画と課題について、説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 皆さんおはようございます。

今日、明日と2日間、12名の議員皆様から質問を頂きました。それぞれ内容に沿って

お答えをさせていただきます。

まず、本日のトップバッターとして藤多議員から、第2期男女共同参画基本計画の進捗状況について、質問頂きました。吉岡町においても、男女共同参画基本計画の基本理念、未来へ向けて、町民1人1人が尊重し合い、性別にとらわれることなく、仕事や家庭生活、地域活動などへ共に参画できる社会の実現に基づき、成果指標の目標値の達成を目指して、様々な取組を実施しております。

詳細につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 吉岡町におきましても、これまで施策の体系などに掲げた様々な取組を実施しております。

主な取組としては、男女共同参画映画上映会、DV防止・被害者支援研修会、パパと子の料理教室の開催、男女共同参画社会についての広報への掲載、ふるさと祭り会場に群馬県男女共同参画センターから借用したパネル展示コーナーの設置、男性の育児参加意識の高揚を図るためのパパママクラスの開催などを実施しております。

審議会等における男女比率の現状につきましては、これまでも積極的な女性登用を図ってきましたが、令和5年度には、30.2%と順調に推移してきましたが、令和6年度については、29.1%と若干減少しており、今後も引き続き取り組みを進めていきたいと考えております。

また、今後の課題としては、計画の成果指標において、基本目標1、男女共同参画の意識づくりの成果指標、家庭生活において男女が平等となっていると思う人の割合、基本目標4、男女共同参画社会への環境づくりの成果指標、社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、男女が平等となっていると思う人の割合が、計画策定時において、ともに低い状態でありますので、この部分の達成度を向上させていくことが今後の課題であり、男女共同参画社会の確立には、住民の意識づくりは、最も重要な課題であると認識しております。

住民意識調査が必要なもの以外の令和6年度の成果指標の達成度については、低いものもあったものの、おおむね良好な結果であり、町としては、達成度の低かった成果指標をできる限り高くしていく努力を続けていくとともに、特に、住民意識調査が必要な成果指標については、令和9年度の次期計画策定のための住民意識調査での結果がよりよいものとなるよう、これまでの事業を継続しながらも、令和7年度の夫婦料理教室、女性のための犯罪対策講座などの実施、そして、周知啓発をはじめ、様々な取組を実施していきたいと考えております。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3 番（藤多ゆかり君） 丁寧なお答えありがとうございます。町でも、多方面に置いて、いろんな取組がされているということで、ありがとうございます。やはり、意識改革というのは難しいものですので、意識づくりが重要ということは、私たちも感じているところです。

そこで、国の将来像を描く政治の分野と、国の発展や活性化につながる経済分野で、男

女平等とはかけ離れた状況にある日本。男女格差が改善されず置き去りにされたままでは、少子化対策や構造的賃上げと言われても現実味のない話に聞こえてしまいます。男女共同参画の各推進では、群馬県内の市町村は、全国市町村より進捗が遅れていると言われていますが、お隣の榛東村では、4月の選挙で議員定数12名のところ、女性議員が5名当選し、割合は41.6%を占めることとなりました。政治分野での大きな変化が起きました。こういうことをきっかけにして、少しずつでも、共同参画における意識改革が進んでいくことを期待します。

男女共同参画は、SDGsの5番の目標でもあるジェンダー平等にもつながり重要な課題と考えます。女性に選ばれる地域づくりには、働きやすさ、子育て支援、生活環境の充実が重要です。例えば、デジタル田園都市国家構想では、官民協働で地域間連携を活用し、女性が活躍できる環境を整える取組が進められています。

また、日本総研の分析では、地方創生の鍵は、女性目線での施策であり、若い女性が働きたくなる職場の整備や、子育て世代が戻りたくなる環境づくりが必要とされています。さらに、内閣官房の資料では、男女間の賃金格差の是正や女性の働きやすい職場環境の整備が地方創生の重要な要素として掲げられています。こうした取組を通じて、女性が住みたくなる地域づくりが進められ、女性に選ばれる吉岡町となるべく進めていただきたいと思います。

次、続きまして、2つ目の質問です。消防団についての質問です。消防団の活動は、火事や災害時の対応だけでなく、平時の防災活動など、地域コミュニティにおいて果たす役割は大変大きいと感じています。そこで、現在の団員数について、分団ごとの数字、充足率、団員確保のための具体的な施策、広報啓発活動について説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 消防団は、地域防災において、重要な役割を果たしていることは、議員ご指摘のとおりですが、消防団員の確保に関する問題は、全国的に見ても深刻な状況であり、本町においても同様の課題を抱えております。

まず、令和7年6月1日現在の各分団の団員数についてですが、小倉、上野田、上野原地区を管轄する第1分団が、定員25名中16名で充足率64%、駒寄、漆原西、漆原東地区を管轄する第2分団が定員25名中6名で充足率24%、大久保寺下、大久保寺上地区を管轄する第3分団が定員25名中12名で充足率48%、北下、南下、陣場地区を管轄する第4分団が定員25名中13名で充足率52%、下野田、溝祭地区を管轄する第5分団が定員25名中19名で充足率76%となっております。消防団本部3名を加えた吉岡町消防団全体で見ますと、定員128名に対して69名、充足率53.9%となっております。なお、管轄地区を申し上げましたが、13自治会中、消防団員が1人も居住していない自治会が1つ。1人しか居住していない自治会が2つと地域を知る消防団員が不足している状況となっております。

次に、団員確保のための具体的な施策としましては、消防団内部での検討を踏まえ、消

防団行事の統合・一部廃止を行ってきたほか、団員の待遇改善の面で、令和6年度より実際の出勤機会に応じて支払われる出勤報酬を新たに設け、年額報酬とともに団員個人に支給をしております。

また、広報・啓発活動につきましては、広報よしおかでの団員募集記事の掲載、ふるさと祭りや防災イベントでの団員募集活動、消防団行事での団員募集活動などを行っているほか、個人のつながりによる個別の入団の呼びかけ等も行っているところであります。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

- 3 番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。特に第2分団は、24%ということ。6名ということで、私の地元でもあります、大変残念な状況になっております。何とかしたいところであります。広報よしおか4月号に、消防団員募集のお知らせが掲載されていましたが、何名の問合せがありましたか。新規団員が増えない理由について、説明を求めます。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 広報よしおか4月号の消防団員募集記事に関する問合せについてでございますが、この記事に関しての直接的な問合せは、今のところございません。

新規団員が増えない原因につきましては、昔のように、町内に多くの農家や自営業者の方がいる状況ではなく、近年では、会社員など非雇用者が増えていることや、自分の時間を優先したいと考える方が増えてきたことなど、価値観の多様化も原因の一つであると考えております。

また、4月に開催されたよしおか防災デイズでの団員募集活動で、実際に会場へ訪れた方の話を聞いて改めて気づいたことですが、消防団がどんな活動をするのか、団員はどんな待遇なのかなど、消防団について、一般の方にはまだまだ十分に知られていないことがたくさんあることが認識できました。この点を踏まえて、今後の団員募集活動を行っていきたいと考えております。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

- 3 番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。コロナ禍の影響で約5年間、募集活動は停滞し、不審者扱いされる恐れがあるため、訪問での勧誘活動も控えられた今、減少傾向に歯止めがかけられない状況と察するところです。

そこで、先日、自治会対抗のバレーボール大会がありましたが、普段は、なかなか会うことのできない若者が大勢参加するために集まっていました。こういうときこそ勧誘のチャンスではないでしょうか。こういう場などで募集チラシを配る。

また、青パトにおける音声での広報活動など、新たな一手が必要ではないでしょうか。ほかの自治体では、青パトのような広報車にスピーカーをつけ、詐欺に気をつけましょう、詐欺の電話は、電話機に任せましょうなど、詐欺防止の啓発をパトロールしながら広報していました。

当町も団員募集のアナウンスを実施し、活動が周知されれば、不審者扱いされる可能性もなくなり、勧誘活動もしやすく、本来のフェイストゥフェイスの活動が可能になるので

はないでしょうか。その点についてのお考えをお聞かせください。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 団員募集活動の手段について、幾つかご提案頂きましてありがとうございます。

まず、町のスポーツ大会での勧誘活動についてですが、その会場に集まっている方の目的がスポーツ大会への参加や応援であることを踏まえたと、あまり深いお話はできないことが予想されます。しかしながら、勧誘までいかなくても、周知という点では、一定の効果も期待できますので、関係部署と協議の上、団員募集チラシの配布等が可能かどうか検討してみたいと考えております。

また、青パトでの広報活動に関しましては現在、交通安全啓発や防犯啓発を目的として、多くの場合、関係団体がその目的に合った音声を流しながら、町内を巡回しているものがございます。こういった啓発と同時に、消防団の団員募集の啓発を行うことは困難であると考えておりますが、消防団としても、年間を通して、火災予防等の防火啓発を目的として、各分団の消防自動車で町内を巡回しておりますので、こういった機会にあわせて団員募集広報が可能かどうか、今後検討していきたいと考えております。

なお、今年度については、4月に行われたよしおか防災デイズでの団員募集活動を初めとし、5月末までの募集活動を通じて、新たに7名の方が消防団に入団してくださいました。

また、この7名のうち5名が女性で吉岡町の女性消防団員は合わせて8名となりました。今回これだけの人数が入団に至った要因として、単なるチラシ配布や広報だけに終わらず、本人や家族に消防団についての説明が十分にできた点が挙げられます。やはり、一時的、一方的な広報では限界がありますので、じっくりと話をして、消防団がどんなものかというところを分かっていたことが重要であると考えております。

今後も、防災イベントや消防団行事の際に、少しでも興味を持って来場してくれた方に積極的に声をかけ、消防団についても詳しく知っていただくことで、入団につなげていきたいと考えております。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3 番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。地元の消防団の危機的な団員減少の話を耳にしましたので、私も何人かに声かけをしてみました。思った以上に反応は悪くありませんでした。私の知り合いの利根郡出身の方は、自分の地元では、若者に当たり前のように、消防団入団の声がかかりましたが、吉岡に引っ越してきてからそういう話を聞いたことがないと耳にしました。

青パトでのスピーカーによる広報をすいません。私は、ちょっと余り聞いたことがないので、今回提案をさせていただいたんですが、私がすみません。見たところというか。無音で巡回しているところだったので、ちょっともったいないなと思ひまして、町中を回っているのですから、町についての情報発信のツールとして、もっと活用できるといいので

はないかなと思った次第です。

分団でもパトロールというか。消防車で回っていることを見かけますので、そういう際に、ただ回るのではなく、アナウンスできて、皆さんにお知らせすることができるというのではないかと考えますので、よろしくお願いいたします。

ぜひ、検討していただきたいと思います。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） ただいま、藤多議員から声かけを待ち望まれてる方がいらっしゃるような発言ととらせていただきました。

藤多議員初め、議員皆様にお願いがございます。18歳以上の方で、吉岡町にお住まい、または、お勤めであれば、男女を問わず消防団に入団できますので、ただいまのお話にあったような、議員皆様のお知り合いやご家族、ご親族で消防団活動に少しでも興味がある方をご存じでしたら、ぜひ、事務局あてご紹介をお願いできればと考えております。

改めて議員各位、皆様にご協力のほどよろしくお願いいたします。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3 番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。3つ目の質問です。吉岡中体育館のエアコン設置の件です。昨年の12月議会の際に同様の質問をさせていただき、調査研究をしていたいただけるとの回答を頂きましたが、その後の進捗状況の説明を求めます。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） エアコンの設置について、回答させていただきます。本来は、全ての体育館にエアコンを設置することが望ましいですが、現在の町の財政状況等に鑑み、教育委員会事務局としては、優先順位をつけ、町内体育館の空調設備の整備を考えております。

この検討の中で、部活動等での使用もあり、最も必要性の高い吉岡中の体育館からというふうに考えております。調査等を経まして、国の補助金の交付要件が緩和されたということもございまして、予定として、来年度から具体的に動き出せるよう、今年度はそのための準備を進めたいと考えております。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3 番（藤多ゆかり君） 先月の21日には、5月ながら猛暑日を既に記録し、去年、おととしと2年連続で世界平均気温は、過去最高を記録し、今年も地球温暖化の影響やラニーニャ現象・太平洋高気圧の強い張り出しが重なり、世界的に猛暑が危ぶまれています。

真夏の体育館は、夜間になっても本当に暑いです。

また、4年後の令和11年には、群馬県において昭和58年のあかぎ国体以来46年ぶりとなる国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会、愛称湯けむり国スポ・全スポ群馬が開催されます。私が先日行った伊勢崎市民体育館では、国スポのバレーボール少年男子・女子開催決定の掲示がされており、既に歓迎ムードと迎える側の意気込みが伝わってきました。もちろん、エアコンは設置済みで、近くにある伊勢崎三中の体育館にもエアコンは設置済みです。

当町でも、吉岡中体育館において銃剣道の開催が発表となっています。湯けむり国スポ・全スポ群馬に向けて環境が整えば、国スポ出場選手を輩出できるかもしれません。どうか、早急の検討をお願いいたします。

続いて最後の質問です。ICT教育の課題と検証についてです。吉岡町ではいち早くICT教育（HiBALIプラン）に取り組み、先進的な取組として注目を集めているところですが、そういった恵まれた環境の中でも、近年では、日本人の英語力が低下しているという指摘があります。特に、英語力の記述力（ライティング能力）については、いくつかの調査で課題が浮き彫りになっています。

日本の英語能力指数は、10年以上にわたり下降傾向にあります。背景には、デジタルツール（スマートフォンや翻訳ツール）の普及により、英単語を自分で書く機会が減少しているなど、様々な要因があるようです。小学校の外国語教育では、5年前から、コミュニケーション能力の基礎を養うことを目的として、特に聞くこと・話すことに重点を置き、簡単な情報の理解や表現を促すと示されていました。そこで、吉岡中の英語の能力（ライティング能力など）の現状について説明を求めます。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 吉岡町では、ICTなどデジタル学習基盤を効果的に活用しながら、子供が自ら考え判断する主体的な授業を通して、考え行動できる人の育成を目指しているところですが、これを正確に申し上げると、ICT教育ではなく、ICTを効果的に利活用した教育となります。ここで強調したいのは、全ての教科、全ての事業でいつでもどこでもタブレットを使って授業をするのがよいということでは決してないということです。

町の各校では、あくまでも個別最適で協働的な学びをする学習場面において、タブレットなどのデジタル学習基盤を効果的に利活用する工夫を重視しており、鉛筆で紙に書くなどの学習を避けているわけではございません。

ご質問の吉岡中のライティング能力の現状についてですが、ライティング能力の現状を客観的に示すデータとして、最も直近の結果である令和5年度の3年生201名を対象にした全国学力学習状況調査の英語の結果をお伝えします。英語の調査では、先ほど議員もおっしゃった中にもございますが、聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと、この4つの領域ごとに結果が示されております。そのうちのライティング能力を表す領域に近い、書くことについての結果は、全国平均より高く、県平均を僅かに上回るというものであります。以上です。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3 番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。吉岡中は、平均よりも上回っているということで、皆さんの努力の成果がうかがわれるところであります。全国的に見たところなんですが、英単語の記述力低下は、教育環境や学習スタイルの変化によって影響が大きいと言われています。しかし、ICT教育が開始され5年、様々な検証を行い、適切な対策を講じることで改善できる可能性があるとも言われています。

子供たちは、小さい頃からスマホやパソコンに触れ、タイピングも速くなり、デジタル社会を生きる力を身に着けられる恵まれた学習環境にあると思います。紙のノートを使った英単語の書き取り練習をこつこつやることなどしなくなったのでしょうかと思っていましたが、日本の大学受験は英語に始まり、英語に終わると言われるくらい英語が重要視されています。

コロナ禍も明けて、国際交流も活発になり、グローバル化がますます進み、国際社会で生き抜く力を身につけるために、コミュニケーション能力やライティング能力の向上など、英語教育の課題解決のため、さらなるご指導をお願いいたします。

以上で一般質問を終了いたします。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、3番藤多ゆかり議員の一般質問が終わりました。

次の質問者の用意を行いますので、ここで休憩をとります。再開を10時10分とします。

午前10時00分休憩

午前10時10分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

〔10番 廣嶋 隆君登壇〕

10番（廣嶋 隆君） 議長への通告に基づき一般質問をいたします。

令和5年3月に渋川広域組合は、一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定しました。この中の最終処分場基本構想では、計画諸元、つまり基本的な情報を示しております。内容は、①処理対象区域として渋川市、吉岡町、榛東村の全域。②処理対象品目として、焼却灰及び飛灰、不燃物残渣。③施設形式としてクローズド型処分場（被覆型・無放流）となっております。④埋立期間、令和12から26年度。⑤年間埋立処分量、令和2年度の実績により年間5,503トンとなっております。⑥施設の規模としては、6万立方メートルとなっております。

次に、この最終処分場基本構想をもとに、令和7年3月に渋川広域組合は、次期最終処分場施設整備基本計画を策定しました。内容については、1計画の概要、2施設整備の基本的事項、3主要施設計画、4跡地利用計画、5事業概要となっております。

渋川広域組合は、この基本計画をもとに、令和7年度に基本設計を、令和8年度に実施設計を策定し、令和9年度から次期最終処分場の建設工事を開始する予定となっております。

吉岡町は、策定された基本計画の内容を十分に検討し、必要な事項は、渋川広域組合に要望すべきと考えております。1次期最終処分場施設整備基本計画について伺います。

（1）町は、この基本計画の内容をどのように受け止めたのか伺うものであります。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 次期最終処分場整備基本計画は、一般廃棄物処理基本計画等で算出された最終処分が必要となる廃棄物の種類と量を勘案し、発注者の指定した建設地における被覆

施設を具備した一般廃棄物最終処分場の施設整備に必要な施設等について、検討・整理し、今後実施する基本設計・実施設計に当たり、必要な方向性を示すものであります。

次期最終処分場の整備に当たり、町では、地域理解の促進及び廃棄物の適正処理の推進を図り、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮を図るため、周辺地域への生活環境への配慮、施設の安全性の確保、透明性の確保を基本方針とし、令和3年9月22日付けで要望書を渋川広域組合に提出しており、この要望書では、一つ、次期処分場については、エコ小野上処分場と同様、クローズド型無放流式の安全安心な施設にすること。一つ、エコ小野上よりも高度な技術等が開発されている場合は、これらの技術の導入も念頭に、より安全・安心を最優先した施設とすること。一つ、施設整備等について、地元自治会等要望を可能な限り尊重することを要望しております。

今回の基本計画の策定については、全てではありませんが、町職員も渋川広域組合と基本計画策定の受託業者との打合せに参加しているほか、渋川広域組合と町と地域の方々の話合いの場も設けられました。こうした中で、地域の方々の意向や要望、町の要望書の内容を踏まえて、クローズド型の無放流式となっているほか、エコ小野上の例を大幅に上回る技術は開発されていなかったものの、遮水工により、耐久性にすぐれた粘性土層が採用されているなど、安全性の向上についても検討はなされているものと認識しております。

また、施設整備に当たり、地元自治会等との要望を可能な限り尊重する点につきましては、地元住民の方々とも話合いを重ね、皆さんから町や渋川広域組合に対して頂いている配置計画等に係る要望や意見が取り入れられており、特に配置計画については、可能な限り、皆さんから頂いた要望が尊重され、取り入れられたものとなっていると受け止めているところであります。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） そうしますと、令和3年9月22日に提出した町からの内容について、今回策定された基本計画は、その内容を十分に満足しているものということでしょうか。お伺いいたします。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 先ほど町長の答弁にもありましたが、具体的には、被覆施設の建屋の中に埋立て地があるクローズド型で計画され、浸出水が外部に流出しない無放流式になっている点が、遮水工において既設の最終処分場であるエコ小野上処分場との比較になりますが、底面部には粘性土層が追加され、より安全性が考慮された構造となっている点や住民要望の展望スペース等が計画に取り入れられていますので、町の要望等に即した基本計画であるものと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 基本計画3の中にですね、主要施設計画の中で被覆施設の目的と機能という項目があります。これにはですね、建屋そのものに耐震性については触れておりません。建築基準法等関係法規を遵守した施設とすることも必要であるというふうに言ってるんで

すね。耐久性については、触れておりません。この点について、災害発生時にもですね、安定して稼働できる十分な安全性を確保するため、耐震安全性について具体的にこの建屋について、示すべきと考えますが町の見解を伺います。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） ご指摘のとおり、耐震性は非常に重要であると認識しております。エコ小野上処分場については、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できる耐震等級2となっており、これは建築基準法等の関係法令のほか、環境省が令和4年11月に策定している廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引きの中で、不特定多数の出入りありで想定している構造体の類型に準拠しているものとなっております。

次期最終処分場の耐震安全性についても、基本的にこうした関係法令等に準拠していくこととなりますが、具体的には、基本設計の中で耐震性能を決定、実施設計で構造計算等を行っていく予定となっておりますので、本基本計画の中では、こうした関係法令等を遵守するという形での記載になっているということで確認をしております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 今回の基本構想、基本構想ですよ。次のところで耐震性入れるってのはおかしいでしょう。このところに入らなければ、基本構想になりませんよ。具体的に今お話があった耐震安全性2類、これは小野上が2類だと。だったら、今回この基本計画の中で、耐震性について必ず触れなきゃいけない問題です。もう一つ言えばですね、管理棟の項目があります。この管理棟の項目については、建築基準法や消防法、耐震性についても全然触れてないんですよ。この点についてどう考えてるんですか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 施設の耐震性等、あと、管理棟の耐震性も含めまして、今後策定を予定します基本設計の中で、具体的な検討がなされるものと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 今後じゃなくて、なぜ今入ってないのか、ここを聞きたいんですよ。それが不思議だと思いませんか。いかがですか。不思議か不思議じゃないかお答えください。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） あくまで耐震性のほうは、（「不思議か不思議じゃないかで答えてください。」の声あり）基本設計の中で検討するということとなりますので、不思議ではないと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 基本設計の前に基本計画があるわけですよ。そこに触れてないのに突然、基本設計で触れるというのはおかしいでしょう。一般的な建屋の考え方はですよ、基本計画があって、それをもとに基本設計をつくっていくわけですよ。つまり、今年度基本設計をするわけです。前年度、この3月に前年度の分が発表されたわけです。そこに入っていないからおかしいって私言ってるんですよ。私の考え方おかしいですか。

建屋をつくるのに、大きな最終処分場と管理施設2つあるわけですね。被覆型の処分する建屋については多少触れてるんですよ。建築基準法等関係法規を遵守した施設とすることも必要であると言ってるんですね。だけど、建屋のほうの管理棟については、なんにも触れてないんです。本来こちらについても、建築基準法、消防法、耐震安全性について触れなきゃおかしいと私は考えてるんです。

町の考えをこれに触れなくても、今回発表された基本計画は全くオーケーですと、先ほど町長がお話しした令和3年9月22日に提出した内容を今回十分に満足しているというふうにお考えですか。お答えください。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 管理棟の耐震性能等が基本計画の中には記載がないということでありすが、あくまで建築基準法等の法令を遵守するといったところで、基本計画の中では記載しているものと考えておりますので、詳細については、基本設計の中で決まってくるとそういったものと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） そうすればですね、町として、今年度作成している基本設計について、耐震性について盛り込むよう申入れを行いますか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 基本設計を今後、渋川広域組合が策定していくことになると思いますが、その段階においては、しっかりとした耐震性能そういったことを要望していきたいと考えています。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 次、行きます。この基本計画にはですね、幾つか疑問の点があるんですよ。初めにですね、令和5年3月に基本構想が作成されて、この中にはクローズド型処分場、被覆型つまり屋根付き、そして無放流、つまり循環する水は川に放流しないという施設です。

これは今、小野上にある施設と全く同じ考え方です。しかしですね、今回の基本計画では、メリット・デメリット等の整理から被覆型のほうが有利と判断できるという文言があって、ここは判断できるではなくて、被覆型方式とするって明記するべきじゃありませんか。いかがですか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 埋立地型式につきましては、基本計画の42ページの最終処分場の型式の選択で先ほど議員がおっしゃられたように、メリット・デメリットが整理され、検討されています。この中で、従来型のオープン型と、被覆型のクローズド型を表中の13項目で比較していますが、総合評価で被覆型のほうが有利と考えられると整理されているところになります。

本文の中では、議員がおっしゃるように、被覆型のほうが有利と判断できると記載され、

被覆型とすると断定の表現にはなっていませんが、比較検討に基づき、被覆型が選定されているものと捉えているところになります。以上です。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） ほかのところではね、方式をちゃんと決定してるんですよ。これこのページに被覆型にするって決定した文言があるか、お答えください。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 最終処分場の型式の選択では、被覆型と断定的な表現ではありませんが、被覆型が有利であることが確認できますので、これは被覆型が選定されているものと認識できる合理的な理由であると考えております。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） 私が質問しているのは、どこに被覆型って書いてあるか、これ、本文全部見ましたけど書いてませんよね。書いてませんよね。いかがですか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 被覆型にするといった断定的な表現には、なっていないものと認識しております。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） つまり、こういうところにこの基本計画の疑問があるんですよ。これこの計画書、渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場施設整備基本計画、これを見たときに疑問に感じませんでした。何でここで、前の段階では、被覆型で無放流とするってはつきり言ってるのに、基本計画の中では、比較検討したら有利であると、比較検討して被覆型にするって断言してないんですよ。ここに幾つか疑問があるんです。そういうことを町として、広域組合にこれお金かけてつくってるんですよ。一言で言えば、こんないいかげんなね、計画書をお金かけてつくってるんですよ。なぜこういうところが認められてこれが発行されるんですか。

また、町はそれをなぜ見過ごしてるんですか。耐震性にしたってそうですよ。そういうところをですね、しっかり見極めて広域に言ってってほしいんです。これはね、町にできるんですよ、この施設は。だからこそ皆さんね、これしっかりね、一言一句確認して何が足りないか何が間違ってるか十分検討していただきたいんです。

次にですね、埋立工法の検討という項目があります。この埋立工法というのは、サンドイッチ工法、つまり、飛灰を焼却灰を埋めて、その上に土をかぶせて、また、焼却灰を埋めて、サンドイッチ方式、それからセル工法というのがあるんですね。これはブロックに分けて埋立てていく方法。これもサンドイッチにするかセルにするか、説明はしているんですけど、公式決定については、書かれてないんですよ。この点について質問いたします。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 最終処分場の埋立工法につきましては、一般的には、オープン型では、廃棄物の飛散防止対策のため、即日覆土を行うセル工法が採用されています。一方、クロー

ズド型では、廃棄物の飛散防止等が不要となりますので、エコ小野上処分場でも採用されていますサンドイッチ工法が主流となっているところになります。

次期最終処分場につきましては、エコ小野上と同様のクローズド型で計画されてまして、埋立工法はサンドイッチ工法で検討されているものと考えております。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） 埋立工法がサンドイッチ工法が検討されてる。その方法がごく一般的ですよ。おっしゃるとおり、だけど、埋立処分計画の中に埋立諸元という項目があって、その中の処理方法は、セル方式って書いてあるんですよ。これ確認できてますか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 本基本計画におけます埋立工法の検討内容では、工法の選定までは行われず、サンドイッチ工法とセル工法が例示されているものとなっております。先ほどご指摘のありました基本計画の処理方法、埋立ての処分計画のところになりますが、セル方式のみの記載になってしまっていますので、こちらはサンドイッチ方式、または、セル方式のようにサンドイッチ方式を含めた記載とするのが正しい内容となります。

修正につきましては、現在、渋川広域組合に依頼をしているところになります。

また、工法・方式といったような表現が統一されていない表記ゆれこういうものもございまして、精査・訂正を行うと渋川広域組合から確認したところであります。

修正事項につきましては、そのほか、５８ページの断面図に地下水集排水施設が、浸出水集排水施設となっているなどの誤りが確認されましたので、この点も含めて、渋川広域組合に修正を依頼してまして、現在、修正作業、誤字脱字を含めたものを行っているものと認識しているところになります。以上です。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） つまり、作成された計画書の中に誤りがあったということでよろしいわけですか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 誤り等が確認されましたので現在、修正等の作業、渋川広域組合のほうでやっているところになります。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） 埋立処分計画、処理方法は、セル方式ってなってるのは、これは町が気がついたんですか、それとも私が指摘したから気がついたんですか。どちらですか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 廣嶋議員のご指摘で気づいたものになります。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） つまり、何をこれ精査したんですか町は、期間随分あったでしょう。これ出してから、人間がやることだから、いろいろあると思うけど、これはね、大きな間違いですよ。

サンドイッチ方式でやるところをセル方式って書いてるんだから。こんなことに気がつかないかなきゃ、困ります。今後ね、いろいろまた工事等が進んでいけば、町は、全く関係ないっていうわけにいかんですからね。それを十分、今後注意していただきたいと思います。

次にですね、もう1つの疑問のか所があるんですよ。関連施設として囲障設備、つまり、立入り防止フェンスの項目では、高さ2メートル程度を最終処分場の周囲に設置する計画とあるわけですね。ところが、基本計画内容と概算数量の表では、立入り防止フェンスが1.5メートルになってる。片や2メートル程度の堤防って言ってんだから、1.5になったってそれはおかしくないっちゃおかしくないんだけど、この辺の表記がいかにもずさんな表記か。こういうことがね、見られるんです。

今後、十分にですね精査していただいて、要望等は渋川広域に訴えていっていただきたいと思います。

次行きます。2番、町はこの基本計画で、渋川広域組合に対してどのような要望を行うのか伺います。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） この基本計画では、49ページの全体配置図に精製塩貯蔵施設、管理棟を含む浸出水処理施設及び環境学習施設が記載されております。この建物内部の詳細につきましては、これから基本設計で検討される予定となっています。

最終処分場は、迷惑施設とも言われる施設であるほか、国の技術、基準の省令で、埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられることと定められているなど、誰でも自由に立入りができる開かれた施設とは、言いがたい性格の施設でもあります。

そのため、国の省令の制約等ありますが、こうした閉鎖性を極力緩和し、地域住民の方たちに開かれた施設、環境学習や環境教育に資する施設とできるよう要望をしていきたいと考えています。

また、先ほどご指摘頂いてました耐震安全性について、今年度予定されてます基本設計に際して、災害発生時にも安定して稼働できる十分な安全性を確保できるよう改めて要望してまいります。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） この基本計画の中でですね、欠けてるのが一つあるんですよ。それは、施設整備の基本計画には、運搬計画が欠落してるんです。この点について、町の見解を伺います。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 本基本計画は、必要な施設等について、検討・整理し、今後実施する基本設計・実施設計に当たり、必要な方向性を示すものであります。

運搬ルートや運搬車両等についてまで、その記載がされていないものとなっております。しかし、基本計画に記載はありませんが、清掃センターからの運搬経路につきましては、

住民説明会の際の意見や地域からの要望書の要望事項として、工事車両や焼却灰運搬車、こちらは安全性確保のため、地域の生活道路である町道201号線や202号線を通行しないよう要望を頂いているところであり、町としては、工事車両や焼却灰等の運搬車両については、県道水沢足門線からの搬入路の整備により、対応することを想定しており、地域の生活道路となっている町道201号線の通行は予定していない旨を回答書としてお示ししております。

また、町道202号線についても、搬入車両等は通行しない旨を本基本計画の策定に当たって、地域の方々と、町、渋川広域組合でお話させていただいた際に説明をさせていただいております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 確かに住民説明会のときには、地図があって、そこに搬入路の赤い線が記載されておりました。しかし、それができるということは、出るということは、この基本計画の中に盛り込まれてなきゃおかしいでしょう。住民からすればですよ、どういうルートで、焼却場五輪平から次期最終処分場に搬入されるのか。

そして、1日何台の車が搬入されるのか。どのような車で搬入されるのか。本来、基本計画の中では、こういうルートで大型10トンダンプ1日何台で入りますというのが運搬計画として盛り込まれるのが常識なんですよ。

それが、なんで盛り込まれなくてもいいなんていう回答をするんですか。その辺の見解をお伺いします。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 運搬車両につきましては、現在、エコ小野上処分場の状況になりますが、焼却灰等の飛散を防止するための屋根の付いた天蓋つきダンプ車として、荷台から污水が漏れないよう、3方向密閉構造となっております。

台数については、10トンダンプでおおむね1日2から3台となっております。先ほどご指摘頂いている点につきましては、運搬ルートや運搬車両等について、現在、改修を進めています町ホームページ内で掲載等を検討していきたいと考えています。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 私が言ってるのは、なぜ基本計画に次期運搬計画が入ってないのか。町がそういうことを広域に要望しているのかどうかなんですよ。今おっしゃるように3方向密閉型、1日3台。1日3台って、現状では、エコ小野上の話がされると思うんですね、今後こういうようなダンプがこういうルートで1日3台ってこの中に盛り込まなければ、おかしいんですよ。

こういうところが今回の基本計画で欠けてるとこなんです。そういうことを町が察知して、そして、広域組合に、この点どうなってるんだ、今後入れるんですかと、そういう要望を出してないでしょう。そういうことを言いたいんですよ私は。

もっと、住民のために考えてもらって、どういうことがこの計画に盛り込まなきゃいけ

ないのか。そういうことをね、研究していただきたい。

次行きます。3番、被覆施設の規模及び構造では、地域に開かれた最終処分場の一環として、被覆型施設の壁の下部を全面ガラス張りにして、埋立地内が外部から目視できるように計画する。つまり、新しく建てる建屋の下部の部分、周りをぐーとガラス張りにすると。ガラス張りにすることによって、埋立地内は、外から見えるそういう施設にしますよというふうにこれ書かれてるんですね。実際に被覆施設の壁の下部を全面ガラス張りにして、埋立地内が外から目視できるんですか。エコ小野上処分場を想像してください。あの周りが壁がガラスになって、そこから中見えますか。これどういう考えでこんなこと言ってるんですか。雨が降ったときどうするんですか。お答えください。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） ガラス張りの処分場につきましては、周辺住民の方からの要望として上げられているものでありまして、要望に際して、いただいたスケッチ等の中で、南北については、下部だけではなく、上部まで含めた全面ガラス張りとする事で、内部の様子や北側の景観・森が見える明るい室内とするようご提案を頂いていた経緯がございます。

耐震性と経済性のバランス、また、法面遮水工の表層は、太陽光による経年劣化を防ぐ目的で、耐候性の遮水シートを敷設する計画となっておりますが、それでも、全面ガラス張りにすることによる経年劣化の防止の観点等も踏まえ、埋立開始当初の10メートル下の状況等は見えないことも考えられますが、下部の全面ガラス張りとする事で、埋立地内・処分場内が目視できるように計画されたものと捉えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 埋立施設を目視しようとするれば、被覆施設と管理棟を隣接してくっつけて、そこをガラス張りにすれば内部が十分見えるわけですよ。その部屋を研修室にしてやれば、内部の作業風景等が見られるんじゃないでしょうか。いかがですか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 12月の一般質問で議員さんのほうから、管理棟と埋立地をドッキングしてガラス張りにすることで、埋立地が見られる施設とすることをご提案を頂いております。こちらの埋立終了後の跡地利用ですとか、そういった方法として、考えた場合になりますが、埋立地の建物を解体して、埋立地上をコンクリートで覆い、跡地利用を開始し、地下で散水して安定化を行うといった手法もありますので、その場合には、ドッキング部分のガラス壁面の改修や建物の解体等が必要になってしまうものと考えております。

跡地利用について被覆施設を残して活用するか、解体するかについては、地域の方々から両方の意見が出ている状況で、現状では確定できない状況となっておりますが、ここで示しすることができない内容になりますが、ご提案頂いているように、より見学しやすい施設となることについて、渋川広域組合と協議していきたいと考えています。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 実際にですね、私がお話しした管理棟と被覆施設をドッキングするというの

は、宇都宮にもこのような施設があるんですよね。それはご存じですか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） すいません、私のほうはちょっと承知をしておりませんでした。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） 解体後どういうふうにするか、跡地利用については、後ほど質問をいたします。

次にですね。４番、用地買収の進捗状況について伺います。地権者何人中何人が用地買収に応じたのか伺います。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 用地買収につきましては、本年度９月以降の計画となっておりますので、現状では用地買収に応じた人数は、お示しをすることができませんが、登記上の土地所有者で、最終処分場用地の地権者が１７名となっており、そのうち官公庁が２名となっています。

また、県道水沢足門線からの搬入道路用地の地権者は２７名で、そのうち官公庁が２名となっています。最終処分場用地と搬入道路用地での重複を考慮しない人数になりますが、合計で４４名、そのうち官公庁が４名となっております。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） ９月以降に始めるということですから、その点については分かりました。続いてですね。９月以降、用地買収が予定どおり、進めば問題はないんですが、これ遅れた場合の対応というのはどのように考えているんだか、広域からお話を伺ってますか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 議員がおっしゃるように、先ほど説明させていただいた用地交渉のほうは９月以降の計画となっておりますので、現状、これが遅れた場合になりますと、エコ小野上処分場の事例になりますが、平成２４年３月から平成２６年９月までの２年７か月の間、民間の最終処分場に埋立処分を委託したといった状況がございます。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） 現時点で広域組合が遅れた場合の対応については、まだ検討していないということでしょうか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 事業計画の遅れは、重大な事項になると考えられます。こういったことは正副管理者間での協議というものが想定されますが現段階では、具体的な方向はちょっとお答えできない状況になります。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） 万が一遅れた場合ですね。建設が当然遅れて、１２年度から開始するのが仮に遅れるとすれば、小野上処分場は、１５年その時点で経過しているわけで、これが延長することは可能なんですか。その点お伺いいたします。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） やはり、最終処分場の埋立ての量、それに限界があると考えておりますので、エコ小野上処分場には、搬入のほうができなくなるものと考えております。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） 現時点で今後の計画を想像してもですね、満杯にはならないんですよ。満杯にならないんです。満杯にならないければ、次の処分場ができるまで１年なり１年半なり延長できるかどうかそれを伺うんです。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 埋立用地にまだ余裕がある段階であれば、延長のほうは可能であるものと考えております。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） 可能ということでお答え頂きました。これには県知事のたしか、許可というか認可というかが必要だと思いますけども、次にですね、５番目、基本計画の４跡地利用計画の跡地利用事例では、被覆型最終処分場の建設実績、被覆型では、全国で９７の施設があるわけですね。跡地利用の有無やその内容等の情報については、一つの施設を除いて実際に跡地利用を行っている施設は確認できないとこれ基本計画書の中に書いてあるわけですね。

そこですよ。廃止計画というのは、項目があります。廃止計画では、埋立終了後、廃止までの目標維持管理期間を１０年と設定してます。つまり埋立て１５年やりました。そのあと１０年間は、廃止できません。トータルで廃止まで２５年かかるというふうになってるわけですね。そうすると、この９７施設のうち１施設を除いて跡地利用の施設は確認できないってあることは、９６施設が跡地利用してないということなんですか。それともこの９７の施設全部は、２５年経過してるんですか。そこをお答えください。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 最終処分場の多くは、オープン型となっております。オープン型の暗転処理に係る期間は、屋外であるため１５年を要するとされています。一方、クローズド型では、屋内の散水が可能のため、１０年間の期間で安定化が図れるとされております。ですので、経過年数、そういったところまでは確認はできておりませんが、先ほどの９７施設については、廃止には至っていない状況であると認識しているところになります。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） オープン型は、別に問題外でいいんですよ。ここで言ってるのは、９７の被覆型最終処分場について触れてるんですね、今のお話ですと９７の施設のうち、全部が２５年経過しているものではないという答弁でした。そのうち何施設が終了したのかっていうと、それは今データがないというお話ですよ。それでよろしいですか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） すみません。こちらは１０４ページに記載されてます９７施設につきまし

ては、策定業務の受託業者になりますが、こちらが、建設実績等で整理したものになっておりまして、この97施設のうち、廃止されてるものはありません。

また、これとは別に環境省の一般廃棄物処理実態調査を行った場合。（「それはいいです。時間がないので。」の声あり）

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） つまり、97のうち廃棄されてるのではないということで理解いたしました。

続いてですね、跡地利用の方法として、一般的にはスポーツ施設、レクリエーション施設、防災拠点等が有効と考えられております。今後、吉岡町は地域のニーズを把握して協議を行っていく必要があると考えますが、町の見解を伺います。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 議員ご指摘のように跡地利用の方法につきましては、町は地域のニーズを把握するため、地元との協議を行いまして、地域のニーズを取り入れた跡地利用の構想を整理していく必要があるものと考えています。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） この施設はですね、廃止後も何十年と残る施設なんですよ、子の世代、孫の世代まで残る施設であります。私たちが正しいレールを引いておく必要があると思います。20年後は、恐らく私も町長も生きては、ないと考えます。この施設が造られてよかったと言われる施設を、町長造ろうではありませんか。

次行きます。2番、町は、令和6年12月定例会で、次期最終処分場の基本方針を明文化したものはないと答弁しましたが、町の基本方針をホームページに明文化を明記すべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町のホームページの最終処分場のページについては、1ページ内に令和2年度の候補地選定委員会から始まり、これまでの経過を掲載しておりますが、候補地選定、住民説明会等を重ねてきたことで、コンテンツが混在し、縦長になり時系列が把握しづらい形になっているため、現在、ページ構成の大幅な見直しを行っております。あわせてご指摘頂いた基本方針についても、この見直しとあわせて掲載する方向で調整しております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 内容をホームページの内容を見直すということで分かりやすいホームページを作成していただきたいと考えます。

3番目です。町は、次期最終処分場の周辺対策をどのように考えているのか伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 周辺対策については、最終処分場の建設に当たり、施設周辺の住民の方々への影響に配慮して行うものでありますので、周辺住民の方々や地域のニーズ、要望を取り入れた中で計画していく必要があると考えております。

また、この周辺対策については、清掃センターのようなごみ焼却施設等も含め、ごみ処

理施設が建設される際には、他の自治体の施設においても行われているものであり、その周辺対策事業の内容や事業費は、各市町村や広域組合で、地元との協議により決められている例が多くなっております。

しかし、この内容や事業費が適正でないとして、住民訴訟が起こされている例もあるため、事業内容の透明性を確保する必要もございます。これまで地域の方々から周辺対策についてのご要望を頂いており、頂いたご要望について、現地確認、概算事業費の歳出、国庫補助金の有無や起債の有無の確認、事業スケジュールの検証等を行いながら、庁内で協議をしているところであります。周辺対策については、地域の方々と協議を重ね、進めていきたいと考えております。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） 今、要望等を伺ってから考えていくと。つまり、今後の計画案というのは、いつ発表できるのか、また地元地域との協議を含めたスケジュールについてはどのようなのかスケジュールについてお伺いするものであります。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 地域の発展等に必要な施策を頂いた後、ご要望等についてできること、できないこと、そういったことを今整理を行っているところになります。スケジュールとまた、周辺整備に関わることを、こういったことについてなるべく、早くお示しできるようにしたいと考えております。

〔１０番 廣嶋 隆君発言〕

１０番（廣嶋 隆君） これ最終処分場は完成しないと、これは次の段階で施設整備はできないと思いますが、その前に、やはり完成してすぐ実施できる体制をつくっていただきたいんですよ。そのためにどのようなスケジュールで組むか、早急に検討するというお答えでしたけども、これもですね、できるだけ計画案を早めに発表していただいて、今後、何年間か計画でこのようなことを考えていると。そういう目安が発表されればありがたいと思います。

最後４番目、令和７年３月１５日に実施した住民説明会の報告について、５月１９日現在、つまり議員としてこの一般質問を提出した日にちなんですけども、吉岡町のホームページを見てもですね、３月１５日に実施した住民説明会の報告が記載がなかったんです。住民説明会の報告が記載されてなかった点について説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） お答えする前に先ほど担当課長のほうから、エコ小野上の関係ですけど、容量に余裕があれば、延長は可能と答弁させてもらいましたが、これは地元との約束で空きがあっても、延長はしないという協定になっているそうでございますので、お知らせさせていただきます。

住民説明会の議事録については、会場で録音した音声データをもとに議事録を起こしておりますが、音声データで聞き取りできない部分等がある場合には、職員がその場で記録

した内容をもとに作成しております。

また、作成した議事録の内容には、参加者からのご質問やご意見が多く含まれておりますので、発言の趣旨を間違いなく記載できているか漏れがないかなど、町と渋川広域組合で確認した上で掲載しております。今回の説明会においては、参加者の住民の方々から多数の意見を頂いておりますが、録音が不鮮明な部分も多かったことから、議事録の作成と確認に時間を要してしまったものでございます。今後は透明性の確保や信頼につなげるためにもなるべく早く公開できるように努めていきたいと考えております。

また、今回議員のほうからご指摘頂いたいろんな事項、渋川広域の組合事務局に申入れをさせていただきたいと思います。

また、今後、地域の方々といろいろな協議を重ねていく必要がございます。そういった中で、議員におかれましても、地元の議員として事業推進にお力添えを賜れば幸いに存じます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） ただいま、町長のほうからエコ小野上について訂正が入りました。そうしますと、吉岡が遅れた場合、その間、廃棄物をどう処理するのか。その辺はですね、今恐らく課長もお答えできないと思いますから、その辺を広域組合と協議していただいて、万が一遅れた場合、これ大変なことですから、どう処理するのかを、回答を広域から頂いておいてください。

そしてですね、今、町長からおっしゃるように、私も出席しておりました。非常に質問が多かったです。精査・整理するのに時間がかかったというのは理解できます。ただし、私が言いたいのは、広域が発表しないから吉岡町が発表できないじゃなくて、3月15日でもう2か月以上ですね、たつわけですよ、これが何と。私が19日にホームページ、広域も見ました。吉岡も見ました。載ってません。ところが20日にはですね、載ってるんですよ。これ私が言ったから20日に急遽載ったんですかっていうような感じだったんです。タイミングが良すぎるんですよ。何か私が質問の中でこれ質問しますって言ったら、翌日にもう発表されてるわけですよ。これは広域のホームページにも載って、吉岡はそれにリンク張ってるわけですね。ちょっとねこれタイミング良すぎる。この点は、無視して、私が言いたいのは、広域が発表しないから吉岡町が発表できないでなくて、3月15日に地元説明会がありましたって広域に理解を得て、その1行でもいいからホームページに載せるべきじゃないんですか。ほかの住民はね、こういうことを知らない人が多いですよ。つまり、地元で最終処分場ができるということすら、わかんない方多いんです。もっと町がね、PRして、関心を持っていただく。それはなぜかっていうと、ごみを少なくする3Rの気持ちをね。もっとね、皆さんに浸透してほしいんです。そのために吉岡はこんだけの広大なところを近所の人にも迷惑かかりながら作んなきゃいけないんだと、そういう理解。万が一、自分の家の隣にそれができたら、どうします。反対だ反対だって騒ぐ人も中にはいるでしょう。だけど、今の時点では、ある程度理解を頂いて物事が進んでるんです

よ。だから、広く町民にこのことを、ホームページ等で告知をしていただきたいと思います。

以上で１０番、廣嶋の一般質問を終わります。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、１０番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。次の質問者の用意を行いますので、ここで休憩をとります。

再開を１１時２５分とします。

午前１１時１０分休憩

午前１１時２５分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。８番富岡栄一議員を指名します。

〔８番 富岡栄一君登壇〕

８ 番（富岡栄一君） それでは、議長への通告に基づき一般質問を行います。

産業団地開発と企業誘致についてお伺いするものであります。最初に地権者の試掘・開発同意の進捗状況についてお伺いします。本年３月２１日をめどに地権者から土地の譲渡に係る同意書の提出をお願いしていたが、現在、開発の同意の取得はどの程度進んでいるのか。

また、おおむね２ヘクタールにおいて試掘をしたところ、遺跡があるようだが、今後の試掘状況なんですけど、前もらった説明会でありますけど、耕作等されてない農地、現在作付行っている畑や今後作付を予定されている畑は、令和７年夏頃からと。令和７年に稲作を予定されている田んぼは、令和７年の収穫以降に試掘調査を行うとあります。試掘調査の進捗状況どのようになっているのか、お伺いいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 富岡栄一議員より、駒寄スマートＩＣ西側の産業団地に関する質問を頂きました。本事業は、地域経済の活性化や新たな雇用の創出、さらには、住民の方々の暮らしの質的向上と町の持続可能な発展を実現するための重要な事業でございます。今後、誠実かつ透明な運営のもと、着実に事業を進め、地域の皆様に誇れるまちづくりを実現していく所存でございます。

なお、ご質問詳細につきましては、産業観光課長より、また、試掘関係につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 同意書状況でございますが、現在、同意書を提出していただけない地権者の方がまだいらっしゃいまして、現在、順次、訪問しているところでございます。このため同意書の提出状況についてはですね、申し訳ございませんが、お答えについては、ここでは差し控えさせていただきたいと思います。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 文化財の試掘状況について答弁させていただきます。昨年度の試掘確認調査については、令和６年１２月初旬から令和７年１月半ばにかけて、事業予定

地内で合計約693平米の試掘坑トレンチと言われるものですが、こちらを設定し調査を進めました。

進捗状況は、単純に試掘の面積で考えると、試掘面積が1万1,600平米を予定しておりますので、パーセンテージでいうと6%ということになっております。また、遺構についてはですね、試掘した場所ではほとんどの場所で確認されているというような状況になっております。今後の今年度の対応ですが、先ほど産業観光課長も答弁しておりますが、産業観光課と協力してですね、同意を得られた場所から調査を進めていきたいというふうに考えております。

〔8番 富岡栄一君発言〕

- 8 番（富岡栄一君） 今聞きました同意書は随時個別に回収しているということだそうです。私も農地とか持っております。今、令和の米不足とか令和の米騒動があるからこの団地地内も田んぼがほとんどだと思います。今年はまだ田んぼをつくりたいと。ましてや米の値段では来年もつくりたいと。その関係か分かりませんが、同意書もまだ考えている人がいるかと思ってます。米騒動が落ち着くまで同意書を出せない気持ちは分かるんですけど、町は、町として事業を早く進めていきたいということだと思います。それで地権者への丁寧な対応と協力確保についてお伺いします。

引き続き、地権者に対して丁寧な対応を行い、理解と協力をいわゆる努力を続けるべきと考えるが、町としての具体的な取組はどのようにするのかお伺いします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 今月の20日、22日に関係者の方にご理解、ご協力を得るべく、説明会を開催する予定となっております。

また、代替農地を希望される方もいることから、代替農地を提供してくださる方を募る等の仕組みを現在整えているところでございます。今後も、関係者説明会や、随時の個別相談を通して、地権者の方のご理解、ご協力、不安の解消等に努めてまいりたいと考えております。

〔8番 富岡栄一君発言〕

- 8 番（富岡栄一君） それでは次に入ります。この事業を成功させるには、プロジェクトチームが必要だと思います。今、産業観光課、建設課とか両方にまたがって、またほかの仕事も持っていて、なおかついろんな仕事の中でこれに産業団地に対して、事業を行ってるわけですけど、この事業によっては、非常に大事だし、大きいし、関係者もいっぱいいるし、それにプロジェクトチームをつくらないとできないと思うんですけど、町の考えをお伺いします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 現在、産業観光課長の私とともに、産業振興室員4名の体制で本事業に取り組んでおります。

また、道路などインフラ整備や都市計画の手続きや調整などでは、関係部署に協力頂く体制をとっております。今後は、計画の進捗に伴い、関係者の皆様への多岐にわたる調整

や企業誘致も始まることから、円滑な事業推進のための体制については、今後、検討してまいりたいと考えております。

〔8番 富岡栄一君発言〕

- 8 番（富岡栄一君） 次の質問にいきます。前橋との連携についてお伺いします。前橋市のホームページから産業団地の産業団地造成費を令和7年度の予算の事業を見ますと、駒寄スマートインターチェンジ、大前田地域で今年は4億3,355万の産業団地の開発を計画にすると前橋市予算となっております。見る限り大分調整池だとか、事業は今の所、前橋市のほうが進んでおります。

そこで前橋市との駒寄スマートインターチェンジ周辺の産業振興に関する覚書を令和3年11月15日に結んでいたが、今現在、引き続き勉強会などは行っているのか。

また、前橋市の産業団地と吉岡町の産業団地、前橋も約20ヘク、吉岡も20ヘクタールに関連する道路。南北道路。吉岡側にあります南北道路。結局、前橋市も産業団地造っても道路が南に出るだけだと南新井前橋線。前橋市も多分困ると思います。それには吉岡町も早めに計画を立てて、南北道路を午王頭川にかけの橋の計画も一緒にやって前橋市と協力しながら、1日でも早くできればと思ってますけど町の考えをお伺いします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 前橋との駒寄スマートインターチェンジ周辺での産業振興に関する覚書に基づく勉強会については、引き続き開催しております。またですね、道路関係ですが、今後、午王頭川にかけの橋について、前橋の担当部局と詳細な調整を行う予定となっております。

〔8番 富岡栄一君発言〕

- 8 番（富岡栄一君） 次に企業進出に関する町内設置の確認についてお伺いします。隣接する前橋市側の工業団地との関係で企業進出時に社屋は前橋側、駐車場は吉岡町になることを避けるため、企業の進出形態について事前にしっかりと確認する必要があると考えるが町はどのようにお考えしてるかお伺いします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 議員ご懸念の建物は前橋市、駐車場が吉岡町といったことは、当然のことながら避けるべきことと十分承知しております。企業選定の手法については、まだ未定ではございますが、そのようなことが生じない方法を検討してまいりたいと考えております。

〔8番 富岡栄一君発言〕

- 8 番（富岡栄一君） 企業誘致の目標設定についてお伺いします。地権者の理解と協力を最重視することは当然のことだが、そのうえ、企業の誘致の開始目標について、町としては設定していくべきだと考えるが町の考えをお伺いします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 現在、全ての地権者の方から同意を頂いている状況ではございません。

まずは、地権者の方のご理解、ご協力を得ることに全力を尽くしているところです。同意が得られた段階で、企業誘致の目標について設定をしまいたいと考えております。

〔8番 富岡栄一君発言〕

- 8 番（富岡栄一君） 次に、企業誘致に向けた情報発信と方針明示についてお伺いします。企業に誘致に向けた情報発信、また、駒寄インター西の産業団地の特徴でもあります前も2回ほど、質問してましたが、このメリットのほうをもう一度言いますと、この西側の工業誘致エリアは、都内から約100キロで関越自動車道駒寄スマートインターから近く、ほかに、北関東道、上信越道などの高速道路が整備されており、交通の便がいいこと、群馬県は、1919年1月1日から2025年4月30日の106年間で、他県に比べると震度4以上の地震の数が、茨城県399回、栃木県248回、埼玉県166回、群馬県は78回、1番少ない隣の埼玉県に比べても半分以下であると要するに地震が群馬県は少ないと損害保険会社でつくる損害保険料の算出機構が令和5年6月に出した台風や豪雨水害によるリスクを市町村別に5段階で評価し、リスクの高いほど保険料が上がる制度改定を発表し、吉岡町は2と評価され、水害リスクが少ないという評価をされております。

そのほか、また群馬県は、晴れる日が多く、日照時間では年間では全国2位になっているとこういう長所を生かし、企業誘致に向けた差別化を図り、吉岡の魅力を発信し、関東内部への進出を検討している企業に対し、現在、このエリアの開発状況について、積極的に情報発信し、企業方針や選定基準を明示していくことが円滑な企業誘致につながると考えるが町の取り組みをお伺いいたします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 先ほどお答えしたとおりですね、地権者の方の同意が現在最優先となっております。同意が得られた後ですね、住民皆様のアンケートを踏まえて、企業誘致の方針や今おっしゃられた誘致の有利な点を強調しながら、選定基準を明示してまいりたいと考えております。

〔8番 富岡栄一君発言〕

- 8 番（富岡栄一君） 地権者の同意をとっているところでございますが、もうしつこくじゃないけど本社誘致のメリットと優遇策についてをお伺いします。まだ産業団地確定はしてませんが、本社誘致は企業によって町に多大なメリットもたらすが、町としてはこの点についてどのように考えているか。

また、本社誘致に関連する優遇策についてどのような施策を検討しているのかお伺いします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 議員おっしゃる本社誘致についてですが、町としても、多大なメリットがあるものと考えております。具体的には、本社進出による多額な設備投資や関連企業の進出による直接的な経済効果、また、本社に勤務する多くの管理職や専門職など高度なスキルを持つ人材が集まることによる人材育成の循環効果に対する期待とともに、地域に

著名な企業の本社が存在すること自体が、地域のブランド力や信頼性を高めることにつながると考えております。

また、優遇策は、現在、近隣市町村の制度等を参考に検討を進めているところでございます。

〔８番 富岡栄一君発言〕

８ 番（富岡栄一君） それでこの事業を成功させるには、県との連携によるバックアップ拠点誘致などが必要かと思えます。県が進めているバックアップ拠点について、吉岡町での誘致の進め方については、県と連携すべきではないかと考えておりますが町の考えをお伺いします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 現在、町が進めている駒寄スマートインターチェンジ西側産業団地事業は、企業誘致を通じた地域の経済活性化を目指しております。一方、群馬県が進めるバックアップ拠点誘致は、企業がリスク管理や事業継続の観点で安心して進出できる環境整備を狙っているものと考えております。

議員おっしゃるとおり、群馬県が進めるバックアップ拠点誘致との連携は、互いの強みを生かす形で、企業誘致をさらに後押しをする可能性を秘めており、今後は、県との連携の可能性について、検討してまいりたいと考えております。

〔８番 富岡栄一君発言〕

８ 番（富岡栄一君） それでは最後の質問になります。この事業を進めるに当たりまして、トップセールスの推進と具体的戦略についてお伺いします。企業誘致については、町長によるトップセールスを積極的に行うべきではないかと考えます。推進に当たり、どのような戦略を検討していくべきか、具体的な取組についての方針について、町長自身の見解をお伺いいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 企業誘致に関して町長によるトップセールスを積極的に行うべきとのご意見を頂きました。以前にもお答えしたとおり、企業誘致に当たっては、私も先頭に立って、トップセールスを進めていく所存でございます。具体的な取組については、現在、県外を含めた他市町村の状況を参考にし、検討しているところでございます。

なお、今後、本事業の推進方に、議員各位のお力添え賜れば幸いに存じます。

〔８番 富岡栄一君発言〕

８ 番（富岡栄一君） 時間大分余りましたが以上で８番富岡一般質問を終わりにいたします。

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして８番富岡栄一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を１３時とします。

午前１１時４４分休憩

午後１時００分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。

〔6番 宮内正晴君登壇〕

6 番（宮内正晴君） 議長への通告に基づいて一般質問を行います。質問の項目は、6項目あります。最初に、ゾーン30についてですが、学校周辺のゾーン30化について、お伺いします。吉岡町では、明治小学校周辺のみがゾーン30に設定されております。歩行者を交通事故から守るためにゾーン30がありますが、都道府県別の設置数は、群馬県は20位です。

また、設置数は埼玉県は330か所に対し、63か所交通状況は異なるが、車社会の群馬県です。吉岡町でも交通量が大変増えている。歩行者の高齢者や児童を守るために、駒寄小学校周辺、また、吉岡中学校周辺をゾーン30にと思うが、安心安全に向けての町の方針を町長に伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 駒寄小学校周辺、また地域をゾーン30にというご質問ですが、これまでも答弁させていただきましたように、ゾーン30の指定は、群馬県公安委員会の所管であり、指定の際には、地元地域の理解も必要となりますので、地元自治会から要望が上がってきた場合には、町としてもその旨を渋川警察署へ上申したいと考えております。

ただ一方で、現在も駒寄小学校西側の道路は既に時速30キロメートルの規制がかかっております。

また、改正道路交通法施行令の施行により、来年9月1日から生活道路の法定速度が、時速30キロメートルに制限されることになっておりますので、あと1年3か月後には、駒寄小学校周辺のセンターラインのないような生活道路は、ゾーン30の指定はなくても、時速30キロメートルの規制がかかることとなります。町といたしましては、この点も踏まえまして、渋川警察署とも協力しながら、今後の交通安全対策を進めていきたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） ただいま町長より答弁を頂きまして、これからどんどんゾーン30とは言わず、30キロ以下の道路が増えてくると、それはこしたことはないんですが、今現状でも、事故が起こりやすい。リスクがあると。特に駒寄小学校周辺、子供たちが増えてます。そのためにも、やっぱりゾーン30というのは、町独自のゾーン30を設けてはどうかと私個人的には思うんですが、それに対して、答弁頂けますか。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 町独自のゾーンとはいえ、その中で、速度制限や通行規制等を行う場合、町が単独で設置することはできません。どうしても県警や地元警察による規制が関係してまいりますので、規制をかける立場である渋川警察署とも十分に協議した上で、設置を検討することになります。

また、ゾーンで規制をかける場合、そのゾーンの地元住民との合意形成も必要となってきますので、慎重な協議が必要になると考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

- 6 番（宮内正晴君） 確かに町は、通学路にバンプを設けたり、狭窄を設けたりしていただき、確かに児童を守る施策をしていただいています。そのようなことをどんどんしていただきたいと思っています。昨今、通学路で交通事故が発生しております。通学路でもそういう事故が発生しておるので、周辺もやっぱりそれなりの対応をしていただきたいなと思います。
- 次の質問ですが、ヘルプマーク・カードについてですが、ヘルプマーク・カードの窓口対応についてです。吉岡町でもヘルプマーク・カードの発行を行っていると思いますが、町民は認知しておりますでしょうか。確かに町のホームページ、障害者福祉を開くとヘルプマーク・カードの内容が掲載されていますが、障害者や妊婦さんや高齢者に向けて、受給方法はどのように行っているか、町長に伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

- 町 長（柴崎徳一郎君） ヘルプマーク、ヘルプカードは、外見から分からなくても、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたものでございます。

このヘルプマークについては、群馬県が障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例に定める障害者が必要な支援を求めやすい社会を実現するための一助となるよう普及に取り組んでおり、群馬県が東京都にマークの使用について許可を頂いた中で、群馬県が現在実施している事業でございます。

受取方法等の詳細につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

- 健康福祉課長（一倉哲也君） ヘルプマークの受取方法については、県内各市町村を初めとする交付窓口で共通しており、窓口で群馬県ヘルプマーク交付事業 申出事由等確認書を記入してもらい、即日交付するものとなっています。対象は、身体障害者や妊婦さんに限らず、群馬県内に居住し、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせたい方となっております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

- 6 番（宮内正晴君） 私の知り合いが障害者手帳を所持しているんですが、更新時にヘルプマークのことを聞いていないと言っています。障害者、妊婦さんへの窓口対応はどうなっているのか伺います。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

- 健康福祉課長（一倉哲也君） 障害者の方への窓口対応については、吉岡町障害福祉のあらましという全18ページに及ぶ冊子を用いて説明をさせていただいております。その冊子の中で、もちろん、ヘルプマークについても紹介をさせていただいておりますが、冊子のボリュームの都合上、窓口にお越しの方にとっての重要な部分について、抜粋して説明させていただいておりますので、ヘルプマークについては、口頭での説明はしておらず、詳しくは後ほど冊子をご覧くださいという形での案内をさせていただいております。

また、妊婦の方に対しては、母子手帳交付時にヘルプマークと同様の意味合いを持つマタニティマークを口頭で説明し交付しております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

- 6 番（宮内正晴君） 今、ただいま課長からご説明頂きましたが、ヘルプマークに記入する内容は個人情報でございます。それについて、個人個人がまた内容が違うと思うんですよね。それに対しての説明または窓口のほうで、ちょっとパンフレットを確認してみたんですね。そしたら、見当たらないんですよ。障害者の方っていうのは、窓口から聞かない限り分からないのか、または町でどういうふうな説明をしたら、障害者の方が認知されるのか、そこら辺のことをお伺いします。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） ヘルプマークの交付をさせていただく際には、使用方法などの1通りの説明はさせていただいておりますが、ヘルプマークの交付を受ける方の状況は様々であり、ヘルプマークに関する説明書にご自身が必要とする支援内容を記入しますとする記入例もあることから、利用者ご自身の判断で記入していただくものと考えておりますので、必要な支援内容の記入についての細々とした説明はしていないのが現状です。

ただし、ヘルプマークを必要とする方の状況に応じた対応は、今後もさせていただきたいと考えております。

また、パンフレットの棚にヘルプマークについてのパンフレットが見当たらないとのことですが、群馬県からそのようなパンフレットの配布がされていないため、設置していない状況となっております。町独自で作成しての設置が必要かどうかは、今後検討させていただきたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

- 6 番（宮内正晴君） 今、課長からお伺いしましたが、やっぱり目につくものがないと対応っていか、障害者の方が分からないんですよね。記入方法がどうのこうのって言われても、これやっぱり障害者にとっては、自分はどういう位置にいるかというのがはっきり分からないところがあるんですよ。個人情報は、どこまで書いていいかこれのこと自体も分かりにくい。これやっぱり窓口で説明していただかないと、個人個人本当に違うんで、やっぱり詳細を正しく伝えていただきたいなと思います。

ちなみにあれですけどね、窓口の対応は、スピーディーに動かれて好感を持ってましたが、詳細については、詳しく伝えていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。防草シートについてですが、防草シートの促進についてです。春になったら雑草が茂り出して個人宅でも防草シートを敷いているところがございます。大久保地区の上越線の法面も防草シートが拡大しております。除草の費用・時間・安全を考慮することと思われますが、吉岡町でも防草シートの促進を考えてはいかがでしょうか。町の方針を伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 防草シートの促進をというご意見を頂きました。町では、公園や町道などの町有地において、委託した業者による除草や町の道路作業員による草刈機での除草作業を行っております。

また、住民の方から要望を頂いたか所においても、優先順位をつけて順番となりますが、順次、対応を行っているところであります。町では、防草シートの施工を一部実施しておりますが、防草シートにも長所や短所があることから、その特徴を踏まえて、防草シートの施工を検討してまいりたいと思います。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 除草作業での草刈機は、高速回転で草刈りを行うわけですけど、斜面や足場の悪いところでは、かなりリスクがあります。事故に遭われた方も私は聞いております。防草シートは、作業を行うと約10年くらい持つそうです。費用もそれほど高額ではないと思われます。安全面を考慮して、除草作業でなく、防草シートに切替えを行うほうがよいのではないかと思います。計画はされているかとは思いますが、防草シートに切り替える計画はあるかどうか、お伺いします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 現在、防草シートについては、強風などによりシートが剥がれてしまうこと。比較的安価なシートは、耐久性や効果に問題があること。場所によっては、景観を壊すことなどの課題を把握しております。防草シートのそれらの課題を踏まえた上で、防草シートの活用を検討してまいりたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 安全面を考慮して、防草シートに切替えをよろしくお願いいたします。

次に防災体制についてお伺いします。防災協定の締結の促進についてですが、第6次吉岡町総合計画で防災協定の締結数が、令和8年度の目標が35になっておりますが、令和7年度までの目標に対しての推移はどのようになっていますか。

また、令和8年度以降の防災体制強化についての考えを町長に伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 防災体制についてご質問頂きました。まず、防災協定の締結数について、令和7年度までの推移ですが、令和4年度末時点が32、令和5年度末時点が38、令和6年度末時点が43、そして、令和7年6月の現時点で44の協定を締結しております。

今後の防災体制強化につきましては、近年、災害は激甚化、複雑化しており、実際に本町で大規模災害が発生した際には、自治体の力だけでは、対応ができないことが予想されますので、今後も有事の際に民間の力をお借りするため、災害時協定の締結を積極的に進めていきたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 自然災害を想定することは難しいが、備えることはできると思います。今回、ジョイホンパークとの防災協定の締結もその一つ。大久保地区内には公園がなく、ジョイ

ホンパークの駐車場や建物が一時避難所に使用できることは大変よかったと思います。ただ、PR活動ですね。少々足りないと思われる。地域住民の周知はどうなっていたのか。町長に伺います。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 株式会社ジョイフル本田との災害時の協定締結によって、ジョイホン吉岡店の店舗や駐車場が一時的な避難場所として使用できるようになったことはご指摘のとおりでございます。この協定締結についての町民の皆様へのPR活動としては、広報よしおかへの掲載や町ホームページへの掲載を行っておりますが、周辺地域の住民に向けた個別の周知は行っておりません。

この理由としまして、今回の協定締結に基づく一時的な避難場所は、災害対策基本法に基づく避難場所の指定を行っている場所ではなく、あくまでも大規模災害時、あるいは緊急時に例外的に使用させていただく場所であることからです。このため、いざというときに住民の方が第1目標としてその場所を目がけて避難するという場所ではないことから、大々的な広報は行っていない状況です。しかしながら、その点は十分に住民の方に伝え切れていない部分でありますので、今後、地区の防災訓練等も通じて周知を図っていきたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 今、小林課長のほうから答弁頂きましたが、大久保の方々はどこへ避難すればよろしいのでしょうか。一時避難できないという話になると、公園がないのに、どこへ逃げればいいのでしょうか。そのための協定じゃないのでしょうか。避難場所をね、町は確保していただかないと住民は困るわけです。その点を考慮しながら、締結を行っていただきたいなと思います。

次に県道前橋伊香保線の滞留についてですが、大松交差点の滞留ですが、休日の夕方は、大松交差点から南へ二つ目の信号までというより、カインズホームの近くまで、左車線はつながっております。そのために町外から来た方が脇道（生活道路）に入ったり、無理な車線変更を行ったり、交通ルールを守らないことが発生してます。かなり高い事故のリスクがあると思いますが、町の見解を伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 大松交差点の滞留についてご質問頂きました。大松交差点周辺は、ご指摘のとおり、休日は、周辺の大型店舗への来店客などで、その影響で渋滞が発生している状況でございます。

また、周辺の生活道路への進入も見受けられることから、町としても、安易に生活道路へ進入しないための注意喚起の看板を設置するなど、これまでも対策を講じてきたところであります。さらに、大松交差点周辺の事故のリスクについてのご指摘ですが、渋川警察署へ大松交差点付近の事故件数について、確認したところ、令和4年1月から12月までの1年間の人身事故は4件、物損事故が8件、令和5年の人身事故は2件、物損事故は

11件、令和6年の人身事故は7件、物損事故は14件となっており、実際に年々事故件数が増加しているとのことでした。

しかしながら、事故防止のために、交通違反を町で取り締まることはできませんので、今後も渋川警察署や渋川土木事務所とも協力しながら、大松交差点周辺の交通安全対策を検討していきたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） ただいま町長から答弁頂きましたが、県道南新井前橋線は、大松交差点の右折ラインを延長して、緩和を行っております。そういうことが県道前橋伊香保線でもできないかということを私的には思っております。今、現状ではかなり、地域住民が生活環境への影響を受けてます。早急な対策を行っていただきたいなと私個人的には思います。

その対策としてですが、スーパーツルヤの南側ですね。午王頭川に橋をかけてはと思いますが、そして県道前橋伊香保線の迂回路にしてはどうかと考えますが、町の方針を伺います。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） ツルヤの南側、午王頭川に橋をかけることについては、午王頭川南側の生活道路は、幅員が狭く未整備であることから、自動車交通が流入することによる事故リスクが高まる懸念があることから、慎重に検討する必要があると考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 検討、検討ばかりだとなかなか話は進まないと思いますので、極力、橋をかけるような方向でお願いいたします。

関連して伺いますが、南新井前橋線の通学路で使用している歩行者専用信号機ですが、ボタンを押してから信号が変わるまで、15秒から45秒ぐらいかな、かかっている場合があります。そのために100人から寺下からさくら歯科のほうに渡る児童が100人以上おります。時間がかかります。それなのに渡る時間が15秒しかない。かなり短い時間で、結局、次の方は待つというこういうことをしなければ、渡って行けません。

やっぱり交通事故のリスクを回避するためには早く、児童を渡すことが考えられますが、そのことについて伺います。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） ご指摘の信号機について、朝の通学時間帯に青信号の時間延長が可能なのか、実際に、渋川警察署に確認したところ、技術的には可能であるが、何秒延ばせるかは調査等が必要なため、回答は難しいとのことでした。この件に関しては、隣接する信号機との調整も必要であると考えられることから、すぐに改善できる問題ではないってことは予想されますので、今後も引き続き、渋川警察署と協議していきたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 児童を守ることなんですから、協議のほうは、よろしく願いいたします。

次にですが、学校のセキュリティ対策について伺います。安全な場所である学校で

事件・犯罪が起きています。外部からの侵入で窃盗・盗撮・傷害事件が発生すると、児童や学生に心に深い傷がついたり、それがトラウマになったりします。児童や学生を守るための学校のセキュリティ対策や児童・学生の心のケアについて教育長に伺います。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 学校における子供の安全を守るためのセキュリティ対策は、議員ご指摘のとおり非常に重要です。ソフト面、ハード面の両面から、その対策を3つの視点で申し上げます。

まず1つ目は、計画的な防犯教育の実施です。警察署の方々と協力を得て、防犯教室、不審者侵入の際の避難訓練を定期的に実施し、子供の防犯意識を高め、究極的には自分の身は自分で守ることができる力の基礎を育成しています。

2つ目は、学校の安全管理体制の整備です。小学校では、門扉を基本的には常時閉めておく。そして、これによって不審者が心理的に校内に入りづらい環境をつくっています。

また、人による安全管理として、見守り指導員が朝登校時、また、帰りの下校時、学校周辺で見守り活動を行っております。さらに機器による安全管理として、小中学校とも防犯カメラを適切な位置に配置して、録画等を行っているところです。

3つ目は、危機管理体制の確立です。来校者管理のために受付簿の記入と名札の着用をお願いしております。この名札の着用というのは、校内で名札の着用のない人物を見かけた場合には、見かけた教職員が積極的に声をかけ、不審者の早期発見につなげるものです。万が一、不審者が校内に侵入した場合に備え、各校では不審者対応マニュアルを作成し、教職員自身がさすまた等の護身用具を使用しての不審者対応訓練も実施しているところです。

最後に子供の心のケアについてご質問頂きました。万一、児童生徒に大きな心理的外傷を伴う事案が発生した場合に備え、学校のスクールカウンセラーの対応時間を増やすことはもちろん、県の教育委員会からスクールカウンセラーやスクールカウンセラー・スーパーバイザーを臨時的に派遣していただき、直ちに、すぐに子供の心のケアを行うことができる体制を整えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 最後に一言、正門・校庭にある時計が故障してます。修理をよろしく願いします。以上で6番宮内の一般質問を終了します。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、6番宮内正晴議員の一般質問は終わりました。次の質問者の用意を行いますので、ここで休憩をとります。再開を13時40分とします。

午後1時31分休憩

午後1時40分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

〔5番 秋山光浩君登壇〕

5番（秋山光浩君） それでは、議長への通告に基づき一般質問をいたします。

八潮市で下水道管の老朽化が原因と思われる事故が発生し、その後、京都市と大阪市で水道管の老朽化が原因と思われる事故が発生して、他人事、我々ここにいる皆さんは、私も含め、日頃、何不自由なく、水道、下水道を利用させてもらってますが、やはり知っておいたほうがいい部分など、私はたくさんあるというふうに感じ、今回この題材で一般質問させていただきます。

これ偶然なんですが、直近の上下水道検針票で、毎年6月1日から7日までが水道週間ということを知りました。今年のスローガンは、透き通る誇れる水に感謝するでした。私も細々と農業しておりますので、確定申告などする関係で、検針票の利用料金・使用料金はその都度目にしております。

また、サラリーマン時代、転勤が多く、それぞれの地域で水道料金・使用料金を経験してきましたが、検針票を見る度に、吉岡の上水道料金・公共下水道料金は非常に安いとその都度感じ、感謝に近い気持ちを持っております。

今年1月28日、埼玉県八潮市で、下水道管の老朽化が原因と思われる道路陥没が発生し、トラックが転落、74歳の男性が犠牲になりました。陥没は1度では終わらず、数回に分けて発生、さらに、流れが止まらなかった下水等が障害となり、ご遺体が発見されたのは、3か月以上経過した5月の2日でした。ご家族の希望から名前などは公表されておられません。

また、八潮市の陥没事故は、応急復旧だけでも300億以上かかるという試算がされており、本復旧には、相当な時間と経費の上積みが予想されるところです。2022年の数字になりますが、上下水道関係の陥没事故は全国で2,607件あったそうです。吉岡町でまさか八潮市と同様の陥没事故が発生するとは思いませんが、インフラ老朽化には、慎重かつ迅速な対応が必要であると感じております。この点についてまず町の見解をお尋ねします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 令和7年1月、埼玉県八潮市で流域下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生し、トラックドライバーの方が犠牲になられました。さらに、一時は、約120万人に下水道の使用自粛が求められるなど、大きな影響が発生しました。この事故を受けて、国土交通省では、下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会を設置し、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な下水道の点検手法の見直しをはじめ、道路陥没を引き起こす恐れのある地下管路の施設管理の在り方などを専門的見地から検討し、最終の取りまとめを夏頃までに行うとしております。

本町においても、今後、国が新たに示す指針や従来の下水道法の維持修繕基準に基づき、適切な施設管理を徹底してまいります。

また、調査等で管路に異常があることを把握した場合には、速やかに応急措置として修繕や改築を行うなど、下水道の破損に起因する道路陥没等の未然防止に努めてまいりたいと思います。

〔５番 秋山光浩君発言〕

- ５ 番（秋山光浩君） この八潮市の事故が発生した１か月半ぐらい経過した３月１８日国土交通大臣から全国５００余りの自治体に対して、直径が２メートル以上で敷設から３０年以上が経過している下水道管の緊急点検指示が出され、１年以内に結果を報告することとされました。

吉岡町では、昭和６２年に公共下水道事業と特定環境保全公共下水道が供用開始されており、今年で３８年が経過する年を迎えています。直径２メートル・敷設から３０年に該当する場所があったのかをお尋ねします。あった場合、現段階での進捗状況もお願いします。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） 埼玉県八潮市の事故を受けまして国から要請されました全国特別重点調査、こちらの対象になる下水道の管路は本町にはございませんでした。

〔５番 秋山光浩君発言〕

- ５ 番（秋山光浩君） 各家庭から排出された下水や汚水が本管に向かって集約されていくのが、下水道であり、問題視されているのは、この本管の部分だと理解しております。八潮市の陥没した部分の管の直径は４．７５メートルだったと聞いておりますが、下流に行くに従って直径は大きくなる、このように考えておいてよろしいでしょうか。

また、吉岡町内に八潮市と同じレベルを持つ本管などないと考えておりますが、実際のところ、吉岡町内で１番大きい直径、この数字はどのぐらいなのかをお伺いします。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） まず、下水道の本管につきつきまして、下流に行くに従って口径が増大するかというご質問ですが、上流から下流にかけまして、流量、こちらが増えていきますので、必然的に配水流量に応じて口径は増大をしていきます。

それから町内に現在、埋設されております下水の本管で最も口径が大きい管を確認したところ、県央処理区の利根川上流流域下水道・玉村渋川１号線の一部管路におきまして、口径１３５０ミリの管が使用されております。

一方で、町が管理している下水道管の最大口径は、この流域下水に接続している管となります。口径は８００ミリ、管延長は３７メートルです。この８００ミリの管を含めまして町内で布設から３０年経過している下水道管路の総延長は４万６，５８９メートルあります。

〔５番 秋山光浩君発言〕

- ５ 番（秋山光浩君） 管の材質についてお伺いします。管の材質も様々、いろいろなものがあることを知りました。一般家庭から本管までは、恐らく塩化ビニール管などでつながっていると考えますが、吉岡町の下水道の本管にはどのような材質のものが使用されているのか。分かるようでしたら、対応年数もあわせてお聞かせください。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） 下水道の本管で使われている管種につきましては、非常に種類が多くございます。敷設する道路の交通量並びに管路の深度、また、施工の条件などによって様々な管種を使い分けて工事が行われております。本町で多く使われておりますのは、ヒューム管と呼ばれる鉄筋コンクリート管並びに塩化ビニール管で法定耐用年数はどちらも50年というふうになっております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 八潮市の陥没事故が発生した本管は、昭和58年、今から42年前に敷設されたものということですが、腐食が始まりだして周りの土砂が侵食されていったことなどを考慮しますと、あの場所では約40年で老朽化してしまったということになります。各自治体では、管の交換時期・切替え時期の目安を設定していると考えますが、吉岡町の目安としている年数をお聞かせください。

また、交換工事をする場合、既存のものを撤去してから、同じところに新しいものを敷設するのか。それとも新しいものを敷設してから、既存されていたものを撤去するのか。どちらになるのかも教えてください。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） 将来的な管路の改築・更新計画につきましてご説明します。基本的には、法定耐用年数や財産処分年限を交換の目安として、ストックマネジメントの詳細計画を策定し、その計画に基づいて改築や更新を行っております。

また、毎年行っている不明水調査などで管路の破損が見つかった場合には、クラックなど、軽微な破損であれば、上流側のマンホールの流れを止めてから、管の内面を補修しております。補修では対応し切れない大規模な修繕が必要であれば、管路の更新を必要に応じて行います。この場合、管路の埋設スペースに余裕があれば、既設の管路は使用できる状態のままで新たな管を敷設し、完成後に切替えを行います。スペースに余裕がない場合は、仮設管を設置して下水の流れをまず切替えてから、旧管と新管を入れ替える工事を行っております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 交換の目安としている年数もお尋ねしたのですがその辺の答えは頂けませんか。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） 先ほど申しましたとおり、現在、本町で使われているヒューム管、それから塩化ビニール管、こちらにつきましては法定耐用年数50年ということで、まだ耐用年数的には経過しておりません。ただ、不明水調査において、やはり、調査結果の中で、破損、修理が必要だという判定が取れたものについては、軽微な補修が中心なんです。管内補修等を行って対応しているところでございます。

今後ですね、その法定耐用年数近くなりましたら、また、大規模な管路の補修等が必要になってくると思いますので、その法定耐用年数と毎年行っている不明水調査の中での管

路の調査、そういったものを踏まえながら、より有効なですね管の更新に対応とっていき
たいというふうに考えております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） よほど優れた材質の物が無い限り、腐食や劣化は免れないものと考えます。

また、あるものを見てましたが、地球上に水と酸素がある限り、腐食は絶対に免れない
という文言も、最近見ました。腐食の原因として、経年劣化後、硫化水素の発生などをよ
く聞きますけども、それ以外で不測の原因となる代表的なものがあるようでしたら、少し
お教え願いたいんですがよろしくお願いします。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） 先ほど議員がおっしゃるとおり下水道管の腐食の主な要因は経年劣
化によるものと硫化水素の発生になります。こういったものが主な原因ではありますが、
その他、考えられますのは、腐食以外の破損原因としまして、管が敷設されている道路の
交通量の増加、また地下水等の影響、それから施工のとき業者の施工不良などが原因と考
えられる事故等も報告されております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 今回は国土交通大臣から点検指示が出されましたが、点検方法としては、ど
んな種類の作業があるのか、また、その作業は、専門業者への業務委託になるのかをお聞
かせ願います。あわせて本管自体の点検が重要なことはもちろんですが、破損した部分か
ら周りの土砂が浸食され、空洞が徐々に大きくなってしまいうことが最終的に今回のような
大きな事故を引起していると考えます。比較的深い場所に敷設され、例えばそれが2メー
トル以上で吉岡2メートルのものはないみたいですけども、30年以上が経過した場合、
空洞ができていないかなどの点検を定期的にすることは、なかなか難しいことなのでしょ
うか。この部分をお聞かせください。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） 今回、国から全国に要請された下水道管路の特別重点調査につきま
して、通達の中に調査方法についても明示されておりました。その調査方法としましては、
マンホールからの潜行目視及びテレビカメラ、こちらはタイヤの付いた自走式カメラです
とかドローンなどの飛行式カメラ、また、浮かべて流すフロート型の浮遊式カメラなど、
管路の特徴に応じて選択をするというような方法によって管路内の調査これを全線にわた
り実施してくださいというものでした。

また、原則として、コンクリート診断士や建設または上下水道部門の技術士等の専門家
によるチェックを経るということとしております。本町においての不明水調査、管路の調
査なんですけど老朽度の調査なんですけど、毎年実施している調査におきましては、このテレ
ビカメラ、タイヤの付いた自走式を使用してるんですけど、それによる管の腐食や欠落、管
のたるみによる浸入水等がないか、こちらを専門業者に委託をして実施して確認をしてお
ります。

〔5番 秋山光浩君発言〕

- 5 番（秋山光浩君） では、空洞があるかないか、これを例えば超音波のようなもので確認するとかっていう技術は今のところまだ、ないと考えてよろしいですかね。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） はい、現在、吉岡町で行っている不明水調査につきましては、先ほど申し上げた方法がございます。一口に下水道管路といいましても管種、それから口径、様々なものがありますので、直接中に人が入れる大きいものであれば、当然、細かな調査というのが可能になると思うんですが、吉岡町の場合ですと、そこまで大きい管路がございませんので、今、議員がおっしゃった方法も含めて、様々な業者からの提案を受けた中で、最も効果的な方法として現在、自走式のテレビカメラによる目視、カメラの撮影を行っておるところでございます。

また、そういった様々な業者によって、その特許・修理についても様々な特許を持ってる業者さんがおりますので、引き続き、そういった技術も日々進歩しておりますので、より正確に詳細にですね、管の状態が分かるような、そういった調査があれば積極的に町のほうでも取り入れていきたいというふうに考えております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

- 5 番（秋山光浩君） 八潮市の事故の後、確か市では、何年か前の点検では異常はなかった、これは管のやはり点検をして異常がなかったという答えなんでしょうね。心配してるのは、大きな空洞を発見することは、事前には無理だと課長は思いますか、あるいは無理、あの空洞を見つけるのはやはり無理ですか。感覚でいいんで、お聞かせください。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） 私もその事件については、そこまで詳しい情報は持ってないんですが、やはり八潮市でも、もう老朽管としてきちんと認識した中で、新しい管路更新を進めていたと。そういった中で、どうしても間に合わずに今回の事故が起きてしまったという中で、行政としても、対応はしていたんだけど、結果的に不幸な事故が起きてしまったということで、これについては本当に他山の石とせずにですね、私どものほうでも、管路更新、計画的に進めていく、なるべく急ぐ、取り急ぎですね、余り悠長なことは言ってもらえないようなやっぱり時期に来てるかなというふうに考えてますので、そういったところは積極的にこちらのほうとしても、勉強させていただきながら、管路更新のほうは計画的に進めていきたいというふうに考えています。

〔5番 秋山光浩君発言〕

- 5 番（秋山光浩君） 今回は八潮市の陥没事故が全国に波及しましたが、受け取り方次第では大きな警鐘が鳴らされたとも言えます。時期を同じくして吉岡でも公共下水道事業・農業集落排水事業経営戦略が見直されました。不測の事態が発生した場合、その復旧を速やかに実施できる能力が肝になると考えます。町民が安全安心を感じることでできる万全な経営戦略に仕上げていただくことをお願いします。

今度は水道管に関し、少しお聞きします。八潮市の事故から約3か月後の4月30日、京都市で老朽化が原因と考えられる水道管破裂が発生しました。この水道管は1959年に敷設されたもので、今年66年目、京都市が交換目安としていたのが60年、だったということです。目安どおりに交換していれば、この破裂事故は防げていたということになります。

それから10日後の5月10日、今度は大阪で、これも老朽化が原因と見られる水道管破裂がありました。これが敷設されたのが1966年ということですので今年が59年目ということになります。地盤の強度や大型車両の通行頻度なども関係すると思いますが、吉岡町での水道管破裂や破損の実態はどんな数字になっているかお伺いします。

また、その原因が何だったのか、明らかになっている事例がありましたら教えてください。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） 水道管の破裂等による大規模な漏水事故につきましては、日本各地で頻発しておりまして、漏水により道路の冠水や陥没などが一度、引き起こされれば、地域の交通や生活に重大な影響を及ぼし、また、時には人命にも関わる危険性がございます。漏水事故の主な要因は、水道管の老朽化による破損です。高度経済成長期に敷設された水道管が一斉に更新時期を迎えたため、日本全国で水道管の老朽化が社会問題となり、水道インフラの基盤強化への対応が強く求められております。

ご質問のあった吉岡町における道路上での漏水事故の発生件数ですが、令和6年度は10件ございました。原因としましては、やはり管の老朽化による破損が原因と考えられております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 京都市と大阪市の事例といいますか状況を見ますと、60年を交換時期の目安としているように感じられます。吉岡町は、1963年（昭和38年）に上下水道事業を創設し、2年後の1965年、昭和40年から給水を開始していますから、今年がちょうどその60年目ということになります。吉岡町として交換目安を何年としているのか、その目安を迎えた水道管の交換予定があるのか、既に交換済みなのか。この部分をお尋ねします。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） 水道管の交換の目安といたしまして、吉岡町水道事業計画で管種ごとに法定耐用年数に基づく交換周期を定めております。漏水事故が多い石綿セメント管や塩化ビニル管であれば40年というふうになります。

老朽管の更新については、平成27年度に吉岡町管路更新計画を策定しております。計画に基づいて、平成27年度から令和6年度までに約12.7キロの老朽管の更新を行ってまいりました。年々、工事費が高騰しているため、管路更新の進捗が鈍化することも懸念されておりますが、引き続き、経営基盤の強化に努め、老朽化対策を進めてまいりたい

と考えております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

- 5 番（秋山光浩君） 神流町で町営の水道水を飲んだ住民14人が食中毒症状を訴えるという信じがたい事故も発生しました。一般細菌数が水質基準の1.5倍になっており、大腸菌も検出、さらに、動物の腸管内に生息するカンピロバクターも検出されたということでした。原因は、給水用タンクと農業用水タンクが地中でつながっていたという嘘のような本当の話で、これも昭和40年頃、今から60年前の工事が原因のようです。

吉岡町でなく、日本全体がこのインフラ整備に追われる時期に来ているように感じています。コストも、先ほど課長も言っていましたけど、かなり高騰ですし、物価が高額ですし、物価の高騰をあわせ考えますと、もう財政が逼迫することは明らかです。いずれ、今、私が最初に吉岡の水料金は非常に安いと言いましたが、いずれ水道料金・利用料金の値上げも視野に入ってきてしょうでしょうか。お教え願います。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

- 上下水道課長（永井勇一郎君） 水道施設を計画的に更新し、この有限なる資産、こちらをなるべく健全な状態で次世代に引き継いでいく。これは水道事業の管理運営を行う我々水道事業者の責務であるというふうに感じております。水道施設の老朽化による大規模な更新ピークが迫っております。そういった中、今後も引き続き、水道施設の資産管理、アセットマネジメントによる計画的な施設の整備管路更新等に努めていかなければなりません。

そのために必要な財源確保につきましては、水道料金の改定も選択肢の一つではございますが、まずは吉岡町水道事業基本計画に基づきまして、コスト削減による経営基盤強化の取組を進めてまいります。

ただし、このまま物価上昇や工事費の高騰が続くようであれば、水道水の安定供給には欠かせない施設の維持、更新費用を賄えなくなる危険性・可能性もあるため、収益と投資の適切なバランスを見極めながら、必要なタイミングで適正な水道料金の水準に合わせた改定も検討していかなければならないだろうというふうには考えております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

- 5 番（秋山光浩君） 何回か60年という数字を言ってきましたが、60年が一つの何かキーワードになっているのかなというような感じも今しています。ただ、吉岡の場合は、下水道管のほうで50年、水道管のほうで40年とか50年ってということで、60年までは行っていないので、その面では良い計画なのかなというふうに感じました。

先日の上毛新聞では、県内にある20を超える水道事業を将来的に5圏域に集約し、2032年まで実用・実証を目指したいというふうに、皆さんも新聞で見たと思います。全ての生物にとって水は自然の恵みであることを私は改めて感じました。特に、人間にとって水は、命の要です。順調に機能しているとき、その生活が当たり前のように感じてしまい、大きな恩恵であることなどふだん忘れてしまっています。

ただ、一時的にでもその機能が停止してしまうと生命の維持に直結し、生活面、健康面、

衛生面に大打撃を受けるのが現実です。上下水道事業は大変な事業であると同時に、日常生活に欠かすことのできないありがたい事業であることを改めて感じました。不測の事態が発生してしまったときのために事前準備を万全に期していただき、早期復旧の体制構築を改めてお願いいたします。

以上で、5番秋山一般質問終了します。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして5番秋山光浩議員の一般質問が終わりました。次の質問者の用意を行いますので、ここで休憩をとります。再開を14時20分とします。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

〔12番 飯島 衛君登壇〕

12番（飯島 衛君） それでは議長への通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、教育委員会関連ということで、（1）小1の壁問題についてでございます。小1の壁は、共働き世帯が増える中、保育所から小学校への進学をきっかけに働く親が子供の預け先に困る問題でございます。こども家庭庁は実態を把握するため、昨年全国の市町村に対し、子供の朝の居場所に関する調査を初めて実施しました。

5月9日に公表された報告によりますと、朝の居場所確保策を実施したり、検討していると答えた自治体は計3.1%にとどまり、対応は進んでいないとのことでございます。上毛新聞にも記載されておりました。子供の居場所ということで載ってたかと思えますけれども、今このような形で問題が発生しております。我が吉岡町としてはですね、このようなことに関して相談が寄せられておるのかどうかまずお伺いいたします。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 小学生の朝の子供の預け先に困るという問題に関する相談が寄せられているかということについてですが、学校にも教育委員会にもこの数年、私が知る限り、相談はございません。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） これはですね、やはり全国的にみますと都市部のほうが多いんじゃないかということで発表がありました。吉岡町に関してはですね、集団登校ということで子供さんが、親御さんがもし仕事を行ったとしても、6年生の上級生が集まるところで面倒見て、1年生も連れだっていくから、こういう問題はないということでよろしいでしょうか。

それではですね、次に移ります。（2）といたしまして小中学校の体育館のエアコン設置についてということで、今後の見通しについて見解をお伺いするものでございます。午前中に藤多議員も一般質問されておりましたけども、私の場合も、小中学校ということで小学校もちょっと入れさせていただいたわけでございますけども、そちらに対しての見解をお願いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 体育館のエアコンの設置についてということで、藤多議員の答弁に重なる部分もありますが、まず、本来は全ての体育館にエアコンを設置することが望ましいですが、現在の町の財政状況に鑑み、教育委員会事務局としては優先順位をつけ町内体育館の空調設備の整備を考えております。

この検討の中で、部活動の使用もあり、最も必要性の高い吉岡中学校体育館からと考えています。国の補助金の交付要件が緩和されたことに伴い、予定として、来年度から具体的に動き出せるよう、今年度はそのための準備を進めたいと考えております。

ほかの体育館についてですが、まず駒寄小の体育館ですが、こちらは令和2年に建替工事を実施したところで、スポットクーラーの設置はスペース等の問題もあり、なかなか難しいところでもありますが、先ほどの補助金の活用等を踏まえ検討を進めていきたいと考えています。

次に、社会体育施設である明治地区児童屋内体育施設、明治小にある体育館ですけれども、こちらにつきましては、昭和55年3月に建設されており、建築後44年が経過しています。そのため、建物の構造やスペースの関係で常設のエアコンの設置をすることができない状況です。こちらの施設につきましては、今後、大規模改修または建て替えの検討が必要だと考えており、その時点での設置検討と考えられます。以上となります。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 先ほど午前中の藤多議員の答弁でも補助金の条件が緩和されたということでございますね。私も昨年3月の一般質問で教育長の答弁の中に、改修に対して文科省より補助金を受けられる制度があるが、これには建物自体の断熱性が求められるこの補助金を活用するには、現状どの程度の断熱性があり、どの程度の改修が必要なのか専門業者に依頼し調査する必要があると今後設備の方式や断熱性の改修について検討を進めたいという答弁でありまして、要するに、前は断熱の工事をしないと補助金は出ませんよというあったんですけども、それが緩和されたということは、どういうことかちょっとお聞かせください。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 現在も断熱性の担保というのは必要です。ただ、それがですね今までの緩和する前であると、エアコン、空調設備設置するときに同時に設置しなければいけなかったんですが、それが後からでもいいよという緩和が1点。それともう1つが断熱性について、その断熱が今まで厳格な基準というのがあったんですが、それは例えば簡易なものでも、断熱性が担保されればよいというような形で緩和されたということになっております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 次ですね、来年から取りあえずね、検討に入るということでございますけどもね。その間、スポットクーラーみたいな形で、ちょっとリースで買って使用するかそういう考えはいかがでしょうか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） その点につきましては、例えば、社体につきましては社会体育館のほうで、社会体育はちょっと構造上新設で設備を追加するというのは難しいことから今年度の、今年の夏からスポットクーラーという形で、リースになるんですがそちらで対応しようというふうに考えてます。ほかの施設については、また、次年度以降予算の都合もありますけども、どのようにしていくかというのは、これからの検討課題ということになっています。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今の答弁だと社体だけ取りあえずスポットということでできるけど、ほかの中学校等は取りあえずは、スポットクーラーは、導入しないで何とか今年は乗り過ごそうということですか。分かりました。

それではですね、3番目の質問に移ります。町に存在する巨樹を記念物にすべきと思うがということでございます。中学校の北を走る前橋伊香保線のところで、ここの所、ずっと歩道の整備がされておるわけでございますけども、そこに溝祭のところにですね、大きな木がありまして、歩道の工事が中断されているんだか、どういんだか、中途半端な状態であるのですね。ちょっと調べさせていただきました。皆様のお手元の資料1ですね。

この資料の1が現場なんですけども、私もですね、これは私も本当にちょっと全然知らなくて、ちょっと調べさせてもらいましたらですね、穴薬師古墳というね、穴屋敷ケヤキという、そういう何か立派な名前ですね、古墳というか木がありまして、要するに古墳ですから、そしてですね、史跡穴薬師という標柱も、教育委員会が立てているということで、ちょっと草に隠れてよく見えなかったんですけども、こういう状態の木でございまして、現状は、今そこにコーンみたいなものを置いてあって、この歩道がね、中断状態になっております。これをどういった形にするのかちょっとお伺いいたします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 現在、県渋川土木事務所において、県道前橋伊香保線の歩道整備事業を施工していただいている場所になります。歩道を新設することを担当している渋川土木事務所を確認したところ、穴薬師大ケヤキを残し、大ケヤキの裏側をまわる形で歩道を新設することです。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 分かりました。このポールみたいなものが立っているってのはその状態で、この周りにぐるっとまわって通行するような形でね。あとですね、これ。一応古墳ということでもあるし、群馬県のね。巨樹というこういう立派なやつをね、ちょっと調べましたら、群馬県の巨樹というので、171本ありまして、その中にね。穴薬師のケヤキ、そのあと資料ナンバー2のこれはですね、瀧泉神社の鳥居杉というのが群馬県の巨樹の一覧表に載ってるんですけども、取りあえずこの穴薬師のケヤキですか、この古墳ですか、見ての通り草ぼうぼうでありますし、この地籍の穴薬師の標柱というのが、草で覆われている

ような状況で、せっかくこの貴重なですね古墳があって、これ石室は見えてるみたいなんですね、南のほうから見るとね。

ですからですね、もう少し町のほうで丁寧に管理してですね、この標柱も、ちゃんと見えるようにして、できれば説明板みたいなものもですかね、掲示したほうがいいんじゃないかと思いますけども、その辺いかがでしょうか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） ご指摘の巨樹ですね。こちらの関係につきましては、教育委員会が発行しました吉岡村誌に25件載っております。そのうち11件、今、現状残っているんですが、そこで、標柱、先ほど言った標柱とかそういったものの管理等を昨年度、再度調査をさせていただきました。

その中で今後どうするかという話になってくと思うんですけども、こちらにつきましては、一応、今、所有者が必ずしも町じゃありませんので、そういったところを鑑みて今後、そういう所有者と話し合いをすとかそういったような形で進めていきたいというふうに考えております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 資料の2番と3番ということでですね、皆さんにちょっと見ていただきたいんですけども、群馬の巨樹の中に、2番が、これが瀧泉の神社の鳥居杉というものでございます。そしてですね、資料の3番これはですね、今の明治小学校の東にありまして、旧明治小学校の第2校舎があったところのケヤキなんですね。これはもう私なんかが入学したときから全然大きさは変わってないような感じでね、この木は、上に伸びないで、横ばっさりなんか伸びてるような感じでね。本当にもう、いつからあるのか分からないような物すごい立派な巨樹でございます。巨樹はですね、この群馬の巨樹の一覧には載ってないということで、この辺ぜひですね、こういう巨樹は、ぜひ載せていただいて、なおかつ今、載っております穴薬師のケヤキ、瀧泉神社の鳥居杉、また、これの明治小学校のね、旧のところのケヤキですか、これ見ますとですね、よその、木はですね、都道府県だとか市町村の天然記念物指定ということで、中には国もありますし、こういったことで、やはりぜひですね、天然記念物に指定してですね、大事にできないものかというふうに思っているんですけども、見解をお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 議員ご指摘のとおり、これらの巨樹は、地域住民にとって大切な文化財であり、地域の宝として後世に伝えていくべき重要な資源であると考えています。しかしながら、巨樹の管理には幾つか課題が伴います。天然記念物に指定することは、所有者が将来にわたってその保護と管理に対する責任を負うことでもあります。指定後は、定期的な点検や維持管理が求められ、地域住民や専門家との連携が不可欠です。そのため、所有者の意向を尊重しなければなりません。

また、樹勢の衰退や病気の発生といった問題は、巨樹を長く保護していく上で避けて通

れない現実です。これらの点を踏まえ、今後も町の大切な文化財として把握しつつ、天然記念物として指定するかについては慎重に判断を行ってまいりたいと考えております。

〔１２番 飯島 衛君発言〕

１２番（飯島 衛君） 所有者等がいて、管理があるということで、町では関与できないようなところもあるというふうによろしいのでしょうか。分かりました。ぜひですね、土地所有者の人の理解等を得てですね、町でもこういう立派な木が、もう何百年も前からあるわけでございましてね、ぜひ大事にしていきたいと思います。

次に移ります。開発関連ということで（１）番、産業団地に関してでございます。これも富岡議員のほうからも質問がありましたけれども、改めてですね、２月に産業団地に係る基本計画案の説明を受けましたが、町民も関心を示しています。そこで改めて確認したいと思います。

まずは、どのくらいの予算規模になると考えているのか、現時点の状況について、町長の見解をお伺いいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 飯島議員より、産業団地についてのご質問頂きました。午前中、富岡栄一議員のご質問に答えたことの繰り返しとなりますが、本事業は、地域経済の活性化や新たな雇用の創出、さらには、住民の方々の暮らしの質の向上、そして町の持続可能な発展を実現するための重要な事業であります。今後も誠実かつ透明な運営のもと、着実に事業を進め、皆様に十分なご理解、ご協力を得るべく進めていく所存でございます。

〔産業観光課長 渡部英之君〕

産業観光課長（渡部英之君） どのくらいの予算規模になるのか、現時点でのご質問でございますが、現在、基本計画策定業務にて算定を行っているところでございます。このため、予算規模については、現時点で申し上げることはできませんが、関係機関との協議を早急に進め、なるべく早くお示しできるように取り組んでいるところでございます。

〔１２番 飯島 衛君発言〕

１２番（飯島 衛君） まだお示しできないということでございます。それではですね、万が一、開発が始まるってことになりましたときに、国、県からの補助金というのはどのくらい見込めるのでしょうか。お伺いいたします。

〔産業観光課長 渡部英之君〕

産業観光課長（渡部英之君） 吉岡町の産業団地造成事業において、国や県からの補助金について、該当するメニューについては、現時点ではございませんが、産業団地へのアクセス道路（南北の道路、東西の道路）については、国の交付金事業の対象となっております。

〔１２番 飯島 衛君発言〕

１２番（飯島 衛君） 取りあえず、アクセス道路だけという今のところはね、中のこの造成のほうの補助金はないと。分かりました。先ほどの富岡議員のね、質問の中でも答弁の中にもありました。まだ同意書を提出していない人が１０人いるということでございます。

これちょっと古い資料で、昨年2月の16日にね、協議会でもらったときに、反対の方が4名ほどいたというふうにもらっているんですけども、万が一ですよ。どうしても賛成できないという人がいた場合の対策というのはどういうふうに考えていますか。

〔産業観光課長 渡部英之君〕

産業観光課長（渡部英之君） 現在ですね、同意書を提出していただけていない地権者の方を順次個別に訪問してるところであることから、同意書の状況については、ちょっと詳しいお答えは控えさせていただきます。今後についてはですね、今月開催予定の関係者説明会でのさらなるお願いや今後もですね、個別のですね、訪問等を重ねてご理解、ご協力を求めていると考えてございます。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 前橋のほうも今、造成している産業団地ですね。やはり約1名がかたくなにね、本当に協力をして頂けなくて、強制的なちょっと収用といった形で行った事実があります。本当にどうしても協力していただけないというふうになりますと、やはりそういう強硬的な手段っていうのも、一応考えないと事業進まないわけですよ。やはり、どうしてもこれは進めなきゃならないものだから、最終的には、そういった強硬的なことも考えているということよろしいでしょうか。

〔産業観光課長 渡部英之君〕

産業観光課長（渡部英之君） やはりですね、基本的には、地元のご理解あつての事業ということで、まずはですね、懇切丁寧な説明・訪問等を通してですね、ご理解を求めていく方針でございます。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 何度か説明会も行ってるんでしょうけど、何かこう提出していただけない10名の方がいるということでございますけども、何かこういう今までの説明会等で何か引っかかるものがあるんでしょうか。代替地の問題だとか、金銭の問題だとかいろんなことが考えられます。何が取りあえずなかなか同意書をいただけないか何か理由があるかと思うんですけどもいかがでしょうか。

〔産業観光課長 渡部英之君〕

産業観光課長（渡部英之君） 当然ですね、同意書を出していただけない方に関してはですね、何らかの理由があることは推察はしております。そのためにですね、やはりですね、まだ解決していない点、代替地の確保の方法とかですね、また、説明が足らない部分、単価の関係はご提示をさせてもらって、ちょっとその後、動きがないんですけども、こういった一つ一つですね、問題と考えられるものです。

こちらのほうでですね、ある程度丁寧に説明して、今後ですね、説明会等なり個別等なりですね、そういったですね、何が同意に至っていないか分からないですけど、そういったものを考えられるものについてはですね、うちのほうでですね、なるべく懇切丁寧に説明した上で何らかの対応をしていきたいという形で今考えております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 最終的なほら、提出の期限みたいなのはあるんでしょうか。

〔産業観光課長 渡部英之君〕

産業観光課長（渡部英之君） 本来はですね、3月についていうことだったんですけども、提出していただけてない方がいらっしゃいます。今、順次訪問しておりまして、まだほんの1、2回という形になっておりますので、また、ちょっとそれを進めていけばですね、ある程度、目処・目安というのは見えてくると思いますので、ちょっとここではちょっとそれをお示すことはできません。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 本当に当事者はね、いろいろ、ゆったりしてる事があろうかと思えますけどもね。それは時間を待って、町のほうで一生懸命ね、説明して承諾していただけるようにね、行っていただきたいと思います。

あとですね、産業団地に関して、日本工業経済新聞社というところのホームページでありまして、この駒寄インターの新規産業団地のことに関して載ってるんですけども、その中で、この団地内の区画道路については、進出する企業の要望など、必要に応じて検討を行うってあるんですよ。これ多分、町が誰か取材を受けて答弁してると思うんだけど、要するにこの区画道路について、進出する企業によってってことは、要するに早く企業がもし、ほら、1番で名乗り出て、ほんで私の所はこれだけの道路が欲しい、土地が欲しいからということで道路を造るのかそれとも、あらかじめ1区画、何ヘクタールの用地を用意して誘致をするのか、何かこれ見るとですね、進出する企業の要望など必要に応じて検討するなんてあるんですよ道路をね。これどっちなんですか、ちょっとお答え願えますか。

〔産業観光課長 渡部英之君〕

産業観光課長（渡部英之君） 現在の基本計画図案ではですね、南北道路により、東西に大きく、2区画の造成計画を予定しておる形になっております。今後ですね、進出する企業の要望によって、この区画を幾つかに分割することも想定しております。区画を分割する場合にはですね、分割した区画へのですね、それぞれに進入に必要な道路を設けることもあるということでございます。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 前もって区画をつくって、どうぞって言うんじゃないくて、要するに、早い者順みたいな形で、私のところはこのぐらいの面積が欲しいとなると、土地のね、東とか南のほうに道路がどうしてもできますよね。ということで、今、課長も答弁したように、進出して来てくれた企業が要するに土地のあれを面積を要求できるというふうにとらえてよろしいですね。

〔産業観光課長 渡部英之君〕

産業観光課長（渡部英之君） 一応ですね、企業誘致についてはまだ、その手法・方策については決まってない状況ですので、今考えられることとして述べさせていただきました。今後です

ね、やはり企業誘致の手法によってはですね、この方針がですね、変わる可能性はございますので、その点をご承知のほうよろしく願いいたします。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 要するにこれからね、まだ変わるということですね、どうもこれ見て、記事で見たらね、何か早く大きな企業が来て、半分ぐらいね、半分ぐらいもう、うちで買いますなんていうんでね、そういうこと、かなり会社自体が大きくても、規模でかければいいかもしれないけれども、その辺何か心配してしまったわけですね、これが要するに確定じゃないということですね、今後の課題ということで、分かりました。

それでは次に移ります。今年の4月27日にですね、上毛新聞に載ってたんですけど、明和町が農地転用の許可事務を県から権限の移譲を受け、始めたとありました。県内の町村部では上野村と甘楽町が移譲されているとのこと。従来では、県の許可を下りるのに2、3か月間かかっていたのが1か月程度に短縮されるということでございました。本当に確かにあれをニュースをね、見ますと、県から移譲すれば本当に物事がスムーズに進むなと思うんですけども、この辺、どうしてこういうふうに移譲が可能なのか、吉岡町でも、これが権限移譲が可能なのか、お伺いいたします。

〔産業観光課長 渡部英之君〕

産業観光課長（渡部英之君） 県内で農地転用の許可事務を県から権限移譲を受けている市町村は、12市2町1村と認識しております。現在ですね、吉岡町では農地転用申請を毎月21日から25日までに受付けをして、翌月の下旬に町の定例農業委員会を開き、その後、県に上程をして、県で審査を行い、同月の下旬には許可となりますので、現在でも約1か月での許可となっております。

町が農地転用許可事務の権限移譲を受けた場合のメリットとすると、地域の特性などをよく理解しているため、農地転用に関する判断を迅速に行うことができると考えられます。

また、デメリットとしては、県はですね、広範な行政経験や専門的な知識、情報網を持つ一方、市町村では、農地や土地利用に関する専門的判断力が十分に持ち合わせていない場合もあるということから、慎重にですね、これについては検討していきたいと考えております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今の課長の慎重に検討したいということで、要するに権限移譲を受けたいって言えば、移譲できるんですか。

〔産業観光課長 渡部英之君〕

産業観光課長（渡部英之君） 当然のことながらですね。権利移譲を受けるにあたってですね。その受皿というのをですね、きっちりとつくらなきゃならないですし、県としてもそのケースが出てない以上は、移譲できないという形ですので、ここの移譲のうちのほうの体制を整えるのはかなりハードルが高い形となっております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ハードルが高くても、このように明和町も甘楽町も上野村もね、クリアしているんで、できないことはないんで。やはりですね、自分のところの町の状況は町が1番よく知ってるんで。それをほら、申請を県に持つって、県はあんまり細かなことを知らないんだから、ハードルが高くてもこれはチャレンジする意義があるんじゃないかと思えますけど、課長の見解はいかがですか。

〔産業観光課長 渡部英之君〕

産業観光課長（渡部英之君） 当然のことながらですね、各種申請のスピードアップ等もありますけれども、農地法の根底にあるのがやはり農地を守ることですので、開発促進のために農振はあるわけではなく、農地を守るためという立場も十分検討しなければなりません。

なので、開発進度とですね、農業を守るという二つのバランスを考えた上でですね、将来のですね、まちづくりにつなげていかなきゃならないというところで、移譲に関してはですね、重点的にということで、各市町村もですね、慎重に考えている状況は確認しておりますので、今後ですね、吉岡町においてはですね、言葉はちょっと天秤というお言葉はまずいんですけども、農地を守る、開発を進めるという、こちらはですね、バランスをかつですね、これからのまちづくりを考えた上でですね、十分慎重に判断をしていきたいと考えております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひですね、バランスを考えて、また、こういう明和町さんね、こういう移譲を受けたところですね。あとですね、要するに効果というか、メリットみたいのがどういうふうにあるか、そういうのも調べていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

それではですね、ごみの回収に関してということで（1）番、乾電池の回収についてでございます。スマートフォンなどに使われる充電式のリチウムイオン電池が原因と見られる出火や発煙が2023年度ごみ処理施設や収集車で2万1,751件発生したとの環境省の調査報告がありました。原因の製品は、モバイルバッテリーが最多とのことでした。4月には、モバイルバッテリーの充電中に、我が陣場のところでも火災が発生してしまいました。

ニュースでも、処理場で水銀の数値が上がり、施設を止めて水銀を取り除くとの報道があったわけでございます。町では現在、アルカリ乾電池とマンガン乾電池は、不燃ごみで出すことができますが、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池は住民課窓口で回収できるとなっていますが、大変紛らわしいと思います。不燃ごみで出してしまう人がいるのではないのでしょうか。電池の回収方法を考える必要があると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） ニカド、ニッケル、リチウムイオン等の充電式電池は、小型二次電池と呼ばれ、資源の有効な利用の促進に関する法律により、製造事業者及び輸入販売事業者

主回収と再資源化が義務づけられているところであります。そのため、これらの製造事業者及び輸入販売事業者により構成される一般社団法人J B R Cという団体による回収が行われ、家電量販店や自治体窓口で回収されているところであり、町でも窓口で回収を行い、J B R Cに引渡しを行っているところであります。

議員、ご指摘のとおり、これらの小型二次電池の中でも、特に、リチウムイオン電池は、高温や衝撃等によって、内部で化学反応が激しくなり、発火や発熱に至ることで、パッカー車内や清掃センター内で火災につながる事例が発生しております。先ほど申し上げましたとおり、小型二次電池は、製造事業者及び輸入販売事業者に自主回収と再資源化が義務づけられているところであります。

しかし、膨張・破損したものや通信販売等により、海外から輸入業者を返せずに購入したもののについては、J B R Cでもリサイクルが行われていないほか、処分できる事業者が少ないため、家電量販店の窓口等でも回収できず、不燃ごみ等への混入の要因になっているものと考えられます。

町では、昨年度、総務省行政評価局が行ったリチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査の際に、膨張・破損したリチウムイオン電池の処分ができる業者の一覧を、国で作成するなどの対応をお願いしたいという意見を自由意見として提出しております。同調査において、自由意見を提出した177自治体のうち、同様の意見が37件、20.9%提出されている状況となっております。

また、本年4月には環境省から市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策についてという通知が発出され、小型二次電池の処理を自治体で行うよう通達されたところであります。その内容につきましては、拠点回収やステーション回収等の回収方法については事例等が示されているものの、やはり、処分方法についての事例は少なくっております。町では、この環境省の通達を受け、膨張・破損した小型二次電池についても、窓口回収しており、現在は、耐火性の容器で保管しているところになりますが、これらの収集方法については、現在、調査・検討を進めておりますので、なるべく早く方向性をお示ししていければと考えております。

なお、アルカリ乾電池とマンガン乾電池については、以前は水銀が含まれていたため、別処理を行っていたところですが、1991年にマンガン乾電池、1992年にアルカリ乾電池で水銀使用は停止され、水銀ゼロとなっていることから、現在では不燃ごみとして回収しております。電池以外にも、現在では水銀を使用した製品は少なくなっておりますが、ニュースで報道のあった処理場については、水銀が入った古い体温計、温度計等の混入が原因と考えられております。水銀を使用した体温計については、役場窓口で回収しておりますので、ごみとして排出しないよう周知広報を徹底してまいりたいと考えております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 本当にこれいろいろ問題が起きてるのが分かりますよね。知り合いもね、こ

のリチウムイオン電池ね。ちょっと変形なんかすると、家電販売店は受け取ってくれないって言われました。だから今はね、このごみの分け方、出し方によりますと、要するにアルカリ乾電池とねマンガン電池というのは、私あれか。不燃ごみに出せると。ほんで、要するに紛らわしいんですよ。同じような形でサイズもあって、ほんで、片方のリチウムとかね、ニカド電池とかそういうのは駄目だというこれはちょっとややこしいと思います。ですから、電池は、アルカリもマンガンもですね、取りあえず不燃ごみじゃなくて、何か収集場所に缶かなんかでこうやって入れて、役場になかなかあれですよ、水銀電池の平べったいやつも店で買ってきて、どっかの引き出しに何かに入れたままになっちゃったりしてるような状況で、なかなか町まで持ってくるというね、あれがちょっとそれはいかがなものかなと思うんですけども、ちなみに徳島県の上勝町ね、ここは鏡、水銀、体温計っていうのも水銀関係だからね、分けて、ほんでボタン電池と乾電池ということで、やっぱり分けて、それを皆が持ってくるころ、分別のところ、そういう細かにあるんですけども、やはり燃えないごみのところにアルカリ電池、マンガン電池だけは出してもいい。ほかの電池は駄目だなんて、意外と。本当それでできれば本当完璧ですけども、やはりわざわざ役場まで、持ってこないかと思ひますよ。

あと今本当に充電式の家電が増えてるんですね。もう草刈り機も何でも充電式になって、本当にチェーンソーみたいなやつもみんな充電式になってきてね。これからますますリチウムイオン電池のね充電電池ですか。そういうのもどんどんどんどん増えてくる。ほんで膨らんでると。町で回収は、今度、町で回収してくれる。変形したりするようようなやつね。だから、それも、不燃ごみのところに出されないようにこの乾電池は、もう不燃ごみで出す電池も、この充電式のあれも何か缶かなんかでやはり各ごみステーションのところに置くとか、そうすれば家の引き出しにあった水銀電池とかね、そういうのを持ってこれるけど、わざわざ役場まで持ってこれなくてですね、ついつい不燃ごみのところへ入れちゃえというんで、可能性はあると思うんですよ。その辺ちょっと検討していただきたいと思ひますけどいかがですか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） ごみステーション等で、拠点回収とリチウムイオン電池については考えるといった内容になると思ひますが、この電池の性質等考えますと、車の車内で高熱になり発火するなどの事故も多発していますので、ごみステーションで回収する場合には、夏に高温となった場合、そういったこと、発火のリスクが想定できると考えられます。

また、リサイクルできるものと膨張破損してリサイクルできないものが混在する、そういったことも想定されますので、やはり、役場のちょっと面倒かもしれないんですが、役場等の窓口での回収が望ましいと考えているところなんですが、他市町村等の事例等も参考として検討のほうは進めていきたいと思ひます。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 本当にね、大変なあれで、取りあえず、ごみステーションのところで出すと、

高温等でね、なおさら危険というふうに今言いました。出し方によってね。コイン電池、ボタン電池は回収できませんって書いてあるんですね。どこへ持っていったらいいかってことになっちゃうんですけど、これは、今度は役場でも回収していただけるのでしょうか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） いろいろ、リサイクル等に係る分別等の仕方が増えてきますと、議員のご指摘のようないろんな紛らわしさ等も発生してきってしまうと考えられます。なので、そのボタン電池等の回収方法等も、あわせて、今後効果的な周知方法、調査検討を進めていきたいと考えておりますが、役場のほうに持ってきていただければ、それを突き返すということはありませんので、回収のほうはさせていただきます。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今言ったコイン電池、ボタン電池は回収できませんっていうのは、なくして持って来れば何とか、回収してくださるということでしょうか。分かりました。

あとですね、本当にこの水銀が入ったりすると本当にえらいことになるんですね、焼却場がとまっちゃうんですよね。ですから、もっとですね、この乾電池類の辺のね、この辺の文字が実に小さい。これ、物すごく重大なことだと思います。リチウム電池の件もモバイルバッテリーの件ね。もっと1面のほうにですね、逆に持って来ていただけるぐらいのあれを考えていただきたいと思いますけどいかがでしょうか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 今、議員さんがお持ち頂いてるごみの分け方・出し方というリーフレット等で周知を図っているところになりますが、全戸配布等をさせていただいているものになりまして、また、乾電池の処分の仕方、そういったところは大変紛らわしい部分もあるかと思うので、特集ページ等を組めるかどうか、今後そこも含めて検討はさせていただきたいと考えています。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひですね、本当に分かりやすいようにですね、周知をしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、12番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。次の質問者の用意を行いますので、ここで休憩となります。再開を15時35分とします。

午後3時06分休憩

午後3時35分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

〔1番 山崎守人君登壇〕

1番（山崎守人君） 議長への通告に従い一般質問を行います。

私は、今回3つのテーマについて伺いたいと思います。まず、都市計画について伺いたします。皆さんご承知のことと思いますが、吉岡町は多くの媒体で移住先として、高

評価を頂いております。そこで、改めて我が吉岡町の現状を今、流行りのＡＩにちょっと私聞いてみました。ＡＩが教えてくれた情報として、吉岡町は近年、住みたいまちランキングで上位にランキングする注目の自治体です。特に、某アパートなどを仲介しているサイトのまちの幸福度、住みたい街ランキング２０２４では、北関東エリアでトップに選ばれたとのことでした。

また、コロナ時代の移住先ランキングでは、関東地方の自治体の中で１位に輝いたこともありますと教えてくれました。次いで、吉岡町が人気の理由を、またＡＩにちょっと尋ねてみたところ、自然環境と都市的利便性のバランス、榛名山、赤城山を望む自然豊かな環境ながら、高崎市や前橋市へのアクセスが良好、子育て支援の充実、保育施設の整備や医療費助成など、子育て世代に優しい環境が整っている住宅取得のしやすさ、地価が比較的安くマイホームを持ちやすい点も魅力、地域コミュニティの温かさ、移住者も地域に溶け込みやすく、住民満足度が高いということをＡＩが教えてくれました。なるほど、ポイントをしっかり押さえているのかなというような印象ではありました。恐らく、多くの吉岡町に移住されてきた方々も、先ほど挙げたような理由で吉岡に移住してきてくれるのかなというふうに感じますし、かくいう私も、吉岡町に移住してきた人間の１人ですし、やはり、さっき上がったような条件でこちらのほうに住んでもう１９年目になります。生まれ故郷の渋川よりも吉岡のほうにもう長く住んでいるような状況になりました。

また、群馬県統計情報提供システムからの引用なのですが、統計データがある令和２年から毎年、新しく住宅が新築されている件数なのですが、吉岡町、毎年３桁の住宅が新たに建っているようです。具体的な数字を申し上げますと、令和２年が１７１戸、令和３年が２３８戸、令和４年が１６６戸、令和５年が１４８戸、令和６年が１９７戸となっており、令和６年度は、前年度比１８．７％の増加で新築が建っているような状況とのことでした。毎年３桁の新築住宅が建築されているのは、県下の町村では、吉岡町と玉村町だけです。玉村町さんが令和６年度の実績が前年度比１２％の増加となっておりますので、令和６年度を見れば、吉岡町はそれを上回る新築住宅が建築されているというような状況です。

そんな多くの方に選んで頂いているわけですが、住宅が増えることが手放しで喜べない状況でもあるのではないかと考えています。そこでお伺いします。宅地が開発される流れについて、例えば、開発事業者が町へ申請して、宅地開発が始まる等のプロセスの流れについて説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） ＡＩの吉岡町の高評価に大変光榮に存じております。つけ加えさせていただきますと、この２０２５年の住み心地ランキング、これも某住宅メーカーさんがつい先週発表したのが、群馬県で吉岡町が１位と、そして関東で３番目というそういう評価も頂いております。

町では、無秩序な開発の防止並びに地域の特性に応じた良好な環境及び土地利用の確保による秩序ある都市づくりの推進を図るため、吉岡町土地開発指導要綱を定めて開発の指

導を行っております。宅地開発の流れの説明につきましては、建設課長より答弁をさせていただきます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 吉岡町土地開発指導要綱に基づき、開発面積が1,000平方メートル以上のものを、開発区域を5区画以上に分割した宅地の造成を行うもの。住戸数が6戸以上の居住のために供する建築物を建築するものなどを対象として開発事業者から事前協議書を提出していただきます。そして、町の土地利用対策委員会へ付議し、関係する町の所属課の協議確認書を付して審査結果の通知書を交付します。開発事業者と関係各課との協議終了後、覚書を締結し、工事着手届を提出していただきます。工事後には工事完了届を提出していただく流れとなっております。

また、開発面積が3,000平方メートル以上のものは、都市計画法第29条に基づき、県の開発許可も別途必要となります。以上です。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 土地開発指導要綱に基づいてという流れということよく分かりました。そもそも、町内に宅地だらけというわけではないので、当然、新築、新規に宅地をつくる際の対象になるのは、農地が宅地の対象になるのかなと思います。現在、町内を見ても、新規に着工されている宅地は、もともと農地を転用されているところが宅地になっているのかなとも思いますし、現在、私が住んでいる自宅も、もともとは農地を転用したものを宅地にしたものです。

そこでお伺いしますが、吉岡町における宅地として転用可能な農地がある地域が、都市計画など、その他のもので定められているのではないかと思います、その地域がどのあたりなのかを説明頂ければと思います。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町の都市計画では、建物の用途の混在による生活環境の悪化が起らないように、建物の用途や形態等を制限する用途地域の指定や駒寄スマートインターチェンジ東周辺地区には、商業地区に特化するため、住宅の建築の制限を行っております。

また、農地転用には農政上の必要な手続と許可が必要となります。将来の持続可能なまちづくりを見通した上で、吉岡町の豊かな自然、田園環境との調和や農業の振興を踏まえて、宅地開発をコントロールすることが必要であると考えております。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 先ほどの説明であると、一部制限のある区域はあつたりするものの、この地域は、宅地が絶対つくれませんよとかそういうものではないというような認識でよろしいでしょうか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） おっしゃるとおりです。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） その地域、特別なその縛りはあるところもあるけど、全体としては特になんていうようなお話ではあったんですが、一方でちょっと気になる点もありまして、私が住む大久保地区には、吉岡の幹線道路である吉岡バイパスが通っています。その吉岡バイパスに隣接した土地なのに、農地になっていたり、ちょっと見方によって休耕地なのかなという土地も幾つか見受けられるような場所もあります。よっぽど今、新築でお家が建てられているような、幹線道路からちょっと中に入ったところより、よっぽどそういう地域のほうが宅地に適してるんじゃないのかなんていうふうに思うんですが、あとは、私が居住している地域にも、ジョイホンの近くですけど、ここなんて、よっぽど宅地とかにしたら利便性がいいんじゃないのかなんていうような土地もありますし、うわさ話レベルですけど、とある会社さんがいろいろ見学に来ているよなんていうようなことも聞いたりします。逆にそういうような、よっぽど適したような土地があるんじゃないのかなと思うんですが、そのような適した土地が開発できない原因だったり、何かその開発ができない要因なんかがあるのかどうかちょっとお伺いします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員ご指摘の地域は農地転用をすると、農業の振興に影響がある場所や営農意欲のある地域であると推測されます。

また、優良農地の保全に関しては、町としても重要な案件ですので、農業振興地域内にある農地を介する場合には、農業振興地域からの除外申請手続、いわゆる農振除外の許可が前提となります。

〔1 番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 農業振興地域除外申請をしないといけないようなそういう縛りがある土地も一見するとよく分からないけど、そういう土地も設定されているっていうようなことなんです。つまり、開発可能な農地、開発ができない、もしくは、いろんな手続が必要な農地っていうのがあるってことはよく分かりました。それでそういうような開発ができない農地っていうのは、いわゆる、第1種農地っていうんですかね。そういうふうに呼ばれているようなことでよろしかったでしょうか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 第1種農地については、そのように考えていただいて結構です。

〔1 番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） その第1種農地なんですけどそちらについては、全くその何かに転用することができないのかそれとも何かしらの手続を踏むことで開発が可能になる農地なのかそちらについてお伺いします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 第1種農地については、農地法により農地転用の許可が原則不許可となっております。ただし、例外的な許可もありまして、農業用施設、農産物加工販売施設、集落接続による住宅等が認められております。議員おっしゃる開発が商業施設や工場、住

宅分譲地ということになれば、これらの開発については、できないということとなります。ただし、国や県が行う場合については、農地転用の許可が不要ということでございます。

〔1 番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 今ご説明頂いた第1種農地の開発っていうのが難しい、そもそもハードルが高い、用途を限定しない限り、国とか県とかの事業でない限り、なかなかそういうふうな住宅として開発するのは難しいというようなことはよく分かりました。

先ほどもご説明頂いたんですが、町内で宅地とかをつくる場合、土地開発指導要綱に定められているもの、この縛りがあるっていうことなんですが、こちら、先ほども説明頂いたように3,000平方メートルのものについては、県への届出も必要とかそういうような縛りがあるっていうことも分かったんですが、こちらちょっと見させていただくと自分が住むような居住用の住宅の建設、先ほど6戸以上のところは縛りがあるっていうようなことがあったんですけど、それ以外の例えば、自分のお家というか自分の持っている畑を転用してそういうようなのを作るとかっていう場合はこちらの指導要綱の対象外になるんでしょうか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 先ほど説明した指導要綱の対象外になります。

〔1 番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 今までいろいろご説明を頂いた宅地開発のことなんですが、流れとしてもご説明頂きました。町が許可をおろして開発が始まって、開発企業さんが宅地を造成してっていうような流れになるのかと思います。その中で、いろんな手続、届出を出していただいたりっていうようなことになるのかなと思うんですが、その宅地開発に関して、先ほど流れをご説明頂きましたが、町が関与するのは、許可をおろすようなところまであとは着工の届出であったり、完了のところの届出を受け取ったりするようなところまでの関与なのか、それとも開発途中もその業者さんがちゃんと計画どおりに、宅地造成等々しているのかっていうところの確認までするって言えばいいですかね、現場のほうまで出向いて確認したりするっていうような関与があるのか、そちらについてはいかがでしょうか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 土地開発指導要綱に基づく案件につきましては、例えば、町に帰属する道路とか、そういったものがある関係につきましては、現場に確認しまして、あとは関係する課も現場に確認をいたしまして、完了後の検査を行っております。

〔1 番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） ケースバイケースっていうようなことかと思うんですけど、全くその開発事業者さん丸投げとかっていうわけではなく、案件によっては、関係各課の方々が見に行つて確認も頂いてるということなんですね。私の住んでいるところは7戸で一つの隣保班になっています。私、1番最初に住み出したので、ごみ置場っていうのが最初なかったんですね、ちょっと離れたところにごみを捨てに行ってたんですけど。そのあと、3件、4件

ぐらいお家が建った段階でゴミ置場がうちのところにつくられました。家の近くにごみ捨て場ができて、ありがたいんですが、例えば、そのゴミ置場みたいなのを設置するような基準というんですかね、例えば何戸の住宅の集合体だったら、ゴミ置場を設置するよとかってというようなそういうような基準があるのかどうか伺います。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） ゴミステーションの設置につきましては、住宅の戸数等の基準はなく、地元自治会と協議を行い、不要と認められた場合を除き、原則整備を行うこととしており、周辺のごみステーションの設置状況等から、不足が見込まれない場合を除き、原則として整備を行うこととしております。

また、アパート等の賃貸住宅については、専用のごみステーションを敷地内に整備することとしております。なお、開発の事前協議の段階で、町でも周囲のごみステーションの設置状況を確認しておりますので、地元自治会がゴミステーションを不要とした場合でも、周囲のごみステーションの設置状況等により不足が見込まれる場合には、町から自治会へ設置をお願いする場合があります。

〔1 番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 特に基準等はなく、その地域の自治会との協議で決定している。自治会のほうがもう要らないよと言えば、つくらないこともある。ていうようなことなんですね、これはちょっと知り合いに聞いた話なんですけど、その知り合いのお宅の前の農地が今年に入って、宅地開発が始まったそうなんです。宅地開発が始まるっていうこと自体は、特に問題はないんですが、向かい側、お家の向かい側がどうもゴミステーションになるような囲いができてたっていうことで、将来的にゴミステーションが置かれたときには、臭いであったり、もしくは、朝のごみの回収の日とかですと、朝通勤しようとしたときに、収集車がいてなかなか出づらかったりとかっていうようなこと。懸念をされていたんですね。前住んでいた漆原地内のところでもゴミ置場のすぐ隣のお家なんかは、動物に荒らされたりとかっていうようなことで困っていたというような状況もあったので、その開発に当たってゴミ置場、ここにしてくださいねとかっていうのを、町のほうとして関与しているのかどうかっていうのを伺いたいと思います。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 開発の事前協議におきまして、ゴミ収集場所を設置する際には、地権者及び近隣住民の同意を得ることとそういったことを協議内容に盛り込んでいるところになります。

〔1 番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 事前協議の中でそちらを確認した上で、ここは設置場所になる、それについて近隣の住民の同意とかを求めているっていうようなことなんですね。ありがとうございます。住民が増えるっていうようなことは、非常に喜ばしいことなんだろうと思うんですが、どうもその方が言うにはそういうことはちょっとおっしゃってなかったんですね。い

きなり宅地開発が始まって家の目の前がどうもゴミステーションになるみたいなんだけど、みたいな話であったので、ちょっとこれのお話聞いたわけなんです、町民の方が当然増えてくれるっていうのは喜ばしいことだと思うんですが、もともと住んでいる方への配慮っていうのも、先ほどの話ですと近隣住民の同意っていうようなこともあったんですが、配慮も大切なのかなと思います。

先ほどの住民課長の答弁であれば、町のほうはその配慮を企業側のほうに求めているっていうようなことであったので、これからもそちらの近隣住民の方の同意ができているのかどうかっていうのは、しっかりちょっとご確認頂ければと思います。

今までちょっと新築のお家の話ばかりちょっとしてきたんですが、町内には、空き家もとても増えてきているような印象があります。私の近所でも昨年だけでも、数件空き家になったっていうような所もあると聞いています。

また、現在、独居で暮らされている世帯も多いというふうに聞いておりますので、そうはなってほしくはないですが、そんなに遠くない未来でひょっとすると空き家になってしまうのではないのかなっていうふうに思います。皮肉なことに、吉岡町に家を建てたいと思って選んでくれている方がいる一方で、吉岡町の中に空き家が徐々に増えてきているんじゃないかっていうような現状もあるのかなと思います。そこでお伺いしたいんですが、今後、改定がされる予定の都市計画には、新たなこの宅地の開発ということだけではなく、空き家のリユースであったり、空き家を活用するような対策を盛り込む予定があるのかお伺いします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 空き家のリユース、リフォームなど、空き家対策の基本的な方針を次期都市計画マスタープランに盛り込む予定でございます。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） そちらは盛り込むということではあるんですが、空き家についても法律も整備されて、町でも空き家バンクなどを活用した取組っていうのが、ホームページに掲載されていますし、そのような取組をされているということは承知しているんですが、あんまり積極的に活用されていないのかなっていうようなホームページ等を見た印象があります。

先ほどから、宅地開発を含めた質問をしてきましたが、今後は空き家を活用するような支援制度なども検討頂ければと思います。将来の形として、先ほどご説明頂いた課長などもおっしゃってましたが、移住先として、検討している人から見て魅力のある町であり、また、農業っていうところですね。吉岡の農業力を衰退させないようなまちづくりのための都市計画を次期改定のものでは作成頂きたいと思います。

次の質問に移ります。次の狭小道路について伺います。先ほどの宅地開発の話とも付随するんですが、町内、吉岡バイパス等の大きな道路ですね。幹線道路から一本、ちょっと中に入るとですね、本当に狭い道が多いと思います。この狭い道を皆さん車で行き来したり、子供たちは登下校で通っているところではあるんですが、私も、子供が小学生のとき

なんかは旗振りなんかで交差点に立たしてもらおうと、子供も結構通る。でも、通勤の車も同じように通るっていうので、危ないななんていうふうに見ていたことも多々ありました。

そこでお伺いするんですが、私の話で恐縮なんですか、家を建てたときに、購入する土地を隣接する何て言えば良いんですかね。町に土地を一部寄贈して、道幅を拡張するっていうようなことがそもそも条件で土地を購入したっていう感じなんですね。そのような、今新たに開発されている宅地っていうのは必ずその土地を寄贈して道を拡張するような条件に全てなっているのかそうではないのかをお伺いしたいと思います。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 都市計画区域内の敷地に住宅を建築する場合は、建築基準法第43条第1項の接道義務の規定があります。接道義務とは、幅員が4メートル以上ある町道などの道路に住宅を建築しようとする敷地が2メートル以上接していなければならないというものです。

よって、幅員4メートル未満の道路のみが敷地に接している場合、その敷地に住宅を建築しようとする場合は、道路幅員を4メートル以上にする必要があり、このような場合、既存の道路の中央から2メートルずつセットバックしていただき、そのセットバック部分の土地を寄附を頂き、町道として管理をいたします。

なお、議員ご指摘の宅地開発の件を確認したところ、開発事業者が自ら、基準以上の道路後退をして町に寄附しております。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 私は、別にそういう決まりではなかったけども、開発事業者さんが善意として寄附したということなんですね。道が広がってよかったなと思います。他の議員さんも指摘していることの繰り返しにはなってしまうんですが、幹線道路と大き目の道路を除いた道と言えいいですかね。本当に1本入ると町内細い・狭い道が多いのかなと思います。車で擦れ違うのが苦慮するような道も多々あるように感じますし、そういった道って、えてして両側にもう既存のお家が建ってたりするっていうような状況かと思います。なかなかそういうのを開発というか、拡張するっていうのはなかなか難しいし、ハードルも高いというのは重々承知はしているんですが、今後何かしらの予定としてそういう狭い道を拡張するような計画があるのか予定があるのか、お伺いします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員のご指摘のとおり、狹隘道路を拡張するには、沿線の家屋や塀などの移転等が必要となります。狹隘道路の拡張整備には、地元地権者のご理解、ご協力が必要であるとともに、長い整備期間と多額の整備費用を要します。

なお、現在具体化された計画はございません。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） おっしゃるように、現在住まわれている方もいらっしゃるのでも容易ではないということは、重々承知はしています。4月発行の議会広報ご覧になられたかどうかあれ

なんですが、3月に卒業していった中学生たちにインタビューをちょっとして、そちらを掲載させていただいているんですが、子供たちの中で、町道が狭くて危ないよってというような声も結構多数ありました。町民の安全を守るためにもですね、なかなかハードルは難しいと思うんですが、この狭小道路の対策を今後、検討頂ければと思います。こちらにまた付随する事案として、大久保地区から役場へ行く、町道の拡張を検討しているというような話を聞いたことがあります。こちらについて検討の進捗の確認と私の感覚なんですが、全くその着工とかっていうのはされていないのかなと思うので、そちらについて、計画があるのであれば、早期着工を求めたいところなんですが、現在の進捗等はいかがでしょうか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 大久保地区から役場に行く道路、町道乙溝祭1号線につきましては、民間開発事業による道路拡幅に合わせて、前後の町道を拡幅する事業に着手したところです。拡幅に伴う支障物件もございますが、現在、用地測量業務が完了したところです。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 測量に着手して測量が始まったということなんですが今、動き出したということでそちらが完成する予定としては、大体めどとしてどれぐらい想定されているんでしょうか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 今後につきましてはですね、その支障物件の補償調査と用地買収等が必要になりますので、完成予定時期は、ちょっと明言は差し控えさせていただきます。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） それでは、次の質問に移ります。県が公表しております。次期県土整備計画、群馬県土整備プラン2025に前橋伊香保線吉岡バイパス整備が明記されました。過去、吉岡バイパスの延伸について、ほかの議員さんから質問があったり、また、執行の皆様からの答弁とすると、県からの正式発表がまだであったり、県の公表以上の情報は持ち合わせていないなどの答弁をされておったと思います。4月10日付けで県もホームページに掲載されて、今誰でも見れるような状況になっていますし、いよいよ、具体的な動きというんですかね、協議等々もできるようになった環境なのかなと思うんですが、吉岡バイパスの延伸について、関係自治体の県だったり、渋川市との協議っていうのが、現在どのぐらい進んでいるのか、どのぐらいの頻度で協議が行われているのかをお伺いします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 県道前橋伊香保線吉岡バイパスの宮東交差点から先の延伸について、県と渋川市、当町の3者による勉強会を実施したところです。現在、道路整備の進め方について、課題の整理、役割分担などの協議、確認を実施しております。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 動き出したってということで、町のホームページにも、吉岡都市計画地域地区

計画の決定ということで、この吉岡バイパス延伸のことがホームページで示されていると思うんですが、先ほど、分担割合みたいなお話もあったと思うんですが、吉岡町が担当するエリアって言えばいいですかね。宮東交差点から1.3キロの延伸のところとプラスアルファのところがあると思うんですが、町長も施政方針演説でもおっしゃっていたんですけど、今後、県と協議を重ね、早期着工、早期実現をしていきたいというようなふうにおっしゃっていましたので、こちら早期着工と早期実現をしてくれるっていうふうに信じておりますが、やはりこの計画なんです、国道17号からの接続っていうのが非常に重要になってくるのかなと思っています。

吉岡側の漆原南原線と渋川市側の半田南線っていうところが、開通して初めてこの宮東交差点からの1.3キロのところとつながって、17号とのアクセスっていうのが完成するのかなと思うんですが、漆原南原線は、あれで完成しているのかなという印象なんです、半田南線については、全くちょっと整備されていないのかなというふうに勝手な印象なんです、受けています。この半田南線の整備が進まないとこの吉岡バイパス延伸ができたとしても、効果が薄れると思いますし、そちらのほうで接続できないような状況があると最悪、吉岡バイパスの延伸事業まで遅れてしまうような恐れがあるのではないかとこの懸念があります。あと、そういうような声も聞いたりします。

先ほど協議の進捗っていうところをお伺いしましたが、こちらの吉岡バイパスの延伸工事の早期実現のためにも、県も含めた渋川との協議、こちらの渋川市さん側の半田南線の整備について、早急に整備を求めてほしいところではありますが、見解としていかがでしょうか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町としては、道路がつながって初めて効果を発揮することから、道路ネットワークを構築する必要があり、吉岡バイパス延伸に伴う終点側の整備が必要であると考えております。引き続き、県・渋川市・吉岡町の3者による勉強会の場で検討してまいりたいと考えております。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） この延伸計画が完成すれば、ちょっと繰り返しになってしまって恐縮なんです、国道17号と吉岡バイパスがつながるようになります。そうなれば、吉岡・渋川のみならず、こちらを通行する人の利便性っていうのは、飛躍的に向上すると思いますし、県も、吉岡バイパスと17号バイパスが接続できて利便性が向上したから、さらに利便性を上げるために、高崎渋川バイパスとの接続整備を始めようというようなふうになってくれるかもしれませんし、そういうふうになってくれればいいなと思っています。

また、交通の利便性が向上すれば、当然ながら、企業からの注目度も高まってくると思いますし、当然、県の担当の方なんかそんな算段でいると思いますし、当然、町長初め担当課長の皆様もそういうふうになっているのではないかと考えています。そこで、念のためというか、お伺いするんですが、先ほどお話したように当然その利便性が向上し

て、さらに企業も来てくれたらいいなっていうような、そういうような認識を持ってお話を進めていただいたり、県や渋川市と協議をされているという認識でよろしいでしょうか。お伺いします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 道路は、ネットワークが構築されて初めて整備効果が出るものと考えております。議員のおっしゃるとおり、町としても同じ認識を持っております。

〔1 番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） ぜひ、早期実現のために今後も協議を進めていただければと思います。先ほどの話にも出たように利便性が上がれば、当然、企業誘致というような話も出てくると思うんですが、吉岡町としては、渋川の半田にある大手飲料メーカーさんの南側の漆原の地域、もしくは西側の下野田地域ってところが企業誘致ってところも、可能性のあるエリアなのかなと思うんですが、このエリアについてなんですが、都市計画、工業誘致のエリアの対象となるんでしょうか。説明をお願いします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 現在の都市計画マスタープランに位置づけられている漆原地区の工業誘致エリアは、都市計画道路、漆原南原線と国道17路線上武国道線沿いに囲まれた地域です。今回の都市計画マスタープランの改定で吉岡バイパスの延伸に伴い、工業誘致エリアの見直しを実施する予定です。

〔1 番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 現状とすると漆原南原線のところから上武国道17号までのあその間は、今、工業誘致エリアにはなっているけど、吉岡バイパスが延伸することによって下野田地域のほうもマスタープランのほうで変えていくっていうような計画であるということですね。この県のほうが発表しているものであったり、過去の町長の答弁でも、その当該地域にクリーンエネルギー関連企業の誘致を含めた工業団地構想があるっていうようなお話がありました。あくまでも構想であり、具体的な地域や内容は決まっていなかったっていうような答弁があったんですが、県としても大々的にこのクリーンエネルギー構想なんていうふうに書いてあるので、あくまでも構想ではあるんですが、先ほど課長答弁頂きましたけど、それらを踏まえたマスタープランの策定っていうような意味合いで、先ほどの答弁でよろしかったでしょうか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 都市計画マスタープランの改定作業は、今年3月に着手いたしました。現在、クリーンエネルギー拠点整備構想については、検討を進めているところです。都市計画マスタープラン改定の中で、おおむねの位置や面積、誘致する業種などを基本的な方針を示す予定です。

〔1 番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 次期マスタープランの中でいろいろその業種であったりっていうところをし

っかり示していただけたということでもありますので、そちら3月に着手されたということなので、そちらのほうも進めていただければと思います。

吉岡バイパスが延伸してそこに企業を誘致するっていうようなお話になった場合、駒寄インター西側を含めて、町にとって大きな節目の事業になるのかなというふうに思っています。当然、町の皆様も承知されているとは思いますが、幅広い視点と将来を見据えたマスタープランの策定をお願いできればと思います。

次の質問に移ります。町の防犯体制について伺います。私事で大変恐縮なんですけど、私、よく通販の大手サイトを利用しているんですね。大変便利でして、本当に、注文してから翌日とか、物によっては当日届いたりするものもあるんですが、ふだん、留守にしていることが多いので置き配という、玄関に置いてくださいとかどこに置いてくださいなんていう形でよく注文しているんですが、実際4月にですね、1回利用したとき、到着時間が8時ぐらいっていうふうになってて、当然、配達しましたよの通知の連絡が来ていたんですが、ちょっと気づくのが1時間ぐらい遅れてしまいまして、通知来てるなと思って物を取りに行ったらですね、玄関先なのに物がありません。ただ、通知としてここに置きましたよっていう写真とちゃんとした通知メールは来ているのに物がいないっていうような状況がありました。私、今まで、そういういわゆる置き配っていうので、よく注文していたんですが、こんな経験ちょっと初めてで盗まれた怒りっていうことよりも、ちょっと正直怖さって言えばいいですかね。うちなんか、子供が家でそのまま留守にしていたりっていうような状況もありますし、ちょっとそちらの怖さのほうは、勝ってしまったっていうようなことがありました。なので、我が家なりの対策もいろいろ検討したんですが、そんなような、なかなか今までなかったようなちょっと物騒な世の中になってしまったのかなんていうような思いもあります。そこでちょっと伺いするんですが、直近の町内で発生したこの犯罪件数というのは、町が把握できているんでしょうか。もし把握できているのであれば、どれぐらいの件数が発生しているのか伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 防犯体制に関して町内の犯罪発生件数の把握についてご質問を頂きました。

このことについて確認したところ、令和6年1月から12月の町内での犯罪発生件数は、141件となっております。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 昨年1年間で141件とのことですね。ちょっと私も調べてみて吉岡の直近の今年に入ってから犯罪件数なんていうのを調べようとしたんだけど、ちょっと出てなかったんですが、代わりに群馬県の件数が出てきて4月の発生件数、刑法犯の認知件数が1,127ということで1日当たり37.6件の犯罪が県内で発生している。規模が大き過ぎるので、町とは、全然比較にはならないんですが、そこそこの、件数が起こっているんだなっていうようなところを感じたところです。本当にちょっと物騒な世の中になってきたなというところでもありますし、犯罪に遭わないように住民の皆さん個々人の方に

も対策を求められるところであるんですが、当然対策をしても、犯罪被害に遭ってしまうという不可抗力のこともあると思います。

そこでお伺いしますが、昨年4月1日に吉岡町犯罪被害者等支援条例が施行され、1年超が経過しました。この条例の対象となる犯罪被害者の方がいらっしゃったのかお伺いします。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 条例の施行日である令和6年4月1日から現在まで対象者となる犯罪被害者等はありません。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 対象者がいなかったということでよかったなっていうところではあります。

町としても、LINEなどで詐欺であったり、不審者情報っていうのを注意喚起をしてくださっていると思うんですがこの情報、LINEの友達登録をしている人にしか届きませんし、毎日いろいろな情報提供頂けるので、正直スルーしてしまうということも多々あるのではないかなと思います。

町民の方への情報提供や安全の提起って言えばいいですかね。方法については、もう少しいろいろ検討頂ければなんて思っているところです。そんな、吉岡町の安全を守るためにも、町の対策として、街灯や防犯カメラの設置というものがあると思います。令和5年12月の定例会において、富岡栄一議員から質問されていましたが、防犯カメラの台数などについて質問されていました。その後、防犯カメラの増設が行われたのかお伺いします。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 防犯カメラの増設についてですが、令和5年度から現在までに新規で設置された防犯カメラはございません。

なお、台数としましては、令和5年12月定例会時のお伝えした57台で現在も変わっておりませんが、令和5年度と6年度に2台ずつ既設防犯カメラの更新を行っております。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 2台更新して、台数57台の総数としては変わっていないということなんです。質問のやりとりの中で、防犯カメラの動作確認を職員が行っているっていうふうなふうに総務課長答弁されてたと思います。その中で、維持管理をするのもなかなか大変なので、維持管理は業者に委託することも解決策の一つとして検討したいというふうにおっしゃっています。そちらについて検討であったり対応はどのように現在されているのかお伺いします。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 防犯カメラの動作確認につきましては、業者委託等も検討しましたが予算の関係もありまして、現在も職員が行っており、業者の委託は行っておりません。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） なかなか大変だっということの答弁ではありましたが、現状も職員の方がやられているということですね。仮に何か犯罪が発生したときですね、防犯カメラっていうのは、非常に重要な役割を果たして、多くの事件で犯人の特定や犯人の検挙につながっているそうです。警察庁の統計ですけど、2020年の刑法犯の検挙率の約12.3%が防犯カメラの映像によって犯人が特定できたというようなデータもあります。設置、維持に費用がかかるということは十分承知しているつもりではありますが、町民の安全安心を第1優先に考えれば、最近では、いろんな技術も進んでいたり、昔よりそのカメラというのも安価になってきているのではないかなと思うんですが、そちら改めて増設のほうの検討頂きたいと思います。

カメラとともに、街灯が増えると犯罪抑制効果が期待できるというふうにも言われています。4月に発行されました議会広報の中でインタビューしたその卒業生のインタビューの中でも、町内の道が暗いなんていう声もやはり多かったです。

また、ちょっと私事で大変恐縮なんですけども、うちの娘が習い事をしてきた帰りにですが、自転車で転倒して片足なんですけども、大分広範囲な擦り傷をつくって帰ってきたことがあります。彼女いわく、暗くて道の段差がよく分からなくて転んだと、転んだ原因は、その暗いだけじゃなくて彼女の自転車の運転技術の未熟さもあったのかもしれませんが、仮にもうちちょっと道が明るかったら、ひょっとしたら転ばなかったのかもしれないなんて思って、中学生とか高校生になると習い事などで帰宅時間が遅くなるということもしばしばあると思いますし、冬の時間、冬とかになりますと日も落ちるのも早いです。

通行に危険を伴うようなこともあると思いますので、子供たちの安全を守る上でも、今後、街灯を増やす予定がある計画があるのかお伺いします。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 街灯の設置に関してというご質問ですが、ここでは防犯灯ということで答弁をさせていただきます。吉岡町には、令和7年3月31日時点で1,175基の防犯灯が設置されております。防犯灯については、設置後の電気料は自治会負担となることから、自治会から上げられる要望に応じて予算の範囲内で設置を進めているところでございます。このため、町としてどの地域に何基ぐらい設置するかなどの具体的な計画はございませんが、町では引き続き自治会からの要望に応える形で設置を進めていきたいと考えております。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 自治会からの希望ということで電気代の負担などは、自治会が負担されるということで自治会からの希望で検討頂けるというようなことというような認識でよろしいでしょうか。

過去にも、富岡栄一議員だったり、飯島議員からも防犯カメラであつたりの質問が出ています。町民の安全安心で暮らせるための施策だと思いますので、いろんな面でちょっとご検討頂ければと思います。

最後の質問に入らせていただきます。昨年１０月から今年の１月までの間に吹奏楽部に対してのクラウドファンディングが実施され、本当に多くの支援を頂いて来ました。ご支援頂いたおかげで、新しい楽器が購入でき、吹奏楽部の子供たちも先生たちも、日々一生懸命頑張っていたでいて、上位大会を目指してくれています。

４月には、町内の大型商業施設で演奏したり、町外での演奏であったり、他校から合同の練習のお誘いがあるなんていうふうにも聞いています。町としても、楽器購入の予算を組んで頂いているところではありますが、何分、楽器１台１台が高いので、なかなかその予算だけでは賄えない現状もあるのかなと思っています。

そこでお伺いするんですが、クラウドファンディング、昨年度実施されていましたが今年も実施される予定があるのか、実施の可否についてお伺いします。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 教育委員会事務局といたしましては、本年度もクラウドファンディングについて、吉岡中学校吹奏楽部の楽器を購入することを対象として実施する予定です。

〔１番 山崎守人君発言〕

- １ 番（山崎守人君） 今年も実施の予定があるということで、今度、実施方法についてちょっとお伺いできればと思うんですが、昨年と同じような実施の予定を検討されているのか、それとも別の方法で検討されているのかお伺いしたいと思います。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） クラウドファンディングについてですが、昨年と同様に基本的には、クラウドファンディングサイトを利用した寄附の募集を行う予定です。一方で掲載するサイトや目標金額、募集期間、周知方法等については、今、詳細を検討中です。時期としては秋口を予定しております。以上です。

〔１番 山崎守人君発言〕

- １ 番（山崎守人君） 基本的には、同じやり方を踏襲されて、時期も秋口ということなので、去年とほぼ同じかなと思うんですが、サイト等のもろもろ検討されているということで全く同じようなことにしても、昨年と同じような結果がなかなか得づらいんじゃないのかなと思います。

ちょっとお調べしたところで、町の過去の実績で、同じようなテーマでクラウドファンディングをされていたっていうような、実績がありまして、最初の初年度は１２０万、次の年同じようにやって６０万、その次の年は３０万という形で支援金額がどんどん目減りしていったというか、下がっていったっていうような現状があったかと思います。純粋に町の課題に対して支援していただけた人たちの関心が薄れてしまったということも一つの原因ってところではあるのかなと思うんですが、一方で、だとするとこの町は、この問題について全く真剣に向き合ってなくて、外に丸投げでお金だけ欲しいよって言ってるふうに見受けられてしまったっていうのも一つの原因なんじゃないのかなと思いますし、もし仮に私がクラウドファンディングに支援する立場であったら、毎回３年間同じようなことや

ってたら、ちょっとそういうふうになってしまうのかなというふうに思います。

クラウドファンディングを実施するっていうことは全然否定するっていうことはないんですが、今1度、実施するような意味であったり影響であったり、いろんな工夫っていうところをちょっとしていただいて、いろんなことを吟味していただいた中で、2度目のクラウドファンディングを実施頂ければなんて思います。

または、課題、今回この楽器を購入するっていうような課題でありますので、ほかの方法を検討してもいいのかなとも思っています。例えば、4月に大型商業施設さんにお招き頂いて演奏会をしたわけで、大型商業施設さんも何か思いがあって呼んでくれたのかなというふうに思っています。なので、そういうような、呼んでくれたっていうことにご厚意に甘えつつも、例えば企業版ふるさと納税お願いをしてみるとかっていうのも、1つの方法なんじゃないのかなと思います。あとは前回、町のほうに直接寄附を持ってこられた方もいらっしゃったっていうことではあるんですが、やはりその支援をしていただける中におじいちゃん、おばあちゃんが孫のためっていうような形でされている方も結構多かったんじゃないかと思うので、クラウドファンディングだけではない町の役場の窓口でも受け付けてますよっていうのを全面的にうたってもいいんじゃないのかなっていうその周知方法っていうのはいろいろ、検討の余地はあるんじゃないのかなとも思います。

また、返礼品に関しても去年、子供たちが手書きで、お手紙なんか書いていましたけど、それ以外に支援者に向けたオンラインコンサートみたいなの実施できたりするのではないのかなと思いますので、様々な側面で、クラウドファンディングの実施については、ご検討頂ければと思います。時間少し余りましたが、1番山崎の一般質問これで終了します。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、1番山崎守人議員の一般質問を終わりました。以上で本日の会議で予定されていた一般質問は全て終了しました。

明日は通告のあった12人のうち残り5人の通告者の一般質問を行います。

散会

議長（富岡大志君） 本日はこれをもって散会とします。お疲れさまでした。

午後4時34分散会

令和 7 年第 2 回吉岡町議会定例会会議録第 3 号

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）

議事日程 第 3 号

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No. 8 ～No. 1 2）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1 番	山 崎 守 人 君	2 番	春 山 和 久 君
3 番	藤 多 ゆかり 君	4 番	大 井 俊 一 君
5 番	秋 山 光 浩 君	6 番	宮 内 正 晴 君
7 番	小 林 静 弥 君	8 番	富 岡 栄 一 君
9 番	飯 塚 憲 治 君	10 番	廣 嶋 隆 君
11 番	坂 田 一 広 君	12 番	飯 島 衛 君
13 番	小 池 春 雄 君	14 番	富 岡 大 志 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴 崎 徳一郎 君	副 町 長	高 田 栄 二 君
教 育 長	山 口 和 良 君	総 務 課 長	小 林 康 弘 君
企画財政課長	齋 藤 智 幸 君	住 民 課 長	深 谷 智 洋 君
健康福祉課長	一 倉 哲 也 君	産 業 観 光 課 長	渡 部 英 之 君
建 設 課 長	大 澤 正 弘 君	税 務 会 計 課 長	福 島 良 一 君
上下水道課長	永 井 勇一郎 君	教育委員会事務局長	米 沢 弘 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	岸 一 憲	係 長	関 浩 己
---------	-------	-----	-------

開議

午前9時30分開議

議長（富岡大志君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

本日は通告のあった12人のうち残り5人の通告者の一般質問を行います。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議長（富岡大志君） 日程第1、一般質問を行います。9番飯塚憲治議員を指名します。

〔9番 飯塚憲治君登壇〕

9番（飯塚憲治君） それでは、9番飯塚ですが、通告書に従って一般質問をいたします。

質問の1です。1項目目の質問は、インフラの整備と地域開発に関して、今後の考え方、戦略をお尋ねいたします。

まず、1番目は、町内の主幹道路、今後の整備計画に関する基本的な考えを質問します。現在、吉岡町は発展途上にあります。このことは町長も時々話されているとおりです。地域社会の発展は、社会資本の整備と殖産興業が基本であると私は信じております。地域住民皆さんの便利で安全かつ健康な生活を実現する基本となるものです。そのために、現在、実施中のインフラの整備や産業団地の計画推進など、行政のご努力には大変感謝しているところであります。町長大変ありがとうございます。

さて、吉岡町は発展途上ということは、この先にも成長が期待され、そのためには、その期待・目標に向かったの努力が必要であるということでもあります。本町の社会インフラは整備が進み、住民生活も便利になってきていますが、私には今、まだ残されている部分の実現に向けての行動が必要であろうと感じられます。まずはその最初、スタートであります残された町内の幹線道路、県道、町道あわせて今後の整備計画について、基本的な考え、また計画をお尋ねいたします。いかがお考えでしょうか。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 改めまして、おはようございます。

本日はまず、飯塚議員より、インフラの整備と地域開発、今後についてお答えさせていただきます。社会資本の整備は今後、町の発展にとって持続可能なまちづくりを進めていく上でとても重要な要素であると考えております。これからの幹線道路の整備計画につきましては、建設課長から答弁をさせます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町内の幹線道路については、都市計画道路として計画に位置づけており、

11路線、約22キロメートルが都市計画決定をされております。このうち約55%の9

路線、約12キロメートルが改良済みまたは暫定整備済みとなっております。現在、幹線道路の整備については、県では、県道前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸について、事業着手に向けて、渋川市と3者で協議中であります。

町では、漆原総社線第1工区の整備を推進しているところでございます。

また、産業団地の整備に合わせて、そのアクセスとなる幹線道路整備に着手したところでございます。現在、都市計画マスタープランの改定を行っていることから、20年後を見据えて持続可能なまちづくりに必要な幹線道路の整備方針を策定する予定でございます。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

- 9 番（飯塚憲治君） 今お答え頂きましたが、私も町長から頂いている第6次吉岡町総合計画、それと吉岡町都市計画マスタープラン。これは近いうちに改定、時代に合ったように改定するというふうに昨日ですか。答弁頂いてますが、私もこの2つは見ております。今の課長の答弁は、この2つの現在の状態を説明していただいたということなんですけども、それは、大体私も内容は分かったんですが、問題は、今後それをどういう形でいつまでに仕上げる目標で今後進んでいくかということであります。

これについては、次についても質問いたします。2番目の質問ですが、社会情勢の変化に対応した地域開発への考え、これをお尋ねします。これは先ほど言いました1番目の質問内容とその実現に向けて密接に連動する事柄です。町長、吉岡町は近年にないほどにぎやかさ、忙しさ、そして悩み多き時期ではないでしょうか。国全体としての問題や将来に向けての町が内包する課題、いずれも日々情勢変動し、何となく不安な思いがします。

特に人口減少問題では、インフラのトリアージをはじめ、小中学校の統合、閉校が新聞に盛んに載るようになってきています。これから保育園・幼稚園、それから大学校まで統合・閉校の現象は次々と日本に起こってくると考えられます。

ところがです、吉岡町は定員増してもすぐに満員になってしまう学童保育、教室不足が懸念される小学校、それに加えて、吉岡には、中学校が一つしかないのはおかしい、もっと教育に力を入れてほしいとこういった意見もある状況です。

町長この相反する二つの現象を見て、何を思われますか。どのように自分の政策に取り入れようと思っておりますか。我が町の人口もいつまでも増加するものではありません。ピークは2035年、そしてその後、人口減少が始まる年を2040年頃と予測すれば、そのときのための準備として、行政がなすべきことがあると思います。人口減少を抑制し、さらに人口流出を防ぐ手だて、雇用を創出し、税収の増収が見込める産業の発展、商工業・農業を包含した地域開発であると私は考えます。

先ほども20年先を見据えたという話が答弁の中にありましたけども、この人口減少の時代、10年後・20年後を見据えた行動計画は今何をなすべきなのか、お尋ねいたします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 現在、都市計画マスタープランの改定に着手しました。この都市計画マス

タープランは、おおむね20年後を見据えた上で、おおむね10年後の計画を立てるものです。したがって、今回の改定では、吉岡町が人口減少に入る局面を踏まえた計画となります。この改定の中で、自然と農業との調和のとれたメリハリのあるまちづくりや土地利用計画について検討してまいりたいと考えております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 今、答弁頂いたとおりに実現することを私は希望しますが、なかなか難しい面があるのではないかと思います。

3番目の質問です。将来を見つめた業務執行体制の考え方について質問します。町長、ここに駒寄村史という本があります。町長の蔵書にも入っていると思います。もちろん、町長も読んでおられますよね。これは昭和5年に発行されているもので、95年前、約100年前のものなんです。

この序文に、当時の群馬郡教育会、田部井会長さんという方がその言葉が寄せられています。一部を簡単に読んでみます。祖先及び先輩者の尊き生活経験を眼前に伺い、遺された業績、教訓に対して、感激、報謝の念を抱くのが自然であります。過去を回想して将来を察知し、現在に善処することは、誠に肝要なことであると思いますと書かれております。

その最近の好事例は、上毛大橋の開通以後、吉岡バイパスの開通に伴って起こった我がまちの発展に示されています。50年、40年前から構想し計画、そして実現させてきた我々諸先輩方の努力の結果です。町長、時代の為政者が行うべきことが、この村史の序文と今までの我が町の発展の結果に、凝縮されていると強く思いませんか。95年前の思いと教訓、40年ほど前からの努力は現在に生きて、そして今私たち町民、その恩恵を享受しているのです。先ほど20年先を見越したプランを計画すると言われてましたけども、この将来を見据えた取組が必要な時期であります。吉岡町もあと15年先には、人口減少が待ち構えています。もうすぐです。タイムリミットが近いんです。近いんです。ここにメモしてきましたけど、今日の朝のテレビのニュースで、日本の人口減少は加速化しているというニュースを見てきました。町長も、もしかしたら見られるんじゃないかと思いますが、2035年に日本全国の小学校の4割が閉校になると。3割じゃないですよ、2割、3割じゃないんですよ。4割が閉校になっちゃうんです。そういう時代に直面しているのが日本であって、今盛んににぎやかな吉岡町がそれに向かって今何をすべきかということです。

今、答弁頂いた20年先を見据えてしっかりやるということでもあります。その気持ちがあるのは大変ありがたいです。しかし、町長、現在の体制で過去の諸先輩が実施し、成功してきたこと。これと同じようなことを準備できると思っていますか。ここは一步踏み出し、業務執行体制を見直して、新しい体制で見直し、先ほど言われました答弁がありました。20年先を見たしっかりした体制を組むべきだと思います。今、吉岡町は順調です。順調なときこそ将来への布石を打つべきであり、今はそのときではないでしょうか。いか

がでしょうか。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 飯塚議員より業務執行体制の見直しについて、ご質問頂きました。議員からは、以前よりこの見直しについて、ご質問頂いているところでございます。今後、人口減少が待ち構えている中、１０年、２０年先を見据えた業務執行体制の見直しは、将来に對して果たすべき責任の一つだとも考えております。

現在、町も将来に向けた数多くの課題を抱えながら、課を横断した柔軟な連携体制のもと、業務を遂行しているところでございます。そのため、以前より申し上げているように、事務分掌の見直しをはじめ、機構改革等については、社会情勢等も十分見極めた上で柔軟に對應してまいりたいと考えております。

〔９番 飯塚憲治君発言〕

９ 番（飯塚憲治君） 今、将来を見通して柔軟に對應していくという答弁頂きました。それを実現していただきたいと思っております。町長は、やっぱり先ほど言いましたように、吉岡町はですね、今まさに、政策のターニングポイントに立っているんですよ。１番いいときに町長になられたんですよ。町長は。

また、逆に言えば、平穩無事に靜かに過ごして、４年間、８年間それぞれの任期を過ごそうと思っているのであれば、非常に困難な時期に町長になりましたよね。町長だけど、そうじゃないでしょ。やってやるってこうにやって、町長になったんですから、今非常に力を発揮できる絶好のチャンスなんですよ。

昔、今から言うことを言って新聞の前で頭を下げた人がいますけども、千載一遇のチャンスですよ。町長。町長にとって、これよく考えてやっていただきたいと思います。町長にもお孫さん子供さんがおられます。私にもいます。ここにいる全員もそうでしょう。町民全体がそうですよ。それらの人たちのために、一歩踏み出して将来に向かって進んで頂きたいというふうに思います。

次に行きます。質問の２です。吉岡温泉・桜並木の維持管理に関して、現在の計画を質問します。まず１番目、桜並木の管理計画の策定現況に関してお尋ねいたします。吉岡温泉付近・サイクリングコースに沿って、その東側に植樹された桜並木の管理についての質問です。過去には雑草と雑木類が伸び放題のところでした。

しかし、前回の一般質問に時を合わせて、今年２月までは伸び放題状態でしたが、３月にはすっかり整備が行き届き、１４本の河津桜も清々とした状態で咲き誇っておりました。早速の当該エリアの整備、大変ありがとうございました。

しかし、このエリア、雑草と雑木類は地表から姿を消しましたが、これからが管理の本番です。私はこの演台に立ってしゃべってる間、６０分の間にも、草木は１ミリ、２ミリと伸び続けています。夏になる前に、草木の丈も相当高くなり、かなり雑草や雑木が高くなってくると思います。しかしながら現在はこのエリア管理者、管理方法が決まっていない。この状況です。

まずは早急なる雑木類の抜根作業、地中にある根の掘り起こしですね、これが必要です。先ほど言いましたように毎年伸びています。草木は、時は待ってられません。町長、この作業そしてエリアの管理計画について、どのように考え、その計画はいつ何を実施する予定でしょうか。お考えと行動計画をお尋ねいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 飯塚議員より、先の議会に引き続き、吉岡温泉周辺の桜並木の維持管理に係るご質問を頂きました。今年の春も美しい桜並木を見ることができ、道の駅吉岡温泉での桜まつり開催を含め、当該エリアの観光客の誘致促進に対し、多大なるご尽力を頂きました。桜並木里親の会の皆様におかれましては、厚く感謝とお礼を申し上げる次第でございます。ご質問の件に関しましては、産業観光課長より答弁をさせます。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） サイクリングロード東側の雑木の抜根作業に関する件についてございますが、当該地域はすぐれた景観を有しており、町としてもこの美しい景観を維持することが重要であると考えております。現在、町では抜根作業や、除草等の維持管理に関する具体的な管理方法について、一般県道利根川自転車道線の管理者である渋川土木事務所と協議を行っております。

4月から協議を開始したところであり、現時点では具体的な内容について、お示しすることはできない状況でございます。町としまして、この美しい景観を守るため、継続して協議を進めてまいり所存でございます。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） それではちょっとですね、先ほどの話と同じでタイムリミットが過ぎちゃいますよね。夏が過ぎて秋になれば、そこまでにできればいいですけど、協議、協議で検討していると元の木阿弥になっちゃいますよ。土地の所有者が県だと、町はそれを所有していないからできない。これではちょっと考え方がまずいと思いますよ。私は前回質問してからもう3か月がたってるわけです。

2番目の質問に行きます。桜並木里親会の維持への取組と今後の状況を質問します。現在、桜並木里親の会は、高齢化が進み、里親の確保が難しいと、前回の3月定例会で説明いたしました。その後、若干の変動はありましたが、現在も体制に変化はありません。里親会でも会員を募っているところではありますが、急には増える状況ではありません。町長、この公園一帯を吉岡町の東の玄関口と位置づけるのであれば、当該箇所もほかの桜並木と同様に、町と里親の会が分担して管理すべきであると、里親の会も考えております。

町は、この現況に対して、会員の増加策、里親の会の活動維持に関してどのような方策を計画をしているのでしょうか。今後高齢化がさらに進み、稼働継続に支障が生じてしまえば、上野田ふれあい公園、城山防災公園、ほかのところなどと同様に、全て町の予算、税金で管理しなければならないのかと私は心配しております。私じゃなくて、町長が1番心配すべきことだと思います。改善策について現況をお尋ねいたします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 桜並木里親の会の皆様には、除草等のボランティア活動に対し感謝申し上げます。地域住民で育てる桜の並木道という桜並木里親の会の活動は、住民自治の観点から重要なことと認識しております。

今後は、議員からご提案頂いたことを含め、必要な支援策等について、桜並木里親会との意見交換を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

〔9 番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） それもですね早急にやっていただきたいなというふうに思います。ちょっと付録でお話ししますと、今年の2月に私も里親の会の会長からの指示によって、現地立会いしました。その内容というのは、桜並木もかなりもう年齢が過ぎております。枯れかかったような枝もありますし、この幹は切ったほうがいいなというのもあります。それを渋川土木事務所の人とか立ち会っていただいて、ここをやっていただく、これをどうにやっていただくともう手が回り切れないので、つげの木はここここを抜いてしまおうというのもありました。私もそこに立ち会ったんですがそのとき、土木事務所から来た人の言葉ですよ。

群馬県には、その方はいろんなところ歩っているんだと思いますが職場を、群馬県には、いろいろなこういう緑地がありますけれども、吉岡町ほど地域住民が協力してこういうふうにきれいにしているところはありませんよって言うてるんですよ。そのぐらい、桜の里親会というのは協力的だということです。先ほど言ったように、上野田ふれあい公園、城山防災公園、これは何か地域住民が最初、芝刈り、草刈りやろうとしたけども、すぐお手上げになっちゃって、町が全部税金でやってるという状態になってますよね。そのぐらい里親会というのは努力してるんですよ。そこをもちろん、町長も里親会の会員ですから、私もそうですけど、その辺はよくご存じだと思うんですが、その辺りを十分、考えていただいて、この維持管理に注力していただきたいというふうに思います。

次に行きます。質問の3番目、出水対策の進展と排水これの現況の検証に関して質問します。1番目は、依然として改善の兆しがない町民グラウンドの冠水と周辺地域の出水原因解消に関して、その現在状況を質問します。降水時の町民グラウンド冠水防止対策は、政府による国土強靱化計画の発表を契機に、その地域計画として抜本的解決策を計画、着手したように見受けられましたが、その後、改善のような変化が見えていません。とても残念です。少し変わりまして最近の出来事です。5月4日に短時間ではありましたが、かなり雨が降りました。ご記憶のある方も大勢おられると思います。町民グラウンドはこのとき全面積の約6割程度が冠水しました。町長もうそろそろいいのではないですか。やるやるって言うててなかなかできないでしょうけども、もうそろそろいいと思います。抜本的対策この決定をお願いします。

今お願いしますと言うてるのは、私が言うてるのではないですよ。町民の皆さんが言うてるんですよ。そこでお尋ねいたします。以前から答弁を頂いております通り、出水解決

策の進展状況、現在の状態を聞かせください。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） こちらも以前から町民グラウンドの冠水についてご質問を受けております。町民グラウンドは、地形的に周辺よりも低い位置にあることが特徴であります。グラウンド自体の雨水排水は暗渠排水の構造になっているため、大雨時には排水しづらい構造となっております。

また、グラウンド西側の地域は30年ほど前、住宅の開発が進み、雨水排水の流量が増えていると認識しております。グラウンドの冠水対策につきましては、建設課長から答弁をさせます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町民グラウンドの冠水の原因については、周辺の宅地からの排水が集中してグラウンド北側の側溝に流入し、その側溝の水があふれることでグラウンドが冠水すると考えられます。昨年度は、グラウンド方面に流入する住宅街の排水側溝の水を途中で南側へ分岐させる工事を実施し、グラウンド方面への排水量を減らしました。

また、グラウンドの北側の側溝をかさ上げる工事を実施し、グラウンド側へ水をあふれさせないようにし、東側へ雨水を排水する対策を実施しました。今後は、これらの対策工事の整備効果を検証しながら、必要であれば追加対策を検討してまいりたいと考えております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 私もちっと手直しされてるのっていうのは時々見に行ってますので、知っていますけども、先ほど言いましたとおり、また、冠水してるってことはまだ不十分であるということだと思います。今後とも現在施工した内容の検証、これを冠水防止に対して、ご努力をお願いしたいと思います。

2番目に行きます。吉岡バイパス周辺の排水の現況に関して、実態の検証について質問します。先ほど5月4日の降水に関連して発生しました事象について質問します。県道前橋伊香保線、通称吉岡バイパス。これの中島交差点付近、南の方向に少し進んだあたりから、午王頭川付近までのこの範囲でバイパス道路面、道路側溝等にかかなりの流水が生じていました。5月4日の降水のときです。走行中の軽四自動車のタイヤが半分ぐらい埋まってしまう状況でありました。この出水は、道路及び大規模店周辺、数か所からの排水ではないかと考えられますが、この事象を町はどのようにとらえているのでしょうか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 大型商業店舗の雨水排水は、店舗内の雨水貯留槽を経由して、南にある住宅展示場東の町道を埋設管で、午王頭側に排水をしております。県道前橋伊香保線吉岡バイパスの一部が冠水した原因は、詳しい調査を実施しないと明確な原因は申し上げられませんが、吉岡バイパスの排水能力を超える降雨により道路冠水が起きたことも想定されます。道路冠水が同じ場所で頻発するようでしたら、詳しい調査と対策について、道路管理

者である渋川土木事務所に要請してまいりたいと考えております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

- 9 番（飯塚憲治君） 今答弁頂いたとおりだと思うんですね。町民グラウンドは、町とＪＲ、あの排水はＪＲの側溝に全部流れ込んで、それは駒寄川に流れてるわけですから、町と自治体とＪＲのですね、この話は、自治体と県の話です。自分だけでは解決できない問題。今答弁頂いたように、よく県と協議してですね、善処していただくというのが肝要だと思います。

次に行きます。先ほど答弁頂きましたように５月４日の出水、どういう原因か分からないということですが、今後、あの程度以上の降水は十分に起こると考えたほうがよろしいと思います。今回事実として、道路面に出水している状況を考えると、今答弁頂いたように、その要因発生の現場、水量などを確認して、必要に応じた対策を考える必要があるものと感じております。今の答弁のとおり十分それは認識されてるということなので、それは推進していただきたいと思います。

また、当該地域スマートインターチェンジの東側は、今後の開発案件があるとお聞きしておりますエリアであることから、出水へのさらなる注意が必要な場所であると考えます。以上のことを考慮すれば、インター東側周辺の出水の現況、これに鑑みて、実態の検証が必要と思われますが、町の考えはいかがでしょうか。お尋ねいたします。先ほどの答弁のとおりでしょうか。もう少し踏み込んだ答弁を頂きたいと思います。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

- 建設課長（大澤正弘君） 近年の降雨の状況は、局所的に激しい雨が降る傾向にあり、道路の排水能力を超える降雨が発生しております。議員ご指摘の付近の吉岡バイパスを横断する排水路については、３年ほど前に排水が流下しやすいように、集水桝の周辺の一部を改善補修工事を実施したところでございます。先ほどの答弁のとおり、今後もそのような現象が同じ場所で発生するようであれば、渋川土木事務所にその対策を要請してまいりたいと考えております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

- 9 番（飯塚憲治君） 水の問題はこれからどんどん起こってきますから、十分注意していただきたいと思います。

３番目に移ります。令和７年度・８年度の施工計画に変更はないのか。確認の質問をいたします。１番目の質問で、国土強靱化計画の地域計画の進展が芳しくないこと、対策の規模は縮小化されていることなど、こういった実態を思いますと、町は本当にどこまで施工しようとしているのか私には大変心配であります。

前回もお尋ねしましたが、お聞きしたいのは、令和７年度・８年度の施工計画に変更はないのでしょうかということです。幾つかの出水現場があって、そこに７年８年で完成しますと計画書はあったように思いますが、現在の状況をお尋ねしたいんです。

対象は、町道駒小半田線関係の２案件と町民グラウンドの貯留槽についてです。以前の

答弁のとおり、実施計画実行できるのでしょうか。具体的な説明をお尋ねします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 今年度に予定している冠水対策工事は、町道駒小半田線沿いの2か所、漆原地区内のこく屋周辺と、石倉人形店東側及び大久保寺上地区内の排水対策工事の3か所になります。上半期中には全ての工事を発注する予定でございます。

また、町民グラウンドの貯留槽に関しては、事業見直しを行い、他の対策方法を検討中です。

なお、令和8年度の冠水対策工事につきましては、対象箇所の現地調査を踏まえて、現在調整中でございます。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 貯留槽というのは、目標はいつ頃考えてるんですか。検討中ということでしたが。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町民グラウンドの貯留槽に関しては事業見直しを行いまして、ほかの対策方法を検討中です。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） ですから先ほどから言ってるように、いつまでたってもできそうにない。工事の兆候が見えないということで質問してるわけですから、工法等を対策の仕方を変えるというのはいいんですけども、変えてもいいんですよ。問題さえ解決できれば、方法は何でもいいんですよ。他人に迷惑かけたり、町民が迷惑を受けたりする以外の方法でしたら、だけどそれを変更するという予定でしょうという答弁ですが、目標を先ほどからお尋ねしてですよ。いつまでということです。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 現段階では、いつまでという期限は答えできません。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） ちょっと残念な状態ですけども、次に行きます。

質問の4番目、G I G Aスクール教育の現状とA Iソフトの導入方針に関して質問します。まず一つ目は、開始から5年目に入ったG I G Aスクール構想、この現状は計画どおりなののでしょうか。現在状況について質問します。G I G Aスクール構想は、小中学校の教育の一大変革であると言われてスタートしました。吉岡町の取組は早く、内容も充実した先行例として、国や県、また、外国からの研修者を受け入れるほどの先進的で立派な状態にあると私自身もありがたく感じております。この面につきましては、町長、教育長大変ありがとうございます。

さて、現在その5年目に入り、成果も大きいと思いますが、影の部分もあるのではないのでしょうか。これは私の心配しているところです。私は、教育の一大変革という言葉に不安を感じて、以前にも一般質問いたしました。現在までの取組の成果として、タブレット

の貸与の完了、発生する故障に対するスムーズな修理の遂行、学校及び各家庭のＩＣＴ環境の整備、これらは当然、既に完璧で心配のない設備状態にあるものと思います。

しかし、心配なのは、教育ソフトを使用しての学習内容の均一的な進捗についてです。一大変革は、児童生徒にとって大きな波です。一律一様に乗り越えることは、全員にとって、難しい場合もあるでしょう。一つのつまずきがその後の学習に影響したのでは、悪い結果を招きます。早くみんなに追いつき、または自分に合った操作方法、学習の方法を見つけるなど、負のスパイラルに落ち込まないようにするための指導は大切だと思います。誰も取り残さない、セーフティーネット的な教育指導が求められると思います。この点について、町ではどのようにとらえ、その指導方法は、どのように実行してきたのでしょうか。現場の実情はどうなっているのでしょうか。お尋ねいたします。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） ただいま、議員がおっしゃられました誰も取り残さない、セーフティーネット的な教育指導が求められているというお話ですが、この国が推進するＧＩＧＡスクール構想は、まさにこの時代にあってその教育を実現しようとしているものと捉えています。つまり、吉岡町で進めているＨｉＢＡＬＩプランは、主体的・対話的で深い学びにより全ての子供たちに確かな力をつけることを願っており、議員ご指摘の不安の解消も包摂する教育方針です。

もう少し具体的に申し上げます。吉岡町は、文部科学省リーディングＤＸスクール事業指定３年目になりました。去る４月に全国から指定された自治体や学校の担当者を集め、年度初めの説明会が文部科学省で主催で行われました。そこで、文部科学省の担当者が声高に強調していたのは、ＧＩＧＡスクール構想は、単にＩＣＴの利用を推進する教育構想ではない。大切なことは、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による事業等の改善であり、全ての子供にこれからの社会を生き抜く力を身につけることが、目標であるということでした。

町３校では、これを基本的な考え方として、先生方一人一人が個別に、そして、学校として、町として組織的に事業改善の研修、実践を進めているところです。授業実践では、子供たち一人一人の学ぼうとする意欲や学力をつけることはもちろん自分以外の他者、すなわち周囲の友達や、先生の力あるいは地域の方の力を借りながら、協働的に学ぶことで、一層、一人一人個別の力も身につけていくというサイクルを回していることです。

もちろん発達の段階や教科の特性、内容によっては個別の学習でなく、一斉一律的な事業も必要ですから、全ての授業をタブレットを使って進めているわけでもありません。ＧＩＧＡスクール構想は、議員おっしゃる教育の一大変革というとらえもできますが、これまで学校が長年実践してきた教育方法をも否定するものではないということを確認しておきたいと思います。平成以来目指してきた自ら考え判断し行動する子の育成について、ＧＩＧＡスクール構想によってもたらされたデジタル学習基盤を活用することによって、より実現に近づけるものであり、町３校では、今日も小さな実践を一つ一つ積み重ねている

ところです。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

- 9 番（飯塚憲治君） 答弁ありがとうございました。先ほどの答弁ですと、もう既に誰も取り残さないセーフティーネット的な教育は、H i B A L I プランの中に、これ計画として取り込まれてますという話ですが、私はそれは、あるのは本当にありがたいんですが、そういうことがもしなかったとしても、どうしても先ほど言いました。この波をですね、一律一様に乗り越えるところというのは非常に難しいかなというふうに思いますが、そこでちょっと乗り遅れた方、波に溺れてる方とそういう状態は発生していないのでしょうか。そういう状態が見受けられて、それに対してはどういうケアをされているのか、私はそこが心配なんです。それを、お尋ねいたします。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 教育を推進するに当たっては、教員一人一人も、そして児童生徒一人一人もそれぞれ、能力や特性が異なります。得意分野も異なります。ですから、進めていること全てを一律、同じようにできるということは、基本的にはないとそういうことは基本的には、不可能だというふうに思います。

ただ、教育を進めるに当たっては、目指すところは目指すところでしっかりと目標を持って、こういう実践をしようということは、一律目標を持って、そして、それぞれ異なる進み方、異なる方法で実践している先生方、その一人一人に対してどのようなケアを行うというところが、議員、ご心配していただいてるところなんだと思うんですけども、そこはまさに個別にその子その子に応じて指導の手を入れていく。個別に支援をしていくそういう場面は、当然必要になってまいります。

タブレットの使い方も、早く打ち込める子もいるし、遅い子もいる。

また、鉛筆で書くのが得意な子もいるし、苦手な子もいる。様々な特性の児童生徒がおりますので、そこは一律にこうなってほしいという目標はありますけれども、一人一人にいかに関個別のケアをしていくか、これも、私たち教育担当また教員に求められているところであり、しっかりとそこは見ていきたいというふうに思ってます。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

- 9 番（飯塚憲治君） そのところをしっかりとやっていただきたいと思います。教育長、私はこんなこと言うのは、もう必要ないかなと思いますけども、要するに教育は人づくり、人づくりはまちづくりで、まちづくりは国づくりですよね。私が言いました、先ほど基本だと信じているという社会資本の整備と殖産興業、これを支えるのはやっぱり人づくりなんですね、人がやることです。その中で、そういった教育の中で取り残しが出ないようにするのは、町のためであって、国のためであって、教育長、町長の役目だと思います。もちろん私が先ほど言いましたように、そんなことは分かってると。もちろん思っておられると思いますが、その辺を十分注意してやって今後ともよろしく願いたいというふうに思います。

次に行きます。導入予定のＡＩソフトを用いる教育方針において、生徒によるＡＩ使用に関しての健全化教育指導、この方策について質問いたします。本町では、今年度から吉岡町教育計画ひばり５．０の実施段階に入るとお聞きしております。その中には、ＡＩソフトの導入が計画されているようです。ＡＩソフトの使用は、生徒の学習態度の活発化を促すとともに、学習を広範囲にかつ内容の深度化も図れるなどの効果があると私が調べた資料には書かれておりました。

また、自主性の向上ということも書かれておりました。これらの期待される効果が具現化すれば、これは素晴らしいことだと思います。吉岡町の生徒にはぜひそのようになってほしいと思っております。

しかし、私はこのＡＩソフトには心配なことが一つあります。それは、生成ＡＩの不適切な使用、これについてです。例えば、冬休みの宿題で芥川龍之介のくもの糸を読んで感想文を出しなさいという宿題があったとします。この宿題に対して感想文を生成ＡＩでこれを使用して作成してしまうことです。最近、世の中で出てきました生成ＡＩは、高機能でしかも無料のものもあるということでもあります。ウェブ接続されている家庭のパソコンから簡単に利用できます。本人は宿題を無事に提出しても、その生徒の頭の中には何が残るのでしょうか。学習とは自分で調べて考え、結果、結論を得るための過程そのものが大切です。

結果だけを得ようとすることは、楽ちん、とても楽ちんですよ。しかし、本人にとっては、本人は知りませんが、これは悲劇です。生成ＡＩ不適切利用には、ほかにもいろんなことがあると思います。今、私が話した例としては、極端に表現しましたがけれども、これに類似したことが起これば、それは生徒、自分自身の学習のマイナスです。

また、学習現場の混乱につながりかねないでしょう。教育長このひばりプラン５．０。この中でこれらの心配事の防止にどのように取り組む予定でしょうか。お聞かせください。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） まず、今具体的におっしゃっていただいた読書感想文のＡＩ利用のことで、まず、すぐく焦点化してお答えしますが、やはりその問題はそのまま今までの読書感想文の提示の仕方、こういうの課題としてやってきなさいというやり方ではもう駄目だというふうに考えておりますので、読書感想文を課題として出す場合には、どういうふうにして出すかが求められますし、もし、素晴らしいものが出来上がったときに直接面談をしながら、ここにこうに書いてあるけれどもこの根拠はどういうところから思ったのっていうような対面でコミュニケーションをとりながら、課題の提出を認めるというような方式をとらないと、これからのＡＩの時代には、読書感想文の宿題というのは、不可能になってくるといふようなことを感じているところです。

さて、そのような不安もあるところで、様々な、今、議員がおっしゃられましたような心配があることは承知しております。ＨｉＢＡＬＩプラン５．０では、文部科学省の生成ＡＩ活用のガイドラインにある、例えば、ＡＩの利用規約を遵守する。著作権を侵害しな

い、個人情報を入力しない。

また、今お話ありました読書感想文を生成ＡＩによる生成物を自分の成果物として応募提出することは不正な行為であること。そして、保護者に対してはそれらを周知することなどを徹底しながら、事業において生成ＡＩを使っていく方針です。使用するアプリは、現在グーグルのジェミニを考えております。このグーグルのジェミニは、グーグルアカウントによる１３歳以上の現在使用が認められているところで、中１の誕生日を迎えた生徒が使えるようになるわけですので、中学校２年生が使える設定にする計画でおります。

議員ご指摘の利用に当たっての心配事を防止する観点から、今後予定している町としての具体的な方策を幾つか述べます。まず、生徒が利用するに当たっては、情報活用能力の観点からも、教職員の理解向上を図るための研修が必須です。８月７日には吉岡町教育委員会主導して、生成ＡＩ活用に関する研修を実施します。この研修は当初吉岡町の教員のみを対象に行うものでしたが、これを聞いた群馬県教育委員会から、ぜひ連携したいとの申出があり、県教委や県内各自治体の指導主事の参加も呼びかけることになり、県庁３２階のネツゲンにおいて生成ＡＩ導入に関心の高い県内教育関係者も、我が町の教員と一緒に研修を実施することになりました。利用対象となる中学２年生と３年生の生徒には、生成ＡＩの利活用のメリットやデメリットを理解させるために有効な認定トレーナーを講師に招き、教員同席のもと、９月の５日と１１日に学習する予定を組んでおります。

また、町の教育委員、教育委員会事務局職員、各学校の代表が７月１６日に、グーグル渋谷オフィスにおいて最先端の教育用生成ＡＩの活用上の利点や留意点について、吉岡町独自に研修を行い、生徒を取り巻く町の教育関係者の理解も深めたいと考えております。これらを踏まえ、生成ＡＩについては、教職員も子供たちも使わずに危険性ばかりを危惧するということではなく、研修と実践を繰り返しながら、正しい理解を深め、有効な利活用の方法を身につけていく方針です。

なお、９月以降は、教職員向けの教育用生成ＡＩ、これは有料版になるんですけども、これを各校の教職員の代表及び事務局職員にパイロット的に使用してもらい、その効果を検証した上で、教員の校務ですね事業ではなく、校務での生成ＡＩの活用について検討していきたいと考えております。以上のように、教員が生成ＡＩを授業や校務で利活用するに当たっては、段階を踏んだ研修を確実に重ねることで、心配や懸念を払拭していければというふうに考えております。

〔９番 飯塚憲治君発言〕

- ９ 番（飯塚憲治君） 今答弁頂きましたが、十分、先生の研修、それからその生徒への教育の仕方、十分考えられたということで安心いたしました。これに沿って先ほど言いましたように、すばらしい吉岡町の生徒、この育成に励んで頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で９番飯塚の一般質問を終わります。

議 長（富岡大志君）以上をもちまして、９番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。次の質問者

の用意を行いますのでここで休憩をとります。再開を１０時５０分とします。

午前１０時２７分休憩

午前１０時５０分再開

議長（富岡大志君）会議を再開します。７番小林静弥議員を指名します。

〔７番 小林静弥君登壇〕

７番（小林静弥君） ７番小林です。議長への通告に基づき、一般質問を行います。

最初に地域通貨の可能性について、県内他自治体の地域通貨についてお伺いします。地域住民の生活を豊かにするサービス、これを考えたとき、地域通貨のサービスは、その可能性が大きいと考えます。県内でも地域通貨を活用した地元経済の活性化、政策が多く各市町村で進められています。吉岡町議会でも以前よりこの問題について議員から質問されており、町長も前向きに検討を進めたいと答弁をされていました。そこで伺います。

吉岡町では、この地域通貨を導入するに当たり、県内の地域通貨の制度並びに利用実績、成果や課題など、どの程度お調べになっているのでしょうか。考えられるメリット、デメリットは検討されましたでしょうか。お尋ねします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 地域通貨については、県内はもちろん、全国でも多くの自治体を導入していることは承知しております。県内では、前橋市のめぶくＰａｙ、高崎市の高崎通貨、渋川市の渋Ｐａｙなど、現時点で少なくとも１５市町村が取り組んでおります。

また、地域通貨の制度は、特定の地域やコミュニティ内でのみ利用可能な通過システムであり、自治体や企業などが独自に発行し、地域経済の活性化やコミュニティの再構築などを目的としたものと理解しております。

その他詳細につきましては、企画財政課長より答弁をさせます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 地域通貨については、先ほど町長が答弁しましたとおり、県内はもちろん、多くの自治体で取り組まれているものと認識しております。利用実績や課題については、自治体ごとでそれぞれ違いがありますが、様々な事例について、新聞やインターネットを含め、情報収集をしているところでございます。実際のところ、利用率の高い自治体もあれば、実証実験の段階で加盟店が増えず、サービスを終了したところもあると聞いております。

地域通貨のメリット、デメリットについてですが、まずメリットとして、地域経済の活性化が挙げられます。地域内での取引を促進するため、地元の商店などに対する利用が増えることが想定されます。これにより地域経済が活性化し、ひいては地元の雇用創出にもつながるものではないかと考えられます。

一方、デメリットとしましては、管理コストの問題が挙げられます。地域通貨を運営管理するためには、当然のことではありますが、システム構築後の運営費用がかかります。そ

のため、導入に際しては、メリット、デメリットを勘案した上で、引き続き検討を進めていくことが必要だと考えております。

〔7番 小林静弥君発言〕

- 7 番（小林静弥君） 資料1をご覧ください。私は個人的に調べ、簡単に表にまとめてみました。このように先ほど町長もおっしゃられたように35市町村中、県内では15の市町村が様々な形で地域通貨を導入しているという現状だということです。これらを踏まえて、吉岡町で導入する考えについては、どの程度進んでおりますでしょうか、導入可能性の展望をお尋ねします。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 導入可能性の展望についてでございますが、現時点では、費用対効果も含め、情報収集を行っておりますが、具体的な予定はございません。

〔7番 小林静弥君発言〕

- 7 番（小林静弥君） 現状では予定がないということですが、前回の一般質問で、町長、前向きに検討を進めたいという答弁を頂いております。前向きというのが現状では、費用対効果等を考えたということだけなのでしょうか。それらを考慮しまして私のほうでは地域通貨の連携について、いろいろと考えてみましたのでそちらについてお尋ねしたいと思います。

地域通貨の連携について、この連携対象は、いろいろとは考えられると思います。まず、町の体制の各部門的な連携、例えば企画財政課、健康福祉課、税務会計課などによる給付金やポイントの連携、そのほかにも産業観光課、住民課や教育委員会などの町内の経済支援や教育、子育て支援に関することなど、全庁的な横のつながりによる連携で、この吉岡地域通貨を効率的に利用を進める施策を考えていく必要があるかと思います。町の見解いかがでしょうか。

また、庁内の横の連携のほかにも、近隣市町村や群馬県との広域利用連携の可能性についてはいかがでしょうか。お尋ねします。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 議員おっしゃるとおり、庁内各部署における様々な給付金等について、地域通貨等で交付することにより、加盟店での利用促進する自治体があるなど、様々な可能性があると考えております。その一方、町内における商店の数や加盟店以外での利用ができないなどのデメリットもあることから、利用導入にする場合には慎重な検討が必要だと考えております。

また、庁内横の連携に関してですか、地域通貨のメリットの中で、地域活性化という大命題がございます。その地域だから使える、その地域にお金を落とす、それが1番のメリットではないかと考えております。近隣市町村で既に実施している自治体との連携については、吉岡町としては、イニシャルコストがかからないといったメリットがある一方、連携いただく自治体においては、他自治体の住民が、地域内で地域通貨を利用できる機会が増えると同時に、他自治体での商店等での利用が可能となり、地域活性化のメリットが少

なくなる場合もあり、その場合、負担金をお支払いしたり、ランニングコストが多額になる場合も想定されます。

いずれにしろ導入に向けましては、ほかにもイニシャルコストを低くしていくことも大事な要素でありますので、そういったことも含め検討していく必要があると考えております。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） 私もこの問題について取り上げるきっかけになったのはですね、私事ですが、友人からですね、自分は渋Payを使っているという話を聞きました。私のほうでは、渋Payっていうのは渋川に住んでなくても使えるのかというようなことを聞いたらですね。プレミアムの渋川市の住民にかかるそのメリットっていうのとまた違いますけれども、入金するとポイントが付いたりとか、そういったことでいろいろな渋川のお店で活用できてポイントがお得に使えるというようなことで言われてました。そうするとやはり地域通貨ですね、使ったところの地域にお金を利用される、よその地域からも利用が増えたり、関係人口でもですね、増えたり、そういうメリットも考えられると思いましたので、吉岡でもぜひですね、渋Payの話だったので、吉Payをつくってみたいいな話も言われましたので、今回この質問を用意したところでございます。今はまだ、検討中ということなんですけれども、私のほうで考えました吉Payならぬもし、ほかに名前があるとしたらひばりPayとかですね、吉岡の独自の地域通貨ってのが考えられるかどうか、そのひばりPayと考えたときにですね、今まで吉岡でひばりカードというカードがポイントカードとしてありました。

そのことのひばりカードと、そういった地域通貨の連携はどうかということで考えてみました。本町のひばりカードは、商工会を中心に運用され、町内の商店等で使える紙ベースのポイントカードとして多年にわたり地域消費を支えてまいりました。しかしながら、群馬県内においては、スマートフォンアプリを活用した地域通貨が急速に導入拡大されています。ひばりカードのデジタル化について、段階的にQRコード対応やスマホアプリ連携の可能性を検討するお考えはありますでしょうか。お尋ねします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） ひばりカードのデジタル化、連携はとのご質問につきましてお答えいたします。ひばりカードは、吉岡町商工会傘下の任意団体、よしおかポイントカード部会による取組であり、当該部会は、商工会とは別組織となっております。

概要としますと、加盟店でのお買物金額に応じてポイントが進呈され、貯めたポイントをお買物券と交換して使用できる仕組みとなっております。平成10年に32店舗の加盟店によって開始されたひばりカードであります。令和7年12月をもって、その利用が廃止されることとなりました。令和8年3月までには元加盟店14店舗による部会が解散されることとございます。

廃止の理由としては、カード端末機の生産・修理の終了、他端末機や他の制度への移行

に伴う支出見込み、さらにはカードの利用状況などの影響等を伺っております。ひばりカードの廃止に限らず、商工会からは、様々なキャッシュレス決済サービスの活用策を含めて、デジタル化を研究していく旨を聞いております。

先の質問に対する答弁のとおり、町としては現在、地域通貨の導入予定はなく、商工会におきましても、ひばりカードの廃止が決定されていることから、現時点、連携の可能性に係る検討予定はございません。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） 分かりました。ひばりカードはですね、廃止に向かっているということなんですけれども、それ以外のキャッシュレス決済とかですね、利便性を高める施策を今後も進めていただければと思います。その中でもですね、やはり町長のおっしゃっていた前向きな検討、これはですね、今のところ見られませんが、今後、地域通貨の可能性を考えて進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、移動支援の可能性についてお伺いします。公共交通の現状について、近年、少子高齢化の進行や、自家用車依存の強まりにより、地域の公共交通は重要な転換期を迎えています。吉岡町でも高齢者や若年層を初めとする交通弱者の移動手段を確保することは、今後のまちづくりにおいて極めて重要な課題であると言えるのではないのでしょうか。そこでまず、吉岡町の公共交通の現状についてお尋ねします。現在の公共交通の運行状況と課題について、町ではどのようにとらえておられるのでしょうか。お尋ねします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議員のおっしゃられるとおり、交通弱者の移動手段を確保することは、今後のまちづくりにおいて非常に重要な課題であると認識しております。現在の公共交通の運行状況と課題については、建設課長より答弁をさせます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 現在、町の公共交通としては、バスとタクシーが存在しており、バスは3社6路線、タクシーは町内に営業所等はございませんが、前橋、渋川地区などのタクシー事業者、介護・福祉タクシー事業者の車が利用できます。

このうち、バス路線については、1時間に1本以上運行しているバス路線は、高崎駅と渋川駅を結ぶ1路線のみです。平成27年度に県が実施したパーソントリップ調査で移動先として最も多い行き先となった前橋市中心部への路線は、1日に3本から4本と少ない状況です。

町では、公共交通が町民の移動手段となっていないことから、都市計画マスタープランの改定作業の中で、町民へ公共交通に関するアンケートを実施し、どのような属性の人はどこへ移動しているのかを把握した上で、自動車以外の移動手段を確保する方策を検討していく予定でございます。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） 現状については、分かりました。公共交通は、今の吉岡町では、アンケート

によると必要ないと思われてる方が多いということなんでしょうか。ただ、やはり先ほどからお話ありますように、５年先、１０年先、２０年先となったときに、高齢者の移動手段として、やはり公共交通は必要になってくるのではないのでしょうか。

また、自動運転等のですね技術も進むわけですから、今では必要ないという考え方でも、今後を見据えた考えも必要になってくるのではないのでしょうか。その中でですね群馬県のグンマース構想についてということでお伺いします。たまたまですね、昨日の上毛新聞の記事に、グンマースの県民アンケートということで結果が載っていました。これはですね聞いたことがないという人が７５％ということで、質問するに当たりまして全然、認知度の少ないことについて、質問しなくちゃなのかなと思って自分ではちょっと残念だったんですけれども、ただですね、日常的に利用している公共交通を利用している人たちの間では、認知度は４２．７％という結果も出てましたので、今後、知事もですね、これを周知、それから利用を増やしていきたいというような考えも持っておられるようでしたので、お伺いします。

群馬県ではデジタル技術を活用したグンマース構想が進められており、渋川市や前橋市において実証実験やサービスの導入が段階的に行われております。この群馬県が推奨するグンマース構想について、町としてはどのような認識を持ち、現段階での関与状況はどの程度であるのかお尋ねします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 現在、町内におけるグンマースについては、町内バス路線、タクシーによるリアルタイム経路検索はできるものの、チケット購入やタクシーの予約は利用できない状況となっております。

グンマースは、目的地までの経路と移動手段を検索できる便利なシステムですが、吉岡町では、その移動手段が極めて少ないため、まずは、自動車以外の移動手段を確保することが必要であると考えております。自動車以外の移動手段については、既存の公共交通にとらわれず、都市計画マスタープランの改定の中で検討していきたいと考えております。

〔７番 小林静弥君発言〕

７ 番（小林静弥君） そうしますとグンマースに関しては、町では、現在では関与はないということになるかと思えます。近隣自治体と連携はどうでしょうか。こうした広域的な公共交通連携とデジタル化の流れを吉岡町としても積極的にとらえ、町民の移動支援や利便性向上につなげていく必要はあると考えます。

つきましては、渋川市や前橋市、近隣自治体との広域連携を見据えた移動支援策やデジタル乗車券アプリ等の導入可能性について、町としてどのようなお考えを持っていますでしょうか。お尋ねします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 吉岡町から前橋市、渋川市へ移動する町民は多いため、近隣自治体と連携して、町民の移動手段を確保することは必要であると考えております。

また、デジタル乗車券アプリ等も便利で素晴らしいシステムであると思いますが、グンマース同様に、まずは、自動車以外の移動手段の確保を図るべきと考えております。

〔7番 小林静弥君発言〕

- 7 番（小林静弥君） 最初にお聞きしました地域通貨もですね、このグンマース構想もですね、つなげて考えることもできると思います。今は必要ないかという町の判断かもしれませんが、今後についてはですね、ぜひ、研究・検討を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。町民の安心・安全について、交通事故防止の施策について、昨今、全国的に高速道路や中央分離帯のある複数車線道路における逆走事故が多発しています。群馬県内でも昨年から今年にかけて、関越自動車道や北関東自動車道で逆走事故が複数件発生しており、死亡事故にもつながっております。

吉岡町でも利用者の多い関越道の駒寄スマートインターチェンジ付近で、高齢ドライバーによる誤進入や逆走の危険性が指摘されています。加えて近年は、ニュースなどでも取り上げられているように、外国人ドライバーによる交通事故も増加傾向にあり、言葉の壁や制度の理解不足から、事故後の当て逃げやひき逃げといった事案が問題となっています。国土交通省や警察庁の統計でも在留外国人の増加に比例して交通マナー教育の必要性が高まっているとの報告もあります。

こうした状況を踏まえ、吉岡町でも交通安全の視点から今後の対策をさらに強化していく必要があると考え、幾つかお尋ねします。まず、駒寄スマートインターチェンジの周辺道路や車線の多い道路との交差点付近に誤進入や逆走の注意を促すような路面標示や案内標識の設置の考えはありますでしょうか。お尋ねします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

- 町 長（柴崎徳一郎君） 議員のおっしゃるとおり高速道路等におきまして、車両の誤進入などにより、逆走が発生し、痛ましい事故が各地で起きております。自動車の逆走事故におきましては、当然ながら大変危険な行為であり、未然に防ぐことが重要であると考えております。車両の誤進入や逆走の注意喚起等につきましては、建設課長より答弁をさせます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

- 建設課長（大澤正弘君） 駒寄スマートインターチェンジの周辺の道路や車線の多い道路などに誤進入や逆走の注意を促す標識等の設置につきましては、それぞれの管理者が対応していることから、高速道路を管轄しておりますNEXCO東日本や県道を管理しております渋川土木事務所に現在の対策を確認をいたします。

また、誤進入が発生してしまうような間違いやすい箇所があれば、各道路の管理者に標識等の設置を要請したいと考えております。

〔7番 小林静弥君発言〕

- 7 番（小林静弥君） 今の答弁についてですけれども、高速道路等はネクスコとかですね、管理者がいるかと思うんですが、町道とかでもですね、広い県道に交差点があるようなところで、

2車線道路にですね、中央分離帯の手前に右折してしまうとか、そういった危険性も考えられると思うんです。そのことについて、車線の多い道路との交差点付近について、これは町道から県道に入るところですとか、そういったケースも考えられるということで、町のその辺の考えはどうでしょうかというのもお答え頂ければと思います。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 県が管轄しております道路と町道が交差する部分につきましては、その町道部分については、町が管理ですので、県と連携を図って注意の看板等設置に向けて検討していきたいと考えております。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 特にですね、先ほども言いましたように中央分離帯のある広い道路との交差点、これは高齢者に限らずですね、うっかりすると。

また、暗かったり雨だったりすると、見通しが余りよくないときには間違える可能性もあると思いますので、そういった事故が起こる前にいろいろと町でも町道あたりにですね、交差点付近に注意を促すような表示等を考えていただければと思います。

次に、吉岡町でも外国人居住者が年々増加している傾向に見えますが、彼らに対する交通安全のルールやマナーの理解を深めるための施策として、例えば小冊子や動画教材の作成・配布、また、地元警察や受入れ企業等との連携による交通安全講習会の実施などお考えはありますでしょうか。お尋ねします。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 外国人居住者向けの交通安全施策についてですが、現状、町として具体的に外国人居住者向けの交通安全啓発資料等を作成・配布したり、交通安全講習会を実施する予定はございません。

なお、外国人の方々に向けた様々な分野の啓発資料は、群馬県警察のホームページやフェイスブックに掲載されております。

また、渋川警察署に確認しましたところ、渋川警察署管内では昨年度、榛東村の介護施設で外国人職員6名が参加して、交通安全講習会を開催した実績があるとのことでございます。以上のことを踏まえまして、吉岡町としましても、渋川警察署と連携しながら、外国人居住者向けにどのような啓発ができるか検討していきたいと考えております。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 近隣市町村のですね、施策に基づいて、また、それらをいいところをとってですね、吉岡町でもぜひお願いしたいと思います。

次に町道の交通安全対策の見直し、これは何度も一般質問で自分やほかの議員もお聞きしているところでありますが、重ねてお尋ねします。資料2番をご覧ください。これはですね私の地元、小倉地区で第一保育園のですね、北側200メートルぐらいのところの交差点なんですけれども、上2つが同じ場所、下2枚が同じ場所の標識です。止まれの標識がですね、これ何年間放置すれば、こんなに色あせてしまうんだろうと思うぐらい、全く

グレーになってしまっています。形からですね、止まれなのではないかというのは、遠くから分かると思うんですけども、また路面ですね、道路のところの止まれの標識や停止線これももうほとんど薄く見えなくなっています。保育園のですね、朝の送りの時間とか、ここをですねスピード出して通過する車もあると、近所の方から聞いてますので、こういったことはですね、詳しくは、この道路標識というのは公安の管理なのかもしれませんが、町としても危険箇所ということでですね、こういったところの対応は、何年もこんな色あせるほどの標識になるほど放っておかないでですね、見ていただきたいと思います。

町内では、色あせて見えにくくなっている道路標識や薄くなってほとんど見えなくなっている横断歩道や路面標示など、潜在的な危険箇所が多数存在しています。このような老朽化した道路標識や路面標示の定期点検はどのようになされているのでしょうか。お尋ねします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 老朽化した道路標識や路面標示の定期点検については、日常の業務の中で、路面標示の薄いところを把握するよう努めております。

また、道路愛護のときに、道路などの異常箇所を自治会から報告を頂き、現場の状況等を把握をしております。

なお、教育委員会をはじめ、小中学校関係者や渋川警察など関係機関と合同で通学路安全プログラムの中で危険箇所について点検を行っております。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 今の答弁について具体的にお聞きしたいんですが。では町では、定期的に道路のそういった標示とか標識の点検というのは、どのくらいに1回とか、何か月、年に何回そういった具体的な回数っていうのは提示できますか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 具体的な計画はございません。日常の業務の中で、路面標示の薄いところを確認をしております。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 次の質問に行く前に、では、今の答弁について多少もう少しお聞きしたいんですが、ではこの資料に見えるような、標識や路面標示こういったものが、その都度連絡が来て予算とかの関係もあるでしょうけれども、また公安に連絡等の関係もあるでしょうけれども、どのくらいでこれは直るもんなんですかね、今この写真にあるようなところは、今朝もうここ通ったらやっぱりまだ直ってなかったんで、見通しといいますか、その流れといいますか、それについてお示し頂きたいんですけども。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 町の道路標識の関係につきましては、自治会からの要望等を受けて対応しているとでございますが、これは警察案件になりますので、その都度、上申をさせていた

だくことになります。上申させていただいた上で警察のほうでどういう形に対応していけるか、その都度になりますので、ケースバイケースということでご理解頂ければと思います。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） ケースバイケースということで、その都度対応ということになるんでしょうけれども、見ていただいたような状況ですので、これはですね改めて、その上申の回数や確認方法、町としては町民の安全のため、確認を再度お願いしたいと思います。

そしてですね、関連したことなんですけども、例えば、色あせた交通標識や薄く見えなくなっている路面標示、また、見通しの悪い交差点やカーブミラーの設置箇所の見直しについて、地域住民から広く情報を寄せてもらう。これも度々申しておりますが、スマホで撮った写真を簡単にラインで送れるようなシステムをつくるなどして、危険箇所の改善や事故多発地帯のマップづくりなど、対策を進めていってはどうかと考えますがいかがでしょうか。お尋ねします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 先の3月定例会で飯島議員に答弁したとおり、町では、既存の電子申請システムを活用し、ラインではないシステムとなりますが、そのシステムにて道路異常箇所等の報告ができるよう運用に向けて準備をしているところでございます。そのシステムを活用しまして、カーブミラーの設置箇所の見直しや危険箇所などの報告にも活用できるよう検討を進めております。

危険箇所や事故多発地帯マップづくりにつきましては、通学路合同点検プログラムを通じて、児童を中心とした危険箇所の把握に努めてまいりたいと考えております。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） その電子システムによる通知のシステムっていうのは準備中ということですが、どのくらいで、できるものなんでしょうか。私も今回この写真資料に上げた写真の箇所ですね、町のホームページを見て何か連絡できるようなものがあるのかどうか確認したんですが、こちらにお問合せくださいというような連絡先しかちょっと探せなかったものですから、特に手軽にですね、スマホで撮った写真等を送れるようなそういったことはいつ頃可能になるんでしょうか、目安っていいですか、予定をお尋ねしたいと思います。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） システムとしては、もう整っております。QRコードを使って、町の電子システム、写真が送れるようなシステムになっております。今年度中には、住民向けに実施できるよう進めております。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） そのシステムですね、我々も早く活用してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次にですね、子供たちの安全について、子供たちの自転車事故防止と交通安全の確保対

策についてお尋ねします。資料3番をご覧ください。これはですね、通告書を出した後日になりますが、上毛新聞の全面広告で、5月28日付けなんですけれども、高校生とですね、それから地元企業が連携して自転車事故を少なくしようというキャンペーン、10年連続で群馬県の高校生の自転車事故、これはワーストワンを記録しているということで、その記事が載っております。こちら脱却しようというキャンペーンの記事です。近年、群馬県全体としても、交通事故、全体における自転車関連の事故の割合が多く、特に児童・生徒の関係する事故が目立っています。

町内においても自転車通学をする生徒・学生が多く、学校周辺や通学路においてスピードを出して通過する自動車との接触事故のリスクが高まっています。この自転車事故を何としても削減しなければならない。その対策として、町としてどのように考えていますでしょうか。運転手側に対してどのように注意を喚起するのか、町の施策と被害者とも加害者ともなりうる自転車に乗っている生徒・学生側に対しての交通安全ルール再認識や周知徹底について考え方をお尋ねします。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 学校における交通安全教育について、私のほうから答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり近年自転車を運転する人を交通事故から守ること、また、自転車を運転する際に事故を起こさないことの重要性はますます高まってきていまして、交通ルールの厳守、ヘルメットの着用、対人賠償保険への加入が呼びかけられているところです。

学校における交通安全教育は、こうした課題も踏まえた上で、児童・生徒が自ら交通ルールを守り、再認識して安全に行動できるような態度を身につけられるよう指導していくことが重要であり、学年が上がるにつれて、危険予測能力や危険回避能力を身につける必要があると考えております。このことが、その後の、今、お話ありました高校生の自転車の交通事故ワーストワンですか。そういうことをなくすための基本が、小中学校の交通安全教育に求められているんだろうなというふうに痛感しているところです。

そこで、学校で行う交通安全教育は、子供たちの興味を高めるためにも、警察官、また、交通指導員などの専門家を招いて、また、体験を通じて行っているところです。あわせて子供たちも、小学校から中学校まで、様々な学年がありますので、その年齢発達段階に合わせた指導を行って、理解しやすい内容・方法で指導する必要もあります。

具体的な例を挙げさせていただきますが、小学校では例年5月、講師に警察の方、交通指導員の方を招いて交通安全教室を実施しております。4年生では、校庭に模擬道路を書きまして、また、体育館に書きまして、自転車の乗り方について実際に体験しながら、学んだり、また5、6年生は視聴覚教材を用いて、道路で自転車乗るときの危険箇所や安全に留意するポイント、また、視聴覚教材で危険な場所を通行してこの後どうなるでしょうかっていうようなところを提示して予測させて考えさせる、そのような方法を工夫したりしています。

また、中学校に上がっても1年生を対象に、やはり警察の方を講師に招いて、自転車通

学をする生徒しない生徒、区別なく、全員の安全な乗り方について体験的に学ぶこと、そして、強調しているのは加害者にもなりうるということも、しっかりと自覚させるような当事者意識を持てるような工夫、これを行っております。

時にはということでも結構多いんですけれども、町民の皆様から、特に中学校に対しては、児童生徒の自転車の乗り方が危険であるというお叱りの電話等を受けることがしばしばあります。その都度、子供たちには、その具体的なお叱りの内容、これを伝えまして、指導を繰り返しているということもございます。

交通安全教育は、児童・生徒の命を守るために最も重要な役割を果たしているというふうに考えておりますけれども、一方で、家庭においても、我が子の命を守るために交通ルールを守ることの大切さを繰り返し教えていただくということが非常に大事だと考えております。

また、大人が車を運転する際、特に子供を乗せて運転する際に、スマホを触らないだとか、後ろの座席のシートベルトの着用をきちんとするとか、小さい子だったらベビーシートっていうんですか、チャイルドシート、これをきちんと着用して、子供を座らせるとか、これを見本をぜひ示していただくということも大事だと思っておりますので、この辺についても、学校はもちろん保護者に啓発するんですけれども、地域全体でそのような活動を意識づけを行っていただけると、教育委員会側としてもありがたいというふうに思っておりますので、地元の皆様の協力をお願いしたいというふうに思います。今後も家庭や関係機関と協力して、学校等では効果的な安全教育を推進していきたいと考えております。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 自動車と自転車の事故対策について、まず自動車の運転主側への注意喚起でございますが、これにつきましては、これまでも吉岡町交通安全会や渋川警察署と連携し、各季節ごとの交通安全運動期間に様々な啓発活動を行い、ドライバーへ交通ルールの遵守を訴えてきたところでございます。今後も関係機関と連携しながら、ドライバーへの交通安全啓発に取り組んでいきたいと考えております。吉岡町の小中学校への交通安全対策については、今、教育長のほうから答弁があったとおりでございます。

また、令和4年4月からは、高校生を対象とした自転車用ヘルメット購入費の補助金制度を開始しました。学生の保護者等への財政的な支援を行うとともに、道路交通法の改正で努力義務化された自転車用ヘルメットの着用の促進を図っているところでございます。今後もこの補助金制度と自転車運転時の交通ルール遵守の啓発を継続しながら、自転車事故の減少を図っていききたいと考えております。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） 子供たちの面からとですね、それから車を運転する大人のほうの面と、両方で注意をしてもらってですね、町での自転車交通事故を少なくしていけるようによろしく願いいたします。

次、子供たちの健康についてお伺いします。子供の視力低下について、文部科学省の調査によると、裸眼視力1.0未満の割合は、小学生で36.84%、中学生で60.61%、高校生で71.06%と報告されています。視力低下の要因として、1スクリーンタイムの増加、2野外活動の減少、3睡眠不足と生活リズムの乱れなどが考えられています。

現状の調査結果では、1小学生のスクリーンタイム約4時間、中学生約6時間、高校生約6時間45分となっており、スクリーンタイムの影響として、1視力低下、2睡眠不足、3自己肯定感の低下、以上のような結果があります。

ここで質問です。1視力推移データの公表を行い、保護者の意識向上を図る取組みをするべきではないでしょうか。

次、ブルーライト対策の啓発を進め、フィルター利用や設定変更を推奨する施策を検討すべきではないでしょうか。

もう一つ、子供のスクリーン時間の実態を調査し、町独自のデータを確保し、こちらも学校での講座や広報などで情報展開により啓発してはいかがでしょうか。以上3点についてお伺いします。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 今3つの施策、取組をしたらどうかというご提案頂きましたので、3つについて続けて答弁させていただきます。ちょっと長くなりますが、お許してください。

まず、視力の推移データの公表ということに関してなんですけれども、文部科学省による2つの調査結果、実態調査を私も調べさせていただきましたので、それをもとに答弁させていただきます。まず、令和5年度の学校保健統計調査という調査と令和5年度児童生徒の近視実態調査、2つが、今、小林議員からご質問にあったことと非常に深く関連するのではないかというふうに考えています。

まず一つ目の保健統計調査のほうでは、令和5年度の小中高校生の裸眼視力1.0未満の割合は、小林議員ご指摘の割合とほぼ同様でした。この割合は、GIGAスクール構想が始まる前の令和元年度調査と比較しますと、小中学生がプラス3%、高校生はほぼ横ばいとなっておりました。もう一つの近視実態調査においては、生活習慣との関連を調べており、その結果も専門の医師を交えて考察し、文部科学省としてパンフレットにして公表しております。そこでは視力低下や近視のためにできることとして、一つ、屋外で過ごすことを増やしましょう。二つ目は、できる限り近いところを見る作業は短くしましょうということでした。この近視実態調査とその結果考察においては、学校以外での電子機器の利用について、一律に視力低下や近視の新規発症に関連が大きいと言えなかったとしています。

しかし、勉強や読書の時間についての結果を踏まえると、視力低下や近視の新規発症の予防には、長時間の近い距離を見る作業に気をつけることが重要であるというふうになっています。一方、スマートフォンやゲーム機使用に関する目を休めるルールの有無について

は、半数から7割が家庭等でルールを決めていない、決めたが守っていないということが把握されたことから、一層、自分の目は自分で守るという意識が重要であるとしております。そして、注意する点として、対象から30センチメートル以上目を離す。30分に1回は20秒以上目を休める、背筋を伸ばし姿勢をよくする、部屋を十分に明るくする、使用する機器があればその明るさを適切に調整するという5つを示していました。

小林議員のご質問の視力データの公表と保護者の意識向上についてですが、ただいま申し上げました文部科学省が公表しているパンフレットには、昭和54年からの推移と視力低下を防ぐための手だてが根拠をもって示されており、大変信頼できるものと判断しております。したがって、学校とも相談しながら、子供の指導とあわせたタイミングを見て、全ての保護者にこのパンフレットを送り、家庭での視力低下を防ぐための意識の向上、これを図っていききたいというふうに考えております。今のが視力低下に関するものです。

次にブルーライトの対策の啓発ということについてお答えさせていただきます。先ほどの文部科学省の調査結果にはブルーライトの影響については触れておりませんでした。ただ、文科省が令和4年3月に改定した児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックというものには、学校として家庭に向けてICT機器利用に関する情報提供や啓発をしていくことの必要性、また、保健だよりなどを通じて情報提供を行って、保護者と児童生徒がICT機器の利用時間や具体的な利用状況などについてしっかり家庭で話し合い、児童生徒が自らの問題としてとらえられるよう、利用時間などを設定することが考えられるということ。ほかにも、先ほど申し上げました30センチ以上を対象と離すとか、30分に1回は20秒以上目を休めるなど、こういうことは、そのガイドブックにも示されているところです。さらにタブレット端末の過度な利用につながらないよう家庭学習について、睡眠の直前には利用しない。長時間連続して利用しないなどの学習計画の立て方を指導するなどが示されておりました。その中で先ほど申し上げたようにブルーライトについての見解がありませんでしたので、このブルーライトの課題については、やはり小林議員がおっしゃるような、危険であるというそういう主張をされる方と、文科省のようにそこには特に触れずに、今の私が申し上げたような対応をするという両方がございます。学校とすると、やはりいろんな情報がある中で、やはり、根拠を示して、そして、説明責任を求められた場合に、なぜこういう指導しているかということの理由を説明する責任がありますので、これらのことを踏まえて、やはり、文部科学省の出している公的なパンフレットとかガイドラインをもとにしながら、指導を進めていきたいと考えております。

最後に、スクリーンタイムの実態調査とその啓発についてでありますけれども、子供たちにとってのスクリーンタイムは学校で使用するタブレット、そして家庭で遊ぶゲーム機、また、多くの児童生徒が自分専用で所持しているスマホ、家族共用のパソコン、家にあるテレビ、こういうものを見る時間の合計がスクリーンタイムということになると考えます。町の実態を調査をするには、この時間を把握する有効性と結果の活用、そして科学的知見

に基づく啓発が必要となりまして、相当大規模な事業展開が必要であるのではないかと考えております。子供の視力低下を防止するための具体的方策は、先ほど申し上げましたし、しっかりと根拠をもとにまとめられた文部科学省の各種パンフレットやガイドブックがありますので、まずはそれら信頼できる資料を活用して、児童生徒への指導、保護者への啓発を行うことが大切であるというふうに考えております。

〔7 番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） 丁寧なご説明ありがとうございました。そうですね、根拠のあるところをですね、今後、注意をしてもらいながら、また、新たな展開等、新たな研究結果等出ましたらそれに基づいて進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、子供の睡眠習慣についてお尋ねします。睡眠時間の推奨値は、厚生労働省の指針によりますと、小学生が9時間から12時間、中学生・高校生が8時間から10時間とされています。睡眠不足と学力の関係が、アメリカの調査では、7時間以上の睡眠を確保した生徒の学業成績が安定している。反対に日本のデータでは、睡眠時間が短いほど成績がいいというような報告もあるようですが、多くの研究から、睡眠時間は学力に大きく影響し、睡眠不足は学力低下につながると示唆されています。そこで質問です。睡眠習慣の改善や社会的時差ぼけを改善するための啓発、情報展開や児童生徒への理解を深めるための講座の開催などを強化する考えはあるでしょうか。

また、子供の生活リズムの現状把握を目的に、町独自の調査を実施する計画はありますでしょうか。お尋ねします。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） これも、大変大きな課題となります。したがって、根拠をもとにできるだけ根拠をもとに答弁をさせていただきます。子供の健康を考える場合、まずは子供たちがどのように睡眠や健康を学校で計画的に学んでいるか、これを把握する必要があると考えます。そのために、学習指導要領の内容を確認したいと考えます。子供たちは自らの健康を自らがつくる、自らの健康は自ら守る意識とその力をつけることが重要です。小学校と中学校では、それを可能にするために、各教科等で学習を重ねています。子供たちがどんなことを睡眠に関して学んでいるかということを捉えることが大事だというふうに思いまして、説明をさせていただきます。

まず、睡眠の大切さにつきましては、主に体育、中学校では保健体育科及び特別活動の中で扱われています。それぞれの発達段階に応じて学習しています。小学校の体育科では、保健領域で健康な生活を送るために必要な事柄として睡眠が一つとして取上げられています。具体的には、規則正しい生活により食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活の重要性を理解し、それを実践しようとする態度を育てること、また、健康な発育ということで、睡眠が体の成長や疲労回復に役立つということを理解しております。

さらに、生活習慣病の予防ということから不規則な生活習慣が健康に及ぼす影響を理解し、望ましい生活習慣を身につけようとするということについて学習を重ねていきます。

次に中学校の保健体育科では、小学校での今のような学習を基礎として、より科学的な視点から睡眠の重要性を学んでいます。健康の保持増進と疾病の予防という点から食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活が、心身の健康の保持増進や生活習慣病の予防に重要であることを理解し、そして、睡眠不足や睡眠の質の低下が学業や心身の健康に及ぼす影響について理解をしています。

また、睡眠の役割、心身の疲労回復とか、記憶の定着であるとか、免疫力の向上、これについて科学的に理解することを学んでいます。

そして、今、課題となっております現代社会と健康という点からは、高度情報化社会における夜型化、メディア機器の使用が睡眠に与える影響について理解し、適切に対処ができるようにするとともに、生涯を通じた健康保持のため、健康的な生活習慣を確立し、生涯にわたって、健康を維持増進していくことの重要性を理解する学習を行っています。このように小学校で学んだことをまた中学校で同じようなことを学び、そして、より高度なことを学ぶということで、睡眠の必要性を理解したり、基本的な生活習慣を身につけることを実施するという行っております。

今申し上げたように、中学校では科学的な根拠に基づいて、睡眠の役割や健康への影響を深く理解し、一生にわたる健康的な生活習慣の確立を目指す内容となっております。まず、学校ではこれらのことを、児童生徒一人一人の自分の生活と関連させながら着実に身につけるように工夫し、実践できるということが大事であり、それに心がけて指導しているところです。子供たちはこのように睡眠について小中と発達の段階に応じて学んでいますので、それを学んだことをもとにしながら、より睡眠の改善ということについて自分なりに考えていく力を身につけることが大事だと思っておりますので、先ほど小林議員がご提案にありました睡眠改善や社会的時差ぼけの対策の啓発、情報展開、特別な講座ということの開設につきましては、今のところ考えておりません。

〔7番 小林静弥君発言〕

- 7 番（小林静弥君） 次の質問に入ります。4番福祉・介護の可能性について、地域福祉交流拠点について、吉岡町の地域福祉計画では、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる共生社会の実現が基本理念に掲げられています。吉岡町障害福祉すまいるプランでは、誰もが等しく尊重され、安心して暮らすことのできる共生社会の実現が重点施策としてされています。

また、第9期介護保険事業計画では、町の高齢者保健福祉の基本理念である健康助け合い安心の吉岡町を引き続き、誰もが高齢期を自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを目指していくとあります。このような中、障害者、高齢者、地域住民が交流し、地域資源を活用した新しい福祉の形を提示した取組が町の社会福祉法人を主体として進められています。2027年開所予定の施設です。この取組は、まさに町が目指す方向性と重なっており、このような地域初の拠点が、今後の福祉行政とどのように連携活用されるのか。このような地域福祉交流拠点について、地域福祉計画に基づく共生社会実現の観点から、町

はこうした活動に対してどのような評価をお持ちでしょうか。お尋ねします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議員がおっしゃるとおり、この法人の取組は、町の計画で掲げる理念と合致しており、町としても期待を寄せているところです。住民皆様が地域や福祉への関心を高め、生き生きと安心して生活できる、生きがいを持って生活できる、そして切れ目のない支援が受けられる地域社会の形成とつなげるものと考えております。

〔7 番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） この問題については、次回また、詳しくお尋ねしたいと思います。

以上で小林静弥一般質問を終了します。

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、7 番、小林静弥議員の一般質問が終わりました。ここで休憩をとります。再開を 13 時とします。

午前 11 時 50 分休憩

午後 1 時 00 分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。4 番大井俊一議員を指名します。

〔4 番 大井俊一君登壇〕

4 番（大井俊一君） 議長への通告に従いまして一般質問をいたします。

最初に、飯塚議員の質問にもありましたけれども、吉岡町、現在、非常にいい状況であります。見方によって岐路に立っているというふうにも見られ、今後が続いてずっと反映していくためには、いろんな施策について検討が必要だと思います。

最初に吉岡町の認知度アップの政策について質問いたします。吉岡町は、移住希望地ランキングで日本一になった群馬県の中で人口増加 1 位ということで知れ渡ることになっていますが、将来にわたり住みたい町としてさらに認知度を上げていくために必要なことは何かないでしょうか。従来、群馬県内のフォトスポットとしては、尾瀬や浅間、赤城、谷川、草津白根山、榛名山、吹割の滝、草津湯畑など、従来型の有名観光地が軒を並べていましたけれども、しかし現在、インバウンドの需要は、既存の観光地以外に富士山を背景にするコンビニ、スラムダンクに出てくる踏切、ジブリアニメで世界的に名を馳せた四万温泉積善館など、今までは振り向かれていなかったものにまで外国人が押し寄せる場所も出てきています。

県内を振り返ってみますと、渋川市の伊香保温泉石段、館林市多々良沼、高崎市鼻高展望の丘など、長年にわたり施設改善に努めてきた場所の多くがランキングに上がってきています。これは来場者に楽しさと思い出と好印象を与え、地域に経済効果ももたらします。県内には、嬭恋村の愛妻の丘のようなフォトスポットがたくさんありますが、吉岡町のフォトスポットについての町の認識を伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 大井議員より、フォトスポットに係る町の認識についてご質問頂きました。近年、観光地や地域の魅力を発信する手段として、フォトスポットの重要性が高まってお

り、観光客の誘致や地域のブランディング、地域経済の活性化において、大きな役割を果たしていることは承知しております。特にSNSの普及により、訪れた観光客が撮影した写真を共有することで、瞬時に多くの人々にその魅力を伝えることが可能となり、地域の知名度向上にも寄与しているかと思います。

しかしながら、一方で、自然環境、歴史的建造物などでは、観光客はその価値を理解することが重要であり、過度な観光客の集中による環境への影響や地域住民との摩擦が問題となる事例もあろうかと思っています。フォトスポットについては、持続可能な形での整備、運営が必要であると認識しております。

〔４番 大井俊一君発言〕

- ４ 番（大井俊一君） 町内のフォトスポットとしては、町はどんな具体的にどんなところを、外の町外の人にとって、認識されているんであろうかというようなことで、認識されているとこがありましたらご紹介ください。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 吉岡町の絶景スポットとしましては、城山みはらし公園が挙げられます。桃井城の物見台があったとされる前方後円墳型の古墳広場からの眺望は、朝夕時間を問わず、眼下に広がる街並みを楽しめる場所となっています。

また、町を代表する景勝地である船尾滝が挙げられます。滝口から白布を垂らしたような軌跡で流れ落ちる姿は雄大であり、独特の風情が感じられます。春から夏にかけては、木々の緑に包まれ、秋には険しい岩と紅葉に染まる木々が調和し、壮観な景色を見ることができます。滝の麓近く、東屋の先に足を進めると、眼下には四季折々の風景が広がっております。そのほか、建造物も貴重な絶景スポットととらえており、上毛大橋や新坂東橋の上から望む景色も、利根川の瀬音と調和し、魅力的な資源として、位置づけられております。

〔４番 大井俊一君発言〕

- ４ 番（大井俊一君） 私も正月、元旦、初日の出を見に町内、ぐるぐる回ってるんですけども、今お話ありました上毛大橋。朝ラジオ体操が済んだ後、みんなで歩いて行って、橋の上からですね、ご来光拝むと行ったところも非常に素晴らしいところであります。それから今、ご説明頂きました城山公園のですね、あそこを日の出を待つ人の人数の差、吉岡町ではピカ一っていうところもあります。残念ながらですね、そういったところをまだまだご紹介頂いてない。ほかの町外の方は、ほとんど知らない。非常に残念なことだと思います。最初にお話ししましたように非常に今、吉岡町いろんな面でスポットを当てられて、関心を持たれているんですけども、住みやすいとかそういった、あとは自然が豊かというけども、赤城や榛名が見えるだけっていうなことではなくてですね、実際には、今挙げただいたところとか、たくさんいい場所があったり、吉岡として素晴らしいものがたくさんあります。

今年行ったのは、船尾滝の下の水用地ありますね。あそこ誰もいないんですけども、

あそこから昇る朝日などは、関東平野が一望に見渡せてですね。誰も来ないんですけども、素晴らしいところでほかにはないような本当に素晴らしいところ。それと、今、最終処分場の計画がある上野原のところでも、やはり、展望相当の計画が載せてあるようですが、あの辺まだそういったとこできてないですけども、ちょっとしたあたりのところの畑が続くところあたりから関東平野を望むとですね。非常に絶景でもあります。そういったところを含めてですね、吉岡町のいいところとして、ほかでは見れないような非常にいいところもたくさんありますので、そういったところも含めて、町がPRしていく。そういったところについては、町はお考えはおありでしょうか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） おっしゃるようなですね、眺めの景色いいところですね、確かに上野原、いわゆる南海のほうですね。確かに承知はしております。ただ、観光地とするにはですね、やはり、車で来町される方ですね整備とか必要になりますので、そういった観点からもですね、総合的に整備できるか、今後のですね見込み等もですね、そういうご意見があることを承知してですね、少しですね、絶景スポットについては検討していきたいと考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 以前もちょっと質問の中でも出したことがあると思うんですけども、現在、週末になると、渋川インター非常に混雑をしたりなんかしておりますので、吉岡の駒寄パーキングから出るインターチェンジでそこから榛東方面から登っていったというような新しいルートを考えていくと、先ほど言いましたような上野原の景観等手前にあります、城山公園の辺ですね、そういったところもルートに今までにないルートに考えられます。そういったところで、ぜひ町内のいろんなところを生かしていくような施策も検討に入れていただくと地域の住民もよくなりますし、また、小さいながらも、いいものをつくっている農家の方や食品、あるいは工芸品などをつくっている方におきましてそういったものを見てもらえるような機会や場所も設けられるんじゃないかと思いますので、ぜひそういった面での考え方についてはおありでしょうか、ちょっとお聞かせください。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 駒寄インターの大型車化のとき私は工事のほうちょっと携わったんですけども、当然のことながらですね、渋川インターの渋滞のほうはご承知はしております。やはりですね、あちらにですね、インターができて、伊香保に向かつての玄関口の一步手前ということでですね、榛東村、吉岡町、当然のことながら通っていただいて向こうへの観光ルートということですね。開拓のほうはですね、こちらのほうも考えておりますので、今後も積極的にですね、PRに努めてですね、こちらのほうのですね、ルートのほうご紹介のほうですね、さらに広げていきたいと考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） そういったものも、町の中で、いろんな人が脚光を浴びたり、それといろん

な場所がいい場所だということで認識をしていただけるようになってくると、現在の産業団地の開発だとかそういったところにもよりいい形で、影響が出てくる可能性も十分あると考えられますので、観光ルートマップなども作っていただいてそういう中に生かせるような、今ある現在のものだけでなく、ここ数年、あるいは10年ぐらいのスパンでもいいですから、そういったところに、全国からあるいは世界からも見てみたいふうにしていただけるような地域の開発、それから産業の開発などもぜひ図っていただきたいと思うんですけども、そういった面ではどうでしょうかね、お考えをお聞かせください。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 議員おっしゃるような観光ルートマップについてはですね、町外への情報発信やプロモーション活動に有益な手段であり、観光資源やですね、特産品などを効果的に紹介することができるツールと考えております。

またですね、議員おっしゃるように訪れる人にとってもですね地域の魅力を一目で理解できですね、地域の魅力を一目で理解できるような重要なツールとなっておことは認識しております。これまで町としましては、広告会社発刊によるですね情報誌やですね、企画マップへのですね掲載を適宜行ってきております。今後もですね、効果的な配架時期、配架先、またですね、マップのデジタル化への対応可否などをですね、見定めですね、より多くの人々の目にとまっていけるようにですね、研究を進めてまいります。認知度はですね、多様な要因によって形成され、それらを総合的に活用することでより一層の認知度が得られると考えております。引き続き力を入れて努力をしております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 吉岡では、子供は周りにいるのが普通っていうなことで、また、県外あるいは関東から外へ出てみると、もう子供は本当に見かけることが少ないような、そんなところがほとんどになってきているようなそんな現状がありますけれども、子供がいるのが当たり前みたいなそういった状況をつくっていくためにも、吉岡のいいところの今まで示されていないようなところでのいいところをぜひともPRをしていただいて、吉岡に今後も非常にいい形で、人が集まってくれるように、その礎となることでもありますので、ぜひ、頑張っていきたいものをつくっていただけたらと思います。

次に、吉岡町の歴史を活用した子供たちの郷土愛の育成と心に自信を持って社会や世界に羽ばたいてゆく人材の育成について、お聞きしていきたいと思います。現在、吉岡町の子供たちは、スポーツや音楽活動で在学中から広く活躍してくれています。子供たちを指導してくださっている関係者の皆様に深く敬意と感謝を申し上げます。日頃のご苦労ありがとうございます。今後さらに心の中に自分の育った郷土に対する誇りと愛情を持ってもらうためには、吉岡町の郷土史の理解が重要であると考えます。郷土史学習の現状はどのようなになっているかお聞きします。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 町の学校における郷土史に関する学習についてということですが、主

に小学校の社会科、生活科について行われていると捉えております。

具体的には、小学校3年の社会科の町全体のような単元で、町の土地利用や公共施設、交通のほか、古くから残る建造物などを見学したり、調べたりする活動を通して、地域の特色や人々の生活の移り変わりに関心を持つことを狙っております。

また、変わってきた人々の暮らしという単元もありまして、吉岡町の150年ほど前から現在までの暮らしの道具を調べたり、お年寄りの話を聞いたりして、暮らしの様子の変化やそれぞれの時代における人々の生活の工夫、よりよい生活を目指す努力について学んでおります。

また、4年生の社会科では、自分たちが住む県の特色ある地域の様子、県内の伝統・文化、地域の発展に尽くした先人の働きなどについて学びますが、より身近な町の伝統・文化、そして馬場重久などの先人の働きについて副読本を用いるなどして学習しております。これらによって、郷土の文化や歴史に対する理解を深め、郷土を愛する態度を育てることにつながっています。これら3、4年生の学習では、先ほど申しあげました吉岡町教育委員会で作成している社会科副読本、私たちの吉岡町を活用しております。この私たちの吉岡町は、郷土史のためにある意味では、そのための副読本とも捉えることができるというふうに考えております。

また、小学校1、2年の生活科においても、学校の周りの公園や商店、公共施設などを訪れたり、地域の人々と交流したりする中で、自分たちの住む地域への親しみや愛着を育んでいます。高齢者の指導のもとで昔から伝わる遊びを体験したり、地域の年中行事に参加したりすることを通して町に受け継がれた文化に触れるきっかけとなっております。これらが間接的には、郷土の歴史や生活文化への関心や愛着を喚起する役割を果たしていると考えております。

小学校の学習指導要領では、その目標の一つに伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し云々ということが掲げられております。郷土史に関わる学習は、この目標を達成するための取組の一つであり、学校では先ほど申し上げたように、具体的な学習を通して、子供たちが自分たちの住む地域、町への理解を深め、誇りと愛着を持ち、将来の地域社会の担い手としての自覚を育んでいると考えております。あわせてその指導を担う町内教職員が郷土の文化財を知ることが重要であることから、今年度からは転入した教職員、新採用の教職員全員を対象に、主な町内の文化財の現地研修をスタートさせる予定です。

〔4番 大井俊一君発言〕

- 4 番（大井俊一君） ゼひとも郷土の歴史そういったものについては、自分が育った、私のようにもう吉岡、学生時代からずっと吉岡にいるというようなそういう人間はもう半分以下になっちゃってしまっている今現状でもありますので、そういう中でも、吉岡で子供を育ててくれるというような形で大勢の方が吉岡に住んでくださって、子供たちが吉岡の小学校・中学校で育まれているわけですけども、その経過で、地元の豊かな歴史について、しっか

り心の中に刻まれていくことってというのは、これから先も、ずっと、自分の自信につながる一人一人の子供たちの心の中の自信・成長していくための1番のベースになるものにもなりますので、ぜひそういった面でも、指導、教授をしていただきたいと思います。

吉岡町を考えると、先史時代・縄文時代から、郷土史学習が必要になってくると思いますが、学習に活用できる郷土資料の現状はどのようなになっているのでしょうか。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 議員もご存じのとおり、昭和55年に編さんされた吉岡村誌には、原始社会から近代社会までの町の歴史について、300ページ以上にわたって詳細に記述されています。これは小学校や中学校で郷土史を学ぼうとしたときの重要な資料となりうるものであると捉えることができます。実際に児童生徒の興味関心に応じた学習や先生方が授業を行う際の教材としても取り上げられることがあります。郷土史の資料として、この吉岡村誌は十分に価値のあるものであると考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） そのような資料もあります。それから、もっと古い石器時代だとかそういった時代のことにつきましては、残念ながら、火山噴出物の火山灰で埋もれている部分が非常に吉岡は多いですので、それ以降ということで、実質的には6世紀以降ですか、そういったところの資料になってくると思われそうですけれども、そういったもので現在、残っている古墳等については非常に数が少なくなっています。

昭和の初期で群馬県内で統一的に古墳関係を調査したときには、群馬県内でも指折りに古墳が、数があるというのが吉岡町であったわけですが、現在、非常に少なくなってきました。そういった中で、実質的に、今回、産業団地の事前の調査等ではほとんどのところから、いろんな遺跡に該当するようなものが出てきているようですので、そういったものも含めてですね、ぜひ、縄文時代、古墳時代、そういったところの資料を含めて、現地を見たりしながら、子供たちが、現在、小学校で今年も、南下の古墳群ですか。あそこを見学をされているようですけれども、そういったもので子供たち、自信の持てるような形に生かしていただけたら幸いだと思っています。

吉岡町文化財センターを活用した子供たちが理解しやすい郷土史の編さんは、吉岡町で育った子供たちが郷土の歴史を知ることが重要であります。吉岡町に誇りと愛情を持ち、郷土愛を持った子供たちを育てていくために必要な施策であると考えています。心に自信を持って社会や世界に羽ばたいていく人材育成について、町はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 議員おっしゃる心に自信を持って社会や世界に羽ばたいていく人材の育成、これは、社会科や生活科の学習はもちろん、総合的な学習とか道徳、特活、学校行事、その他の教科など、言わば学校の全ての教育活動を通じて行っていくことが重要であり、H i B A L I プランで育成しようとしていると考えて行動できる人の育成を目指す各種取組は、

まさに、そこに通じるものというふうに考えております。

先ほどの吉岡村誌なんですけれども、300ページにわたって原始社会から記述があるというふうに申し上げましたけども、その中には石器のことも歴史の一つとして記述がございましたし、町には遺跡を見つけるために、その遺跡を調査して、測量して図面を起こして、それがどういうものであるかというのをまとめた冊子が出来上がりますので、それらも活用ができれば、郷土史の学習に生かしていけるものというふうに考えております。

今のところ、郷土史を新たに編さんするということは考えておりません。しかし、郷土の歴史という言葉ば地域の宝を生かし、生涯かけて学ぶ機会をつくることは、総合計画に掲げる学びの町よしおかの推進のために重要なことです。今後、町の各種文化財の価値の整理、分析等を行いながら、時期をとらえて進めていくことが大切であると考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） ぜひとも、現在の開発における遺跡調査等々の資料を含めて、子供たちが自信を持てるような、そういう内容の編さんに努めていただけたら幸いだと思います。

また、そういうことを通じて、日本の中心に、日本経済の中心にいる家族たちも吉岡に住んでみたいなと思ってもらえるような元にもつながると思いますので、ぜひとも、基本的な考えを持ち続けて、教育に当たっていただくと幸いだと思います。

続きまして、愛玩犬のいる潤いのある地域社会について、ご質問いたします。人は、長い歴史の中で犬がいることにより、心の癒やしや愛情など多くのものを得てきました。その反対に犬の生態を理解しない一部の飼い主による身勝手な飼育により、大きな事故や被害をもたらすこともありました。犬による地域社会のこういう不利益をなくし、犬がいることによる心豊かな地域コミュニティの形成も可能であります。まず、吉岡町において、犬の飼い主の義務として、狂犬病予防注射の収益はどのように活用されているかその活用状況をお聞きします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 狂犬病予防注射手数料につきましては、狂犬病予防法第23条第2の第2号により、犬の予防注射の費用は、犬の所有者の負担とするものと規定されており、地方自治法第227条では、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき手数料を徴収することができるとし、同じく、地方自治法第228条第1項では、手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとしております。町では、これらの法令に従いまして、狂犬病予防注射の事務に係る経費に充てるための手数料として、条例に定めて徴収しているところであります。具体的には、注射済票の作成に係る消耗品費、獣医師会への予防注射業務の委託料、犬の登録管理システムの委託料や狂犬病予防注射の案内はがきの作成料、郵送料等に充てております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） ぜひとも、狂犬病予防注射に係る経費の必要な経費もあると思いますけれど

も、町内で犬の飼い主の方が飼っている犬とそれから飼い主の周辺の住民の方、そういった方とも、その犬がいることで心が豊かになるような、そういった施策につなげられるような活用のほうも考えていただけたらと思います。

吉岡における大型犬等の飼育者の飼育方法により、周辺の住民が不安になっているとの話を残念ながらいまだに聞きます。町は、関係機関との連絡により情報の確認を行い、把握しているのでしょうか。

また、従来の把握した問題が解消されているか把握しているのでしょうか。直接的には、県の動物愛護センターの業務になりますけれども、地域のコミュニティーにおける心配する人の安心のために町としてはそういったことについて把握をされているのかご説明ください。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 町では、犬の登録管理システムで犬種を管理しております。いわゆる大型犬の飼い主の方々には、大型犬の適正な係留及び飼育についてという内容で、個別に通知を送付させていただいており、昨年度も大型犬の逸走事案を踏まえて、改めて重大な事故の防止や近隣住民の不安解消のため、適正な飼育をお願いしたところであります。

また、こうした事案の発生時や町民の方からの大型犬に関する通報等があった際には、動物愛護センターや警察等の関係機関と連絡を取り合い、情報を共有しながら対応し、その後の経過についても聴取を行うなど、随時、情報の把握に努めているところです。

〔4 番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 情報の把握をしていただくとともにですね、それよりまた一歩踏み出した形で地域の住民がそこに地域の中に犬がいることで、心豊かに生活できるようなそういった形になるようにですね、行政的な指導もしていただけると、さらに吉岡町内での住民の生活が豊かになっていくんだと思います。

狂犬病予防注射の収益を誰からも愛される愛玩犬でいる安全で明るく楽しいコミュニティーづくりのために活用することで、犬のいる楽しい生活のできる吉岡町をつくれると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 先ほど町長の答弁でもありましたが、狂犬病予防注射の手数料につきましては、狂犬病予防法や地方自治法の規定に基づいて、狂犬病予防注射の事務に係る経費に充てるための特定財源として徴収しているものでありますので、予防注射以外の人に活用することはできませんが、犬については、飼い主は家族として可愛がっている反面、周囲の住民からは、吠えられて怖がられたり、迷惑がられてしまうということもありますので、犬を飼っている人、飼っていない人、双方の立場の人がお互いに納得できるような施策を実現できるよう研究をしていきたいと考えております。

〔4 番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 過去に群馬県で国の動物愛護行事をこどもの国で開催されたことがあります

けれども、その中で、メインの行事の一つとしてメインステージのところで、犬のしつけ教室、渋川保健所が中心となって管内の犬の飼い主の方を集めてですね、しつけ教室を卒業の記念の事業のような形で、そこでお手本を示してくださいました。その中には、吉岡町の町民の方も自分の飼っている犬と一緒にですね、参加している方も何人かおられました。そのような形で、また、隣の渋川市、上毛大橋を渡ったところに、道の駅の赤城がありますね。あそこにドッグランがあって、大勢の方が犬を連れてきて、子供たちが、南下の城山と同じようなポンポンなんて跳ねるのありますけれども、その隣にドッグランがあって、大勢の方が犬を連れてきて、みんな初めての方でも仲よくやっていく、そういうような形。そういうふうな事が広がっていくと飼い主の人だけでなく、一般の人たち、他人の大人がいても、全然心配要らないような形になって、そういうのが当たり前になってくる、そういう生活の仕方っていうものもあります。

もう死んでしまったけど私も、以前ダルメシアン飼っていましたが、ダルメシアンは、非常に凶暴な犬ですけど、私の家庭には誰が来ても、いの一番に飛んで行ってですね、なめ過ぎてしまうというようなそんな形で誰からも愛されるような、そういう人たちが、1人でも増えてくれると心豊かにですね。安心して生活できる、そういう環境も形成するのが可能だと思いますので、ぜひともそういった面で研究とそれから実施のためにはどうしていくのかっていうようなことも含めて考えを進めていただけたら幸いだと思います。

次に、町民生活に潤いをもたらすイベントの開催についてということでお聞きします。各種イベントは、町民の生活に潤いと交流や人の心をつなぐ大切なものでもあります。コロナ禍によって、町内の各種イベントは大きな影響を受け、ようやく昨年度から復活いたしました。一部では、まだ停滞を余儀なくされているものもあるのが吉岡町の現状であります。町内で開催されている町の関係する主なイベントの現状とその目的の達成状況についてお答えください。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町の関係する大きなイベントとしましては、よしおかふるさとまつりが主なものとなるかと思います。ふるさと祭りについては、令和元年は台風の影響により、令和2年・3年はコロナ禍により中止、令和4年においては、飲食を禁止した上での開催を行い、令和5年度からは、飲食も可とした中で開催をしております。目的の達成状況等、詳細については、企画財政課長より答弁をさせます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） よしおかふるさとまつりについてなんですけれども、こちらのコンセプトとしましては、誰もが気軽に参加でき、楽しみながら親交を深め、明るく心豊かなまちづくりに寄与することを趣旨とし、また、町及び関係団体の情報発信の場であると認識しております。参加団体や事務従事者の皆様には、アンケートをとらせていただきましたが、来場された方に直接ご意見は伺っていないことから、目的の達成については、推測となっておりますが、天気にも恵まれ、多くの来場を頂いたことに関しましては、おおむ

ね目的を達成できたのではないかと感じております。

また、引き続き、多くの方に来場頂き、楽しかったと思っていただけるイベントが開催できればと考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

- 4 番（大井俊一君） 町内でも、コロナ禍以降、子供の貧困化が表面化してきました。その対応として、3年くらい前から町内の子供食堂が始まりました。居場所にも困る町内の子供たちが町内で様々なイベントを楽しめるように、イベントの運営方法を改善していく必要があると考えますが、町のお考えをお聞かせください。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 先ほども申しましたが、よしおかふるさとまつりは、誰もが気軽に参加でき、楽しみながら親交を深め、明るく心豊かなまちづくりに寄与することを趣旨としております。そのコンセプトのもと、子供からお年寄りまであらゆる世代の来場を想定した上で、催物等を計画しております。

6年度開催のお祭りでは、例えば小さなお子様には、保健センターで開催された親子リズム遊びや親子リズムダンス教室などがございます。

また、文化センターでは児童生徒向けのeスポーツ体験をはじめ、軽スポーツ体験や緑地運動公園でのザスパ群馬サッカー教室なども開催しました。

また、大人向けとしまして、吉岡中学校吹奏楽部演奏会や初の試みであったふれあい公園での歌・ギター演奏など、幅広い年代の方が会場を回りながら楽しんで頂けるよう企画してきたつもりでございます。今後も参加してくださる団体、関係機関と協力しながら、誰もが来てよかったと思っていただけるようなお祭りにしていければと考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

- 4 番（大井俊一君） 前橋市と例年同じタイミング、同じ日ですかに開催というようなことで、生活にゆとりのある家庭の子供と一緒にそういったイベントに行かれる家庭については、どうも、親子で前橋市のお祭りのほうに行ってしまうんだということ、子供たち、親が働いていて、当日も働いていて子供だけでも、行きたいというような、そういった子供も結構いるということで、商工会の若い方等が商工会のブースでいろんな遊び、そういったことが楽しめるようにというようなことで昨年も取り組んで実質的に子供だけでも来ていただいても楽しめるというような形で運営をしているんだというようなことで、商工会の若手は一生懸命頑張っていました。

でもその中で、できれば、前橋とは違う日で、ほかの友達たちも親子で行ってるように私たちも思うんですけども、一緒に来てそこで遊べたらいいんじゃないかというようなことで、一部の全体ではないですけども、一部の商工会の若手などはそういう気持ちで一生懸命頑張っていて盛り上げてくれているのも事実です。

それとあわせまして、取りあえずそれですね、そこまで、そういうコロナ禍以降、表面化してきた子供の貧困だとかそういった問題の中に渦中にある子供たちも楽しめるよう

なイベントの運営についてのお考えがありましたらお聞かせください。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） ただいま議員からおっしゃられた方での考え方なんですけれども、吉岡町としては、あくまでも前橋まつりの補完として吉岡まつりを行っているとは考えてございません。吉岡町は、やはり吉岡町に住んでる方たちが、町に来て楽しんで頂けるようこちら事務局サイドとしても考えております。今後ですね、議員おっしゃったような方たちが前橋市に行かず、吉岡町のふるさと祭りに来ていただけるようイベント等にもいろいろ考えながら試行錯誤をしていきたいと考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 是非ともですね、現場で実際にやってる方のここ数年間コロナを通してですね、この時期を通してそういう感触を持って町内の若手の経営者たちが感じているということ、現実もとらえて本年度以降のふるさと祭りの運営についても、一緒に考えていただけたら幸いだと思います。町民にとって交流の場であるイベントをより多くの人に参加してもらうための周知の現状と今後の課題について、お考えをお聞きます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 町主催、また、町が関係するイベントはもちろん、後援など行っているイベントについては、LINEや広報などでも周知をさせていただいております。今後も可能な限り、様々なチャンネルを通じて周知は行っていきたいと考えております。課題としましては、そもそも町主催、また、町が関係する、また、講演などを行っているイベントだけでは、年に数回と回数も限られ、皆様のご都合もあることから、より多くの方に参加していただくことは難しい部分があるかと思われます。交流の場であるイベントを町がより多く開催することも重要かと思いますが、様々な面で難しい部分もございます。

そのため、自治会をはじめ関係団体が開催するイベント等と町が協力連携することで、多くのイベントが開催され、多くの方が参加できるよう取り組んでいくことも一つの方法ではないかと考えております。引き続き、多くの皆様が楽しんで頂けるイベント等については、単独はもちろん、連携して取組を行っていただければと考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 過去には、5月の連休に県の主催で県の予算が吉岡に回していただいて、花と緑の群馬づくり、5月連休に開催されまして、大勢の方が来場していただいて、楽しんで頂けたと思います。残念ながらほかの市町では、それを受けて継続して同じような形のものを運営している市町もあります。残念ながら吉岡では、それだけで終わってしまいましたけれども、そういう花と緑の群馬づくりのように、5月の連休あたり、残念ながら役場の周辺で5月の連休、非常に静かで綺麗でお花あってよかったんですけど、誰もいないというようなそういう現状が一つにありました。

非常にいい季節で、先ほちょっと繰り返しになって大変恐縮なんですけども、外へ出ていけないような家族や子供たちが5月の連休、鯉のぼりだけじゃなくて、ほかにもです

ね、商工会だとかそういったところにも声かけていただいたり、あるいは、福祉団体やその他のいろんな団体にも声かけていただいて、役場周辺だとか、先ほどお話もありましたいろんな場所もありますんで、そういったところで子供たちが、有意義な5月の連休、町民、皆で楽しめるようなそういう機会をつくっていただけたら幸いだと思っております。

最後に、吉岡町の中の日本一の活用についてということでお聞きしていきます。吉岡町の中で日本一っていうのは、ちょっと前までは、小倉の線香花火ですか、あれは日本一だということでしたんですけど、今どこ行っちゃったんですかね、わかんないですけども。各種データで群馬県内で余り知られているものはありませんでした。明治以降、吉岡町においても、過去と現在において日本一と呼ばれているものは、町の把握しているものではどのようなものがありますでしょうか。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） ご質問の明治以降、吉岡町における日本一でございますが、遡ることができる昭和46年4月以降の広報吉岡において、客観的に我が村、我が町が日本一であるというものを確認することができませんでした。

また、把握しているものも現段階ではございません。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 日本一とは確定はできませんけども、上野田の原澤医院などは私、小さい時は、風邪引くと必ず原澤医院に言ってストレプトマイシンを打ってましたけど、江戸時代以降も日本で指折りに上げられる名医ということで伝えられているところなどもありました。

そういったところなども含めて、確実に日本一じゃなくても日本の5本指に入ってたとかそういったもの、それも吉岡の特色の一つでもありますので、ぜひともいろんな場面で把握をして頂けるといいかと思います。

あとは、養蚕の時代、利根川挟んだ吉岡と北橘ですかね、が繭の生産が日本一だったとかね、いろんな面で、日本一であったものっていうのは吉岡結構やはりあるみたいなんです。その辺のところをしっかりと把握をしていただくことも、重要なことだと思いますので、ぜひとも、教育的な面だとか、歴史的なそういったものだけでなく、産業だとか各課長さん把握して、自分の所轄の仕事の中でも過去にどういう位置に吉岡があったのかというようなところも含めて把握をしていただくことも大切なのかなというふうに思っています。

ということで、町としてそういったものの活用をしていくことが大切だと思うんですけども、そういう1番でなくても、そういう全国にも誇れるような内容のもの。教育長が先ほど言いましたけれども、馬場重久だとか、そういう養蚕に関わるものなども含めてですね、そういったものの活用方法っていうものは、町はお考えはありますでしょうか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 議員おっしゃることは、貴重なご意見としまして今後把握に努めてま

いりたいと思います。

また、活用できるものがあれば、町としても十分活用していきたいと考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

- 4 番（大井俊一君） 現在、実質的には、群馬県が日本一住みやすく、その中でも人口増えて流入人口が1番というようなことと言えば、そういった点も日本で1番というそれが選択をしていただいているその根源的な理由っていうものがあるから、吉岡へ来てくださっているんだと思いますけども、そういった意味で吉岡が日本一と呼べるそういったものをきちりそういう頭で各町内の役場の中の事業関係についても、そういったものを創生できるような考え方で取り組んで頂けると幸いだと思っております。

吉岡のそういういいものをそれぞれ伸ばしていく。そして、それを公表していくということによって吉岡の価値を広く認知していただける。そういうことによって、さらにですね、今後も吉岡が発展していく1番のもとになってくると私は考えておりますので、ぜひとも、そういう考えのもとですね、事業に取り組んで頂くこととそれがどのくらいの位置にあるのかというものをいつも把握をしていただいて、群馬県内に世界的な企業だとかそういったものの本社機能を移している企業さんだとかそういったものなどがたくさん出始めてきてますけども、そういったことを考えると、東京あたりが温暖化でだんだん海水面が上がってきたりなんていうことを含めて、それと、地震の起きる可能性のある断層帯が、群馬の南のほうには、埼玉がつながっているものが大きなものがありますけれども、幸いにして吉岡スポットで全くないですので、そういったところを含めても、非常にいい形で見えていただいておりますので、そういう日本一、こういったものは一生懸命、役場の職員が頑張ってくれたものの中で、こういう面では日本で1番評価されているんだよというようなもの、そういったものを、ぜひともですね、PRをしていただいて、今後も吉岡の発展のためにつなげていただけたらと思いますので、そういうことについて、町の考えをちょっとお聞かせ頂きたいと思います。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

- 企画財政課長（齋藤智幸君） 日本一と呼べるものを創生し、活用していくことについては、一つのまちづくり、また地域活性化につながる取組ではないかと考えます。調べてみますと客観的なデータとしての日本一や世界一を目指す、また、その実現に向けたイベントの開催のほか、概念的な目標を掲げ日本一を目指している自治体も見受けられます。冒頭、日本一への取組については、一つのまちづくり、また地域活性化につながると申しましたが、実際にはなかなかハードルが高いこともございます。貴重なご意見として承ると同時に、住民の皆さんはもちろん、その他の皆様からも、吉岡町は日本一の町だねと言っていたようなまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

- 4 番（大井俊一君） これで一般質問を終わります。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、4番大井俊一議員の一般質問が終わりました。次の質問

者の用意を行いますので、ここで休憩をとります。再開を14時15分とします。

午後2時01分休憩

午後2時15分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。13番小池春雄議員を指名します。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは質問します。

第1点目でありますけども、高齢者福祉と子育て支援策についてであります。吉岡町の福祉の後退が感じられます。前回の回答で不十分であったり、検討するとの回答もありました。その結果は、どうであったか、今後の在り方を問います。

敬老年金条例が廃止され、長寿祝金条例と改正されました。これまで対象であった80歳と85歳が外され、また、今年度の吉岡町介護慰労金支給要綱の改正を行いました。これは吉岡町独自の制度であり、他市町村に対し誇れる制度であったと思いましたが、対象者を減らし、金額も大幅に減らすという、時代に逆行した施策と言えます。高齢者が安心して、長生きを喜べる町にしていくべきだというふうに思います。考え方をぜひとも改めていただきたいと思っておりますけども、この点についての答弁を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） これまで敬老年金の廃止の件など、いろいろご指摘を頂き、高齢者福祉に対する施策について検討を進めてきました。指摘を頂きました件については、高齢者の皆様が必要としている施策にどのようなものがあるのか。様々な高齢者施策の全体的な点検、見直しを含め、どのような施策の拡充や新たな施策の導入等を行えるか、各機関等から意見を聞き、財政状況を注視しながら、今後の予算編成に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、そうは言いますが、まず最初に行ったのが敬老年金条例、町独自であったんですけども、80歳と85歳をなくしたということですよ。そこに回答の中では、近隣の市町村と比べてみたら周りがそうやってるから吉岡町もそうしたんだというような回答でした。でもこれはこの制度ってのはね、私は吉岡町がこれを行っていたからやはり吉岡町はその分については、他市町村と比べてよかった部分だと思ったんですよ。よかった部分をなくしちゃうということが果たしてどうだろうか。高齢者福祉に対する町の考え方として、いかがかということですよ。

それともう1点がこれは、吉岡町の介護慰労金支給要綱だったんですけどもこれも、吉岡町在宅寝たきり老人等介護慰労金支給要綱というふうにあります。これまでが要介護1の方には年間2万円、要介護2の方にも2万円、要介護3の方に4万円そして、要介護4が10万円、要介護5の人が15万円、要介護の人たちをね、見ている家族に対して、大変でしょうということで、そしてまた、高齢者というのは、介護施設に行くことすら可能ですよ。しかし、できるものであれば、本人は自宅で過ごしたいと。ただ、自宅で過ご

すということは家族は大変だと。だからその部分で介護慰労金として、家族に出したわけですね。これは高齢者の願いでもあったわけですよ。そして、町の条例のどこかにもあったかと思うんですけども、これは労をねぎらい、高齢者福祉の増進を図ることを目的とするというふうにやって、この要綱は、身体または精神上の障害のために、日常生活に著しい支障のある在宅の高齢者を介護する者の労をねぎらうということだったんですよね。町でも、できるだけ、今その介護施設でなかなか大変ですから、できれば、その在宅で見られる人を見てほしいというのは、これまでの町の考えでもあったわけじゃないですか。それは、自宅で見られない人は、それやむを得ず施設にお願いしますよ。でも、できるものであれば、それだけ余裕があれば、在宅で見てほしいと。

また、本人もそういうもの願ってたと思うんですよね。その人たちに対する労をねぎらうという意味で町が他市町村と比べてこれは吉岡町で、他市町村と比べて、勝っていた制度なんですよ。これも無くしちゃった。無くしはしませんけども、今まであった額を減らしたわけでありまして。町が言ってるのは、県の制度に合わせたっていう回答をしました。それは、県の制度では、要介護は、要介護1はゼロ、2もゼロ、3もゼロ、要介護4が6万、要介護5が6万ということなんですよ。これが県ですね。それで、先ほど言ったのが吉岡町は要介護1をゼロにして、無くして、要介護2も無くして、そして要介護3を今まで4万円だったものを3万にして、そして、要介護4、10万円だったものを8万円に減らして、そして要介護5が15万だったものを12万にしたと。

でも県から比べれば、ちょっといい部分があるんだというだけなんですよ。ですからこれを、こういうことを決定するまでにね、それは町長も当然でしょうけども、町長もいたし副町長もいたでしょうし、担当の課長もいたでしょうし、どの人数の範囲に、そして、課長もいれば、係もいたんでしょうけども、どういう人たちのどういう協議でこういうことが決定されたんですか。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 敬老、高齢者の福祉については、自分もこれから子育て支援と合わせた一つの事業として、高齢者福祉・子育て支援は、大きなこれからの吉岡町の方角を握っているという、そういうふうに解釈をしている次第でございます。そういった中で敬老年金につきましては、周辺の状況等を鑑み、また、町の財政状況等を鑑みの中で、80歳、85歳につきましては、今回見送らせていただいたというそういう経緯がございます。そういった中で、また介護慰労金につきましてなんですけども、この介護慰労金においては、町独自の、先ほど小池議員もおっしゃってましたように、町の独自の制度として、当時、高野町長時代にこれが立ち上げられた制度でございます。私も賛同者としてこの事業を継続してまいりました。今年度その中においても厳しい財政状況の中において、制度内容を見直しさせていただいたということでございます。

また、この関係につきましては、財政状況の再確認等をもう一度見直すとともに、また、改善に向けて、自分としては再検討していきたいというふうな思いで現在おります。それ

と先ほど議員のほうから、どこでどういう話があったのかということでございますけども、それは町の正副の首長、そして担当の課長、室長等で話をさせていただきました。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですからね、その決定するプロセスの中で、全く異論なくどなたが言い出したか知りませんが、提案されて全く異論なく、もうどんどんそのいわゆる高齢者に対するこういう制度は切っていきましょうというふうに異論なく決まってるんですか。その辺、副長どうでしたか。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） 異論なくすなりということではなく、苦渋の決断の部分もございました。やはり、先ほど町長のお話の中にもありましたとおり、その財政状況の厳しさというものがあまして、当然ですね執行の中で決めさせていただいた話でありますけれども、町民の声、そういったものを踏まえて、先ほど町長のお話にもありましたとおり、若干の見直しが必要であるかというような認識に立つには至っておるところでございます。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） そういうことってのは、やってから見直しじゃなくてやっぱり変える前に、やっぱり熟議をして、決めるべきことじゃないですか。私はそう思うんですよ。1度だけこういう減らしたものは、なかなかその増額って難しいですよ。だと思っんですよ。でもこれを見てやはり住民がどう思うかだと思っんですよ。ますますこれから高齢化社会に突入するわけですよ。ですから、長寿祝金しかりですけども、私はまさかここにきて介護慰労金まで減らすとは思わなかったんですよ。立て続けに、これみてもね、老人いじめですよ。老人いじめ、何か年寄り、高齢者の扱ってというのは、もう本当にもう雑、町のよかったものをみんな捨てるわけですから、これを見て高齢者、誰も喜んでないですよ。本当に財政難だと言いますけども本当に、今大きな団地が必要なのかどうかと。

あるいは、新しい漆原総社線にはね、疑問を持ってるんですよ。今まで行政って、継続してやってますけれども、次は、吉岡バイパスの延伸だと、前橋伊香保線の改修だということを聞いてましたよ。ずっと、そのために、県にもお願いし、つばをつけておこうというところで渋高線と前橋伊香保線の大きなカルバートボックスから来ているところ、あそこはつながってなかったんで、取りあえず、拡幅させるためにつばをつけておこうというんであそこ広げましたよね。そのために今後は最優先だと思っんですよ。

でも、そういうものが継続されないで、そして、なぜか知りませんが、漆原総社線これだって、途中までで、最後までどこまで行くか分からないわけでしょう。そういうところには、相当な金を使うじゃないですか。何億も金を使って、でもこれ敬老祝金廃止したことで、町の中に歳入の中で減らした部分っていうのは僅か300万ですよ。敬老祝金を減らして町に300万増えたよかったよかったって。爪で拾って箕でこぼすという言葉ありますけれども、その皆さんが必要としてるところはみんな拾ってって、それどっかでぽしゃんとまけちゃったら意味ないでしょ。私はこのことってのはね、やっぱり高齢者

に対して申し訳たないと思うんですよ。本当にこんなことでいいんですか。

私は、以前、町長にも言いましたよね。老人クラブ連合会長、前いた、ここにいた、ここに座ってた近藤議長ですよ。今この人が連合会の会長してるんですけども、とんでもない今この老人会だって老人会の金っていくらもありやしないと、何もできやしないとってますよ。そこへ持ってきて、何もできないところを持ってきて、また、今度その家族、介護にまで手を出して、家族で高齢者を面倒見ると、僅かなお金を出して、それまでも、介護1、2は無くしちゃうと。それで3、4、5も削っていくと。こういうやり方で本当に高齢者福祉というものをどういうふうに考えてるんでしょうかね。私、いつも言ってますけども、高齢者が長生きを喜べる町にしませんかと。それこそがいい町でしょと言うふうに言ってきましたけども、それに全く逆行するんですよ。ぜひとも再度改めて、もう一度見直ししていただきたい。本当に高齢者が長生きを喜べる町を目指して欲しいというふうに思いますけども町長いかがですか。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 過去も現在もまたこれからも、高齢者が喜べる街づくりは進めていくつもりであります。そういった中で今回の予算編成は、安易な決断ではありません。苦渋の決断としてご理解頂きたいと思います。そういう中で、これからも高齢者福祉については、一生懸命取り組んでいくつもりでございます。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、一生懸命取り組んでるって、現実としてこういうふうに高齢者に対する支援を減らしてるんですよ。減らしてるんですよ。充実じゃないですよ、これ減らしてるんですよ。見方によれば、高齢者いじめですよ。そんなことがまかり通る。

町長その姿勢でいいんですか。財政難だと予算が厳しいと言うその一言でこういうふうにやっていいんですか。誇れない町だよこれ。誇れる町にしたいんです私は、本当に高齢者の人たちが長生きを喜べる社会っていうのは、できるものであれば、自分が年を取って、自分の子供・家族で介護して面倒見てもらってると。その中に対して先ほど町長もその高野町長の時代ですよ。この制度が始まったのがね、でもそのできたそのいい制度を、今度は、町長あなたの時代でやめていくんですか。

よかった制度だから続けてきたんじゃないですか。それをやめるって私は理由がわからないですよ。でも、町長、あると思うんですよ。政治家として、譲れる部分もあると。しかし、譲れない部分もあるんだと。これだけ譲れないってのがあると思うんですよ。それは、よく言うじゃないですか。この町が今、吉岡町がここにあるのは、今いる高齢者の人たちが頑張ってくれて、そして今の街があるんだと。口で言いながら、その人たちに対する態度じゃないですよ。敬う態度でもない。もう本当にこの介護されてる人を邪魔者にもしてるんじゃないかというふうに思える態度だと思うんですよ。真剣に介護をやってる人が一生懸命、私が介護したら、このことを町も認めてくれて、よそよりも一生懸命よくやってくれてるんだねというふうに、介護を受けてる方も介護を行ってる人たちも、よその

町と比べたらやっぱり吉岡町いいよねというふうに思える町がやっぱり私いい町だと思うんですよ。ぜひこの制度を見直していただきたい。もう一度確認します。ぜひ見直しをしていただきたい。いかがですか。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどもお話しさせていただきましたように、また、副長のほうからも話が出させていただきましたように、当初予算においては、厳しい財政状況の中で、苦渋の選択を決断をさせていただきました。ただ、やはり自分としても、これだけは譲りたくないというそういう思いの中で、もう一度見直していきたいというそういう決意を持って、今、前進を始めたところでございます。

そういう中において、こんな話もありますので、ちょっとご理解頂きたいと思うんですけども。町と今、社会福祉協議会との連携の中で、生活支援体制整備事業として、社会福祉協議会に委託して、明治・駒寄小学校区それぞれに、協議体を組織して、世代間交流等含め、地域の補助力の強化を図っていただいているところであります。高齢者、障害者、子供らと多世代間の交流の新しい居場所づくりとして大きな期待を抱いているところであります。高齢者が住みなれた地域で笑顔で生きがいを感じながら、いつまでも暮らし続けることができるよう、地域内の様々な人々が参加して、お互いが助け合い、支え合う地域づくりを推進していただいております。

直接給付することではなく、こんな不断的な事業が、生活の皆さん、生活の中で、高齢者皆さんが安心して長生きを喜んで頂ける集いの場所となってほしいものと感じているところでございます。こういう事業について、町のほうとしても側面から支援をしていけたらと思っております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それはそれでいいことでしょう。そういう状態になる前に、健康でいてほしい、それもそうでしょう。しかし、今ここで言ってるのは、私が先ほど言いましたのは、寝たきり老人と介護慰労金支給事業ですよ。もうそれからもう進んじゃってるんですよ。もうその先いつちゃってる。こういう人たちに対してどうかと、先ほど考え直すと、また、考え直して改めて考えるということですからぜひ考えていただきたい。それ以上言うつもりはありませんから。かえって言ったことで、へそを曲げるなんていうんじゃないのですから。ぜひ、吉岡町在宅寝たきり老人等介護慰労金という名目ですから、このことをしっかり押さえていただきたい。できるものであれば、先ほど言いましたけども、老人会の連合会長も言っていましたけども、何活用するにしてもお金がないんだよと。もう少し、町が連合会として老人会として、動くにはどうしても金が必要なんだとやっぱり金なんだと、金の支援が欲しいんだということを言っていましたよ。ぜひこのことも、考えていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それから、高齢者福祉と子育て支援策ということで出しておきましたので、ここにありましたその高齢者福祉に対しても今後の町の独自策ということで今、町長が答えていた

いたんだと思います。子育て支援につきましてもこれまで様々な角度から質問してきましたけれども、新年度予算委員会からも、要望も出されておりますけれども、これからどのように対処されますかということで、質問を出しておきました。これに回答ができていますのであれば、まずそれを回答頂けますか。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 予算決算常任委員会からの予算執行に関する要望事項である学童保育の入所条件の緩和についてですが、学童保育の需要の高まりを受けまして、これまでも町では、計画的に定員増のための施設整備を行ってききましたが、それでも入所条件を緩和して児童の受入れを増やす余裕まではございません。令和6年度に駒寄第3学童クラブを増築して、定員を40名増やしましたが、今後の需要等を考慮に入ると入所条件の緩和まで踏み切れないのが現状でございます。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 教育委員会から給食の強化を図りたいという要望についての回答をいたします。学校給食費については、保護者負担を軽減する観点で、児童生徒1人当たり年間1万450円補助、食材費補助として500万円、第3子以降の児童生徒の無償化、あとは昨今の食材費高騰に伴い、令和6年度に関しては、トータルで1,800万円、令和6年度に関しては、一般会計からの繰入金で5,200万円しております。

また、同様に令和7年度については、約5,500万円の繰入れを行っております。給食費に関しましては、繰り返しにはなりますが、町としては、給食費の保護者負担の増加につながらないように配慮するとともに、今後も一定の負担を求めていると考えています。以上です。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これまでの子育て支援の中では、最近、榛東村でも村長が代わりまして、通学費の補助であるとか、吉岡町の倍ぐらいになってますよね。限度額も引き上げをしております。

それとか、今は、通学用のヘルメットは、全額補助してませんよね。ですから、危険を避けるためというのであれば、保護者負担を軽減ということであれば、榛東村もやっていたと思うんですけども、これはもう少し思い切って、安全という面から考えれば、ヘルメットの負担の減はしてもよろしいんじゃないですか。

やっぱりその事故が起きてから、あのときしっかりしておけばと、恐らくなければ、自転車乗っては、いけないよという何かそういう決まりがあるんだかどうか知りませんが、なるべく子育て支援策にこれは充実をすると近隣市町村から比べてもやっぱり吉岡町いいですねというふうに言われるためには、どんなことでも皆さんが知恵があるんですから、思いつきますよね。

ぜひ、そんなことも考えていただきたいと思うんですけども、この前の回答では、これについては、検討したいという回答だったと思うんですよ。通学費に対する補助は、これ

から検討したいという回答だったんですよ。何度か出してますけども、そういう回答してるので、その検討結果についてはどうだったかについてもお尋ねします。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） 通学費の助成についてはですね、お話しできる熟度にある検討がなされている状態ではございませんので、できた段階で報告させていただきたいと考えます。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひとも、そういうことってというのは早くしていただきたいと思います。

また、ヘルメットの補助もぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それから、2問目に移りますけれども、家計支援策についてであります。物価高騰により、住民生活は厳しい現実があり、支援が必要だと考えます。日本の貧困率は、15.4%、6人に1人、シングルにおきましては、2人に1人が貧困というふうに言われております。これらの状況を見れば、行政として、今後何をしていくべきか対策が見えてくると思いますけれども、今後の施策の進め方について伺います。

これ1例でありますけれども、長野原町では、全町民に物価高騰対策として暮らし応援商品券として、1人1万円を簡易書留で送るとの報道がこれは2月24日ですけどありましたけれども、ぜひ家計支援と言う意味ではね、給与も幾らか値上がりした。しかし、それは1部分で大企業とかそういうところであって、しかし、物価はそれを上回る上昇しますから、生活が苦しくなるに決まっていますよね。そうに言われても、町だって大変なんだと財源どうすんだという話になるでしょうけども、そのやりくりっていうのは、長の裁量ですから、ぜひそんなことも、全国見るといろんなところでいろんな施策やってるんですよ。

ですから、この新しい年度になりますと、また国でも、低所得世帯などに対する支援策なんていうのはこれから出てきて、燃料費だとかガス代とか電気代の補助なんかを、これは、いわゆるその住民税非課税世帯かなんかが対象になるんでしょうけども、そういうこともあるかのような報道もなされておりますけれども、できるものであれば、そういう中において、国からの支援策もありますけれども、それにまた、各自治体が上乘せをして、この物価高騰対策支援をやっているという例もたくさん出てきますので、ぜひそんなことも考えていただきたいと思うんですけども、これらについての町の考えをお尋ねするものであります。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町では、令和7年度当初予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金において、推奨メニュー分として、2,759万1,000円の交付決定を受け、事業実施を行っているところであります。

詳細につきましては、企画財政課長より答弁をさせます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、エネルギー・

食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できることを目的として実施されているものでございます。令和7年度においては、太陽光発電及び蓄電池補助事業、学校給食における食材費等の物価高騰に対する支援などを予定してございます。今後についても社会情勢等を踏まえ適切な事業実施が行えるよう取り組んでまいります。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 何か、大枠でくるんだような中身が全く見えてこないんですけども。たとえば一つでもこうなるんかというその形になるものを示してほしいと思うんですよね。確かに国が行ってるいわゆる住民税非課税世帯に対しては、1人世帯で100万ですか、家族がいると150万ぐらいですね、大体ね、がいわゆる対象になるというものです。

私が言ってるのは、それは国からお金が来るからそれをそこに充てることは、当然なことなんですけども、町の独自策として、何かできないかということ言ってるんですよ。でも、今の回答ですと町は何も考えてないし、こんな質問されても弱ったなと何とか適当に、大枠で答えておくかなという程度の考えだったかもしれませんが、先ほど言いましたよね。長野原町では、1世帯、これは、商品券として、1人1万円を配ったとこれは家計支援ですよ。これ、全国でいろんな自治体があって、いろんなことやってるんですよ。

新年度始まって5月ですから。でも、国の支援のところに上乗せするもあれば、また、町独自でもありますから、ぜひとも、今の窮状というものを考えてほしいんですよ。先ほど言いましたけども、物価は上がって、しかし、年金・給料は、それに追いつかないんですよ。物価はまだまだ、物価は上がるそうですけども、給料も追いついてないってことは、やっぱり生活が苦しくなることは明らかですよ。

これは生活を大元から変えるというでっかい話になっちゃったらそれまでなんですけども、しかし、地方自治体としてできることっていうのは、ありますから、そしてまた、地方自治法の本趣からいっても、地方自治法上、何であるかという、やっぱり住民の福祉の向上なんです。本趣っていうのは、そこんこやっぱり絶えず握っていて離さないでほしい。決して。

企業誘致ありますが、企業誘致を間接的にそのことによって、増えることもいいですけども、そういうことで失敗すれば、今度は、とんでもないことになって、皆さんがご存じなのは、夕張だってそうですよね。あれはもうみんな当てにしたけども、当てにしたものがみんな来なくて、みんなすべて駄目になって、結果的には、町にはでっかい赤字が残って財政破綻をしているというふうになっちゃったわけですから、その辺というのは、私、行政では、そんなに大きな賭けをする必要はないと思うんですよ。やっぱり地道に地道にやっていただきたいというふうに思いますけども、様々なこと言いましたけれども、もしも何か、考えというかその感想がありましたら町長一言。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） いわゆる家計支援も含めて、町としては、先ほど小池議員おっしゃいましたように、住民の福祉向上、住民の幸福度アップのために、予算を使っていきたいとふうに考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひ考えていただきたいと思います。

それでは3問目に移ります。3問目でありますけれども、水源汚染の問題というふうに出しておきました。1としてPFASが大きな問題となり、町の水源も危惧されます。対策を考えねばと思いますが、考えていますか。これまでも何回か質問していますが、今のところ特に問題なしとのことでしたが、今後の問題として水源の上に鉄鋼スラグが多量に入っていることはこれ、天下承知の事実です。将来における懸念は、早いうちに解決せねばならないと思っていますが対処方法についての考えをお聞きしますというふうに出しておきましたけれども、これ以前から町長、私申し上げてますけども、真塩さんが辞めまして、今度は南さんが村長になって、真塩さんより、私は、南さんのほうがやっぱり町長としてね。経験も長いし、先輩だし、話しやすいんじゃないかと思うんですよ。そういう意味からして、地籍は、榛東村なんですけども、水ってのは、そこから流れてきて、今度は吉岡町の水源に入るわけですから、これやっぱり吉岡と榛東が力を合わせて、話し合っ、ある部分では、お願いですよ。

将来、吉岡町でこんなこと起こったら、大変なことになるんだから、ぜひともその協力してくれというので、榛東だって榛東のあそこのメガソーラーの下にも、スラグが大量に入ってる、この基準値は完全に超えてますから、また、白子海苔のところにもこれ、用地ですけども、下にも大同の鉄鋼スラグが入っていると、これも基準値オーバーしてますよね。ところでこれ周知の事実ですよ。これやっぱり、群馬県もこれ廃棄物として認定してるわけですから、これ何とかできる方法ってのはあると思うんですよ。ですからぜひともその渋川市との連携をしていって、撤去してこれを解決していきたいと思うんですけども、これについての回答をお願いします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） ただいまの小池議員の質問の中で、PFASなのかスラグなのかちょっと、悩むところなんですけども、まず、PFASにつきましてお答えさせていただきます。PFASの1種であり、飲み水などから人体に入ると、健康被害を引き起こす可能性があると言われるPFOS及びPFOAについて、令和8年4月1日から水質基準項目への追加が予定されております。基準値は、現在の暫定目標値と同じであるため、本町においても、これまで行っていたPFASの水質検査の実施状況を踏まえて、円滑な施行に向けて万全を期すよう努めてまいりたいと思います。

また、次に、榛東村のメガソーラー建設の関係なんですけども、ここでの鉄鋼スラグ採石が吉岡町の水源に影響を及ぼす可能性が危惧されている問題ですが、基本的にはこれまでも答弁したとおり、町独自の水質検査により、水源の状況を注視しながら、榛東村と連

携を強化し、対応していく方針には変更ございません。

また、榛東村との、榛東村の首長とのいろいろとの協議につきましては、広域組合での正副管理者会議も含めて、いろんなところで榛東の村長とは一緒に行動することが多い中で、いろいろこのスラグ問題についても、今後の榛東村での今後の進め方の対応、また、ここは今契約してる場所でもあるということで、契約期間満了時において、その対応について準備していきたい等々、村長ともいろいろ相談をさせていただいております。町として連携できるところの模索などを含め、情報の共有をさせていただき、いずれは、それがなくなるような方向に持っていけたらというふうに考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長ね、スラグっていうのは、これは、今問題になってるのがフッ素が出るんですよ。フッ素も出てるし、六価クロムも出てるんですよ。フッ素っていうのは、これPFOAとかいろいろ、百数十種類あるんだそうですけども、六価クロムじゃなくて、PFASがPFAS、これは鉄鋼スラグからも出てくるといこと、これは明らかなんです。明らかなんです。スラグから。

フッ素化合物の中には、その中にPFASっていうのがあるんです。ですから、あそこに鉄鋼スラグがあると将来的には、町の水源にも影響する恐れがありますから、ということで、特に渋川市では、行幸田の井戸からPFASが出たと。今、原因の究明のところには至ってないで、今はその対処療法で出た水をどうにすれば、飲料水として、使用できるかというようなことで、対処療法やってるんですけども、原因究明のどこまで行ってないんですね。

でも町長もご存じのように、あの辺の山全体にはスラグが随分入ってるんですよ。すぐく入ってるんですよ。それと、すぐ隣村のことなんですけども、榛東村の中で高橋さんという大工さんの家があって、その家の敷地に大同スラグがいっぱい入って、それで、前橋地裁で裁判があって、前橋地裁の判決っていうのは、これはもうその大同のスラグであると。それで、大同に撤去しろという判決が出てるんですよ。それを不服として今、高裁で争われて、東京高裁で今、裁判になってるんですけども、榛東村の村議会でもこのことは大変大きな問題になりまして、榛東村の村議会も、鉄鋼スラグを今、高橋さんというお宅へみんな見に行って、それで村としても何とか協力して撤去しなければならないということで、多くの議員が来てるという話を高橋さんから私も伺いましたっていうように、これもしかしたら、やっぱり吉岡町はそこに大きな水源であります、この水源はこれからの先、何百年もその吉岡町にとってもその大事な水源でありますからそれが、どういう状況であろうが、汚染されたことがあってはならない。

そういうもしもその懸念があれば早いうちにこれを撤去しなければならないということになろうかと思います。これは、本来であれば、捨ててはならないものがそこに捨ててるんですから、そうすれば、これは事業者責任であつたり、搬入者責任である。そのところに撤去を求めるといのが本来の形だと思うんですよ。そのときに、前真塩村長もも

う何としてもその裁判してでもその撤去するというふうに言っていました、私、この議会でも言ってますけども、もしもこのことが大きな問題になって鉄鋼スラグから毒が出てくる、これ六角クロムも出ますからね、六価クロムとかそういうものが出てくれば困るのは、吉岡町なんだから、俺のうちは、直接水なんか取ってないんだからいいんだけど、困るのは吉岡町なんだから、吉岡町が一生懸命やってくれと。俺たちも一生懸命やるけどということを実塩さんから言われましたよ。

こういうことはもう、町長も何回か言いましたけども、そのぐらい町にとっても、重大な問題ですから、甘く見ずに、榛東村と真剣になって、対処しなきゃならないというふうに思ってます。町長、今、関係課長がその話し合ってるじゃなくてやっぱり吉岡町として、町長が直接、南さんと協議をしてこれの解決のために何とかしようやという話合いを持たなきゃなんないと思うんですよね。これは、吉岡町、榛東の問題が早く片づけられれば、広域の議会としても、管理者として、町長も言ってますけれども、今度、渋川市の管理者が今の管理者は、次の選挙には出ないというふうに明言をしておりますから、出てこないと思うんですよね。次に今度は新しい管理者がどなたになるにしても、やはりその中では、管理者は、渋川市からなるというふうに規約になってますけども、初めて行った人ってのは、あまりいろんなことわかんないでいますから、やっぱり長くいる、その中では、柴崎町長が1番長い人になると思いますから、その中でリーダーシップをとれると思うんですよ。そうすれば、エコ小野上処分場にあるもののスラグの撤去でもできるし、同じ有害物である吉岡町の水源の撤去にも、これみんな共通してますから、にも向かっていくと思うんですよ。そういう意味ではやはり、今、南村長と柴崎町長は、連携をとるということは、私は大事だと思うんですよ。ぜひとも、村長と連携をとってこれの解決のために、頑張るというふうにしてほしいんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどPFASとスラグの関係について、議員のほうから、お話をいただきましたけども、自分としては、まだスラグとPFASとの因果関係というんですか、それについて、まだ自分は理解しておりません。

また、改めてしっかりと勉強したいと思います。そういった中で榛東村から流れ出てるであろう水につきましては、現在、水道課のほうで、定期的に検査をさせていただいております。しっかりと水源の検査については、これからも実施していくつもりでおります。そして広域関係につきましては、まだ現在、渋川市長は高木さんでございます。管理者を含めて、3者でしっかりと連携をとっていけたらと思っております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長ね、PFASってのは、これフッ素化合物なんですよ。フッ素化合物も含まれるんです。PFAS中にはね。スラグっていうのはまさにこれ、鉄鋼スラグっていうのは、フッ素です。フッ素は含まれてるんです。ということだけは、確認しておいてください。

それから最後になりますけども、4番目の循環型社会の構築についてであります。この問題についても何回か質問してるんですけども、専門部の検討も考えていきたいとの回答をしてきましたが今後の取組をということで出しておきました。この問題に対しましても、何度も取り上げてきましたが、この町が永遠であるためには、住民1人1人の意識が大事です。そのためには役場が中心となり、啓蒙活動の先頭に立たねばなりません。

今行っていることは、私たちは何の疑いもなく常識と考えていますが、時代が変わり、新たな発見があるとそれが非常識となることがたくさんあります。循環型社会のありようは皆さんの知恵で構築されます、一つ一つをこれでよいのかを問い直しながら進めていくことが大事だというふうに思います。これからの循環型社会の構築についての対応についてお伺いをするものであります。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町では現在、公共工事において建設リサイクル法に基づく特定建設資材、アスファルト、コンクリート、木材のリサイクルのように、法令に基づく資源循環の取組、学校給食において食品リサイクル法の趣旨にのっとり給食残渣の削減の取組、食べ残さない工夫、廃油のリサイクル等の取組、災害備蓄品や生活困窮者用の食料品、ミルク、お尻ふき等で保存期限が近づいたものの配布、フードドライブなどのほか、町の事務事業等により庁舎等から排出される段ボール、アルミ缶、雑がみのリサイクル等を行っているところであります。

また、本年4月には、ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用を抑制するとともに、町民・事業者との連携による取組を広げていくことで、プラスチックごみの削減を推進し、もって全世界共通かつ喫緊の課題でもあるプラスチック問題の解決に寄与することを目的として、ウォータースタンド株式会社様と包括連携協定を締結しており、マイボトル対応型の給水機を公共施設に設置し、ペットボトル及び使い捨てプラスチック製品等の使用を抑制するなどの取組を始めているほか、町ストックハウスの増設、プラスチックごみの収集回数を増やすなど、リサイクルの促進を進めているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおりこうした施策もいつか、ただ、漠然と前例踏襲を続けていくだけでは、時代遅れとなっていくものと考えております。本年度、専門部署の設置は行いませんでしたが、役場内の各部署において、職員1人1人が担当する事務事業において実施する施策において、率先して行動していくことで、町民の循環型社会への意識を高めていけるよう進めていきたいと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この循環型社会形成推進法というのは、これ2006年にできてるんですよ。それから年がそろそろ経とうとしております。考えてみるともうそんなに経ったのかなというぐらい前なんですけども、今、町長が答えてもらいましたけれども、吉岡町議会でそうです今から15、6年前でしょうかね、町長行きましたっけね。九州の大木町というのがありまして、大木町ですね、大木町行きて、そこの町って昔は、いわゆる下水

道汚泥なんかはみんなその海洋投棄してたんですよね。

それ法律が新たにできましてねこれ、2006年ですね、平成18年に環境の法律が変わって海洋投棄ができなくなったというんでこれ困ったということで、そこからスタートしたんですけども、その大木町というのは、去年、吉岡町が行ってきた上勝町と同じようにごみゼロ宣言をして、それで、集めた要するに吉岡町が出すごみがありますよね、その大体4割が食品残渣と言われてます。

この食品残渣を食品残渣だけで回収しているんですね。それをでっかいサイロに入れて、これ臭いはしなくなってますけど、そこに入れて、それでメタン発酵させてそれでガスで発電をして機械を回してる。前も言いましたよね。そして、そこではガス発酵させて、残ったカスは堆肥にしてこれはもうみんな売り切ってます。残った水分というのは、町がローリーで町内の人には無料で10アール1,000円と言いましたかね。燃料代というんでもらってると。それで全部足りててこれも臭いもなくってというんで、循環型社会で日本全国の中で、10市町村のあるうちのいつも10位には必ず入っているっていう町なんです。

昨日の廣嶋議員の質問にもありましたけれども、この次は吉岡町に最終処分場が来るんですけども、これ広域組合でも言ってるんですけど、まだ、エコ小野上処分場で同じやり方をまた吉岡町にも持ってきてようとしてるんですけども、これを生ごみを堆肥化することによると、焼却する部分っていうのは本当に圧縮されるんですよ。今、広域組合で考えてるものの5分の1ぐらいで済むんですよ。これやっぱり時代の様子だと思うんですよね。まさにこれが循環型社会だと思うんですよ。このことっていうのはね、先ほど言いましたように吉岡町に来るものは、広域組合で集めたものが吉岡町に来るわけですから、この量を減らすというには、新しい時代の処分方法を考えれば、この量は減るんですよ。

完全に今は、集めた家庭ごみがごみ全体の4割といいますけど、その4割を年間に何千リットルっていうその重油を使って、燃して、燃した残りの焼却灰がそれが吉岡町に来てそこに埋立てをするっていうんですよ。これだから、燃すんじゃなくて、循環させる。そうするとそれは循環させると再利用すると言うとそれ出ないんですよ。

私、ちょっと本持ってきたんですけど、ウンコノミクスという本なんですけども、山口亮子さんという方が書いてる本なんですけども、これウンコノミクスっていうのは、肥料の危機を解決に、ビルの熱源、自動車の燃料にっていうので、これですと人間が1年間にどれだけのうんこして、それでこれ日本人とその国によってその量が違うんですけども、これの処理の方法によって、まさにこれは、この人が説いてるのは循環型社会なんですね。昔のように、循環型社会すれば、いわゆるその食料残渣であったりふん尿であったり、これは、今は燃やして捨ててるけども、これは活用すればこれが、全てが資源になるんだという考えなんですよ。

ですからそういう見方考えていると、今まで私たちは五輪平へ持ってって、下水道汚泥でも乾燥させて、そして、場所によれば、燃やしたり、場所によれば、今度、乾燥汚泥を

乾いたものを最終処分場で処分したりとかいろいろしてるんですけども、これ活用すれば、これ資源になるんだと。ですから、吉岡町に来るときというのは、今まで、これを小野上にやったことと同じことを繰り返すんですよ。そうじゃなくて、循環型として再利用していくという考えが必要と思うんですよ。これだけに限らず、まだまだ吉岡町には、皆さんが知恵を出せば、有効活用できるものがたくさんあると思うんですよ。そのためには、先ほど町長は、それぞれの担当部局で考えるって言ってますけども、そういう町長が指示を出して、できれば私はね、専門的に考える人が1人いることが大事だと思うんですよ。でもそういう上に立って、行けば相当な

議 長（富岡大志君） 時間になりました。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） お金のね、節約になると思います。ぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。次の質問者の用意を行いますので、ここで休憩をとります。再開を15時30分とします。

午後3時16分休憩

午後3時30分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。11番坂田一広議員を指名します。

〔11番 坂田一広君登壇〕

11番（坂田一広君） それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

まず第1点目、町の都市計画について、（1）町の都市計画に係る現状と今後の課題等についてを伺うものであります。

まず第1点目として、都市計画マスタープラン改定について伺います。都市計画マスタープランの改定については、本年2月末にプロポーザル方式によって業者を決定し、契約を締結いたしました。都市計画マスタープラン以下「マスタープラン」と言いますが、都市計画法第18条の2に規定される都市計画に関する基本的な方針であり、町の将来像や土地利用の方針などを総合的、長期的に定めるものとされております。マスタープランの目的としては、将来の都市像の実現、土地利用・都市施設整備の方針統一、住民・事業者・行政の共通ビジョンの形成、各種都市計画の整合性の確保、持続可能で安心・安全なまちづくり等をその目的といたします。町のマスタープランは、平成13年に作成され、平成28年の改定を経て現在に至っております。今回の改定の目的と基本方針、方向性について伺うものです。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 坂田議員にまずお詫びを申し上げます。以前、昨年3月議会においても、申し上げさせていただきましたが、議員皆さんからの質問には、誠心誠意をもってお答えしたい。管理職はじめ執行サイド職員らは、平常業務のほか時間外、休日、昼夜と多くの時間を費やし、事前準備を整え、当日の議員方の一般質問の答弁原稿づくりに、臨んでき

ている次第でございます。

今回も、ほかの11名の議員方は、心配り頂き、開会前の3日前に質問書を頂きました。私ら3役をはじめ管理職の皆さんも、定例議会が始まれば、本会議に出席するとともに、議会对応等諸準備など、当然、平常業務にも従事することになります。そんな中、一昨日、本会議が開会してから頂いた質問書では、質問の真意、読み解きや質問要旨の内容確認等、答弁書の準備不足は否めません。

申し訳ありませんが、通告にありました町の都市計画に係る現状と今後の課題について及び第6次総合計画についての答弁は要約にてお答えさせていただきますが、2問目以降質問求めにはお読めない状況が生じることになりますことをご容赦頂きたく、前置きをさせていただきます。

私は、職員らの心身に深い憂慮を抱いております。改めて議員各位に、職員らの働き方改革、そして、心身の健康維持管理に向けて深いご理解ご協力賜りますようお願いしたいと存じます。

それでは質問要旨についてお答えさせていただきます。町の都市計画について、町の都市計画に係る現状と今後の課題及び方向性について質問を頂きました。議員のおっしゃるとおり、吉岡町都市計画マスタープランは、おおむね20年後のまちの姿を展望した上で、その実現に向けての大きな道筋を示したものになります。今回の吉岡町都市計画マスタープランの改定の目的は、吉岡町では駒寄スマートインターチェンジを核とした地域振興は進展する一方、住宅のばら建ちが進み、市街地が拡散したり、1時間に1本以上のバス路線が1路線のみで、自動車以外の交通手段がなく、身近な公園が少ないなど、課題が山積しておりますことから、都市計画マスタープランを吉岡町公共交通マスタープランと併せて改定し、まちづくり・土地利用と交通・移動手段が一体となった方向性で都市計画マスタープランを策定し、思いを紡ぎ未来につなげるまちづくり吉岡を実現していくことであると考えております。

また、2問目の総合計画については、自治体が策定する全ての計画の基本となる総合的な指針であり、第6次吉岡町総合計画については、平成30年度から令和3年度にかけて、住民アンケートや庁内組織におけるワークショップ、住民ワークショップや中学生ワークショップ、策定委員会や審議会、パブリックコメントを受け、令和4年第1回吉岡町議会定例会において、第6次吉岡町総合計画基本構想について議決を頂き、3月に計画として策定されたものとなります。その10年間における吉岡町の将来像、思いを紡ぎ未来につなげるまちづくり吉岡とし、これまで一つ一つの思いを紡ぎ、未来の住民のために、まちの魅力をさらに高め、今よりももっと住み続けたいなるまちづくりを推進するとしていきます。

また、将来像実現のための3つのまちづくりポリシーとして、ブランド力と郷土愛、ダイバーシティ、持続可能性を掲げ、さらに6つの基本目標紡ぐを設定し、取り組むこととしています。それぞれの紡ぐは、紡ぐ1すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実、

紡ぐ2学びのまち・吉岡の推進、紡ぐ3次世代につなげる生活環境の充実、紡ぐ4地域産業の持続的発展支援、紡ぐ5緊急時対応への備えの充実、紡ぐ6将来を見据えた行財政運営の推進としております。なお、お尋ねの総合計画実施計画シートの配布方については、取りまとめに時間を要していて、まだまとめられていないとのことであります。早急にまとめまして、配布させていただきたいと考えております。以上となります。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 今、要旨というようにお話だったんですけども全く要旨がつかめなかったんですけれども、まず基本方針というのは、どのようなもので方向性というのはどのようなものであるというのをもう一度お願いしたいんですけど、別にあっちでもいいけど。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 申し訳ありませんが、時間不足で準備ができておりませんので、ご答弁できません。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） それおかしくないですか。だって、基本方針、方向性について全く言っていないじゃないですか。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほども申し上げましたように、中身について自分も確認しておりませんので、準備はできておりません。ご答弁できません。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） ですから、私は課長でも結構ですと申し上げたんです。別に町長が言うことないじゃないですか。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員必携にも、質問する議員も受ける執行機関も共に十分な準備が必要である。

また、質問と答弁がよくかみ合うよう取扱い方が明記されていると思います。ぜひもう一度読み直していただけたらと思います。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そうすると私の答弁はそれ以上ということですか。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 申し訳ありません。準備が整っておりませんので、これまでです。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） では、以上で私の一般質問を終わりにします。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、11番坂田一広議員の一般質問が終わりました。以上で本日の会議で予定されていた一般質問が全て終了しました。

散会

議 長（富岡大志君） 本日はこれをもって散会とします。お疲れさまでした。

午後3時41分散会

令和7年第2回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和7年6月12日（木曜日）

議事日程 第4号

令和7年6月12日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 委員会議案審査報告

（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）〔第2～第9〕

（委員長報告に対する質疑）

日程第 2 議案第33号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 3 議案第34号 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 4 議案第35号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 5 議案第36号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 6 議案第37号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 7 議案第38号 令和7年度中央監視システム更新工事請負契約の締結について

（討論・表決）

日程第 8 議案第39号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事請負契約の締結について

（討論・表決）

日程第 9 議案第40号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

（討論・表決）

日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第11 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第12 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第13 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第14 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第15 自治体間交流推進特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 委員会議案審査報告

(総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告)〔第2～第9〕

(委員長報告に対する質疑)

日程第 2 議案第33号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 3 議案第34号 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 4 議案第35号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 5 議案第36号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 6 議案第37号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 7 議案第38号 令和7年度中央監視システム更新工事請負契約の締結について

(討論・表決)

日程第 8 議案第39号 令和6年度(繰越)吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事請負契約の締結について

(討論・表決)

日程第 9 議案第40号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第11 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第12 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第13 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第14 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第15 自治体間交流推進特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

追加日程第1 第1 議案第41号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第1 第2 議案第42号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)

(提案・質疑・討論・表決)

出席議員（14人）

1 番	山 崎 守 人 君	2 番	春 山 和 久 君
3 番	藤 多 ゆかり 君	4 番	大 井 俊 一 君
5 番	秋 山 光 浩 君	6 番	宮 内 正 晴 君
7 番	小 林 静 弥 君	8 番	富 岡 栄 一 君
9 番	飯 塚 憲 治 君	10 番	廣 嶋 隆 君
11 番	坂 田 一 広 君	12 番	飯 島 衛 君
13 番	小 池 春 雄 君	14 番	富 岡 大 志 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴 崎 徳一郎 君	副 町 長	高 田 栄 二 君
教 育 長	山 口 和 良 君	総 務 課 長	小 林 康 弘 君
企画財政課長	齋 藤 智 幸 君	住 民 課 長	深 谷 智 洋 君
健康福祉課長	一 倉 哲 也 君	産 業 観 光 課 長	渡 部 英 之 君
建 設 課 長	大 澤 正 弘 君	税 務 会 計 課 長	福 島 良 一 君
上下水道課長	永 井 勇一郎 君	教育委員会事務局長	米 沢 弘 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	岸 一 憲	係 長	関 浩 己
---------	-------	-----	-------

開議

午前9時30分開議

議長（富岡大志君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

本日は、委員会に付託した議案の委員長報告を議事日程の日程第1で行いますので、各委員長におかれましては、よろしくお願いします。

日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）

議長（富岡大志君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

委員会に付託した議案について、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、予算決算常任委員会の各委員長から委員長報告を求めます。

それでは、総務産業常任委員会飯塚憲治委員長、委員長報告をお願いします。

〔総務産業常任委員会委員長 飯塚憲治君登壇〕

総務産業常任委員長（飯塚憲治君） それでは、総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

6月2日、本会議場にて議長より当委員会に付託されました議案4件について、6月6日金曜日午前9時半より、委員会室において執り行いました。委員全員、議長及び執行からは、町長、副町長、教育長、課長、局長、室長出席の下、審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

最初に議案第33号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例については、1つとして、水防協議会の廃止に伴う役員報酬は予算としてどのように扱うのか。

また、水防協議会の報酬の内訳はとの質疑がありましたが、予算については、防災協議会の報酬は計上していない。防災会議委員の報酬は、日額8,800円とのことでした。

次に、防災会議委員の男女比率及び今後、女性委員の比率向上の考えはとの質疑に対して、現在は定員30名の中で4名であり、13%になっている。女性の比率向上には、今後努力していくとの答弁でした。

次に、水防協議会の現状について、他市町村はどうなっているのかとの質疑には、県の指定、水防管理団体が16市町村あり、法律上、水防協議会の設置が義務づけられている市町村を除き、水防協議会が残っていたのは、本町のみであったとのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決いたしました。

次の議案、議案第34号 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例については、最初に、経済情勢の変化に伴い、長期的にして、有利な契約をするためとあるが、10年の長い契約期間内で経済情勢の変化によって有利な

条件が失われた場合は、どう対処するのかとの質疑に対しては、そのように経済情勢が変化した場合には、解約という形が可能な契約条項を盛り込むこととするとの答弁でした。

次の質疑、長い契約期間内において、リース機器で使用するソフトウェア等で安価で利便性の高いよりよいものができた場合でも、そのまま古い契約が終わるまで継続使用しなければならないのかの質疑に対しては、長期継続契約の趣旨は、費用負担をそのまま、その契約期間に分けていくことなので、安価なものが出てきたからといってもそれに交換または乗換えすることは考えていないとの答弁でした。

次、長期継続契約のほうは経費節減に有利になるとの確認、すなわち、現在の契約方式と長期契約の費用の比較検討、この計算は行ったのか。

また、10年の長期契約の対象には、何が考えられるのかとの質疑には、LED照明で比較検討を行い、有利性を確認している。

また、10年の対象物は、LED照明・空調・ボイラー・電源キュービクル等を考えているとの答弁でした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

次の議案、議案第37号 吉岡町税条例の一部を改正する条例については、最初に、条文に追加された特定親族特別控除額の特定親族とは、具体的に何を指すのか、また、控除対象はどのような取扱いになるのかの質疑は、特定親族とは、年齢19歳以上23歳未満までの親族のことで、この家族、例えば、学生が働いて一定額以上の収入を得ると、今までは扶養対象から外れてしまっていた。しかし、これを扶養控除の対象にするという取扱いになるとの答弁でした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決いたしました。

次の議案、議案第38号 令和7年度中央監視システム更新工事請負契約の締結については、システムの監視項目には、何があるのかの質疑には、浄水場への取水量、住宅などへの配水量、水の残留塩素濃度、混濁度など、それに設備全体の稼働状態などとの答弁でありました。

次です。入札の執行は、条件付一般競争入札とのことだが、入札条件に該当する会社は、何社あったのか。

また、応札した会社が1社という結果はなぜなのか。競争の原理が働いていないように思えるがどうなのかを問うとの質疑には、条件に該当する会社は、3社あると考えていたが、応札の蓋を開けてみたら、1社であったという結果であった。

また、今後とも競争の原理に沿うように情報収集を行いながら、条件付一般競争入札を実施していきたいと考えているとの答弁でした。

次の質疑は、入札対象の会社は、吉岡町の近隣とする理由はとの質疑には、町の方針として、水の安定供給は、最重要と考えている。災害・事故等の発生の際は、迅速な復旧対応が重要であると考えている。したがって、近隣の事業者であることを条件にしているとの答弁でした。

次の質疑は、今回のシステム更新の理由は何なのかの質疑には、本町の水道基本計画において、更新の時期を15年程度としている。しかし、現行システムは、導入から20年

が経過している状況であり、今回このシステムの更新を決定したとの答弁でした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決いたしました。

以上で付託議案の審査報告を終わります。

議長（富岡大志君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

飯塚委員長、自席へお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会藤多ゆかり委員長、委員長報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 藤多ゆかり君登壇〕

文教厚生常任委員長（藤多ゆかり君） 文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

6月2日本会議にて、議長より当委員会に付託されました議案について、6月9日月曜日。

議長（富岡大志君） ごめんなさい。傍聴の方、写真撮影は控えてください。続けてください。

〔文教厚生常任委員会委員長 藤多ゆかり君発言〕

文教厚生常任委員会委員長（藤多ゆかり君） 委員会室におきまして、委員全員、議長、執行側からは、町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長の出席の下、文教厚生常任委員会を開催し、審査を行いました。その結果について、報告いたします。

議案第35号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、家庭的保育事業とはどんな事業なのかとの質疑に、家庭的保育事業とは、対象年齢0歳から2歳までのお子さんで定員が1名から5名の小規模な保育事業のこととの答弁。

また、連携施設の経過措置の延長についてはとの質疑に、吉岡町内には、家庭的保育事業を実施している施設はないが、経過措置として5年間の延長をするとの答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第36号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、特定保育事業とはどんな事業かとの質疑に特定保育事業施設は、現在、吉岡町内に6園あり、施設型給付の対象として確認した事業者の保育事業との答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第39号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事請負契約の締結について、拡張部分について、住宅が建っていたら、現在のグラウンドと同じ高さになるのかとの質疑に、高低差はほとんどなく、既存のグラウンドとほぼ同じとの答弁。

また、工事については、契約業者が全て施工するのか、グラウンド専門の業者に外注するかとの質疑に、当然できる工事は契約業者で、自社では難しい専門的な工事については、下請に出すことも、契約後、業者の判断でとの答弁がありました。そして、一般会計繰越

明許の明細との差額が400万円あるが、説明をとの質疑に、入札によって金額が決まるので、当然予算との差額が出るということとの答弁があり、ほかに拡張部分について、走り幅跳びと砲丸投げだけのスペースになるのかとの質疑があり、買収した土地の形等を勘案し、学校とも相談した結果、いわゆる陸上のフィールド競技をここに集約し、危険性を配慮することとし、南側部分については、クレー舗装になるため、走り高跳びの練習等にも利用できるとの答弁がありました。ほかに、フェンスの高さについての質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

以上をもって報告とさせていただきます。

議長（富岡大志君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

藤多委員長、自席にお戻りください。

次に、予算決算常任委員会小池春雄委員長、委員長報告をお願いします。

〔予算決算常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算常任委員長（小池春雄君） 予算決算常任委員会委員長報告を行います。

6月10日9時30分より委員会室において、委員全員と議長の出席、執行側から町長、副長、教育長、関係課長、室長の出席を求め、本委員会に付託されました。

議案第40号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）の審査を行いました。歳出は、2款1項総務管理費4目の定額減税補足給付金事業交付事業。6目移住支援金事業、12目電子計算費の統合型及び公開GIS導入などに質疑がありました。採決の結果、賛成多数にて本案は可決されました。

以上を委員長報告とします。

議長（富岡大志君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

小池委員長、自席にお戻りください。

日程第2 議案第33号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第2、議案第33号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３３号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第３３号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第３ 議案第３４号 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第３、議案第３４号 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３４号 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第３４号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４ 議案第３５号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第４、議案第３５号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第３５号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第３５号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第５ 議案第３６号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第５、議案第３６号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告、は可決です。

議案第３６号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第３６号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第６ 議案第３７号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第６、議案第３７号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第３７号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第38号 令和7年度中央監視システム更新工事請負契約の締結について

議長（富岡大志君） 日程第7、議案第38号 令和7年度中央監視システム更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

これこれより討論を行います討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第38号 令和7年度中央監視システム更新工事請負契約の締結についてを、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第39号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事請負契約の締結について

議長（富岡大志君） 日程第8、議案第39号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第39号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事請負契約の締結についてを、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第40号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

議長（富岡大志君） 日程第9、議案第40号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開を10時5分とします。

午前 9時51分

午前10時17分

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出について

日程第11 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

日程第12 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

日程第13 議会広報常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

日程第14 予算決算常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

日程第15 自治体間交流推進特別委員会の閉会中の継続審査の申し出について

議長（富岡大志君） 日程第10から第15までの各委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題とし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決定しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員会の委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定によりお手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これからこの申出6件を分離して採決します。

最初に議会運営委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に予算決算常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に自治体間交流推進特別委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（富岡大志君） ここで議事日程を追加します。

議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

事務局に追加議事日程を配付させますので、その間、暫時休憩いたします。

午前１０時１９分

午前１０時２１分

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

ただいま配付しました議事日程（第４号の追加１）により会議を進めます。

追加日程第１ 議案第４１号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 追加日程１の第１、議案第４１号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第４１号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国の基準額に倣い、開票管理者等の報酬の額を改定するものであります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和７年６月４日に施行され、国が負担する経費で地方公共団体に交付されたものの基準のうち、開票管理者等の報酬の額が改定されたことから、国の基準額に倣い、開票管理者等の報酬の額を改定するものであります。

概要説明書をご覧ください。まず１報酬額の見直し（別表関係）ですが、こちらでは、別表に掲げる非常勤特別職のうち、選挙長を１万８００円から１，４００円増の１万２，２００円、開票管理者を１万８００円から１，４００円増の１万２，２００円、投票所の投票管理者を１万２，８００円から１，７００円増の、１万４，５００円、期日前投票所の投票管理者を１万１，３００円から１，５００円増の１万２，８００円、投票所の投票立会人を１万９００円から１，５００円増の１万２，４００円、期日前投票所投票立会人を９，６００円から１，３００円増の１万９００円、開票立会人を８，９００円から１，２００円増の１万１００円に改め、選挙立会人を８，９００円から１，２００円増の１万１００円にそれぞれ引き上げるものでございます。

続きまして、附則の関係として、施行期日については、公布の日からの施行としています。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 補正は、まだということですかね。

議長（富岡大志君） 補正は、まだです。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 間違えました。

議長（富岡大志君） ほかにありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

お諮りします。

議案第41号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第42号、令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（富岡大志君） 追加日程1の第2、議案第42号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第42号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億8,287万8,000円とするものです。補正の主な内容については、議案第41号で説明のあったとおり、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことから、国の基準額に倣い、開票管理者等の報酬の額を改定するための費用計上となります。

その他、詳細につきましては、企画財政課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案第42号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、内容については、補正の款項の区分等を含め、事項別明細書でご説明いたします。

10ページをご覧ください。初めに歳入です。19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金12万2,000円の増は、今回の報酬額の見直しに伴う改正後の増加分です。補正後の財政調整基金からの繰入額は10億4,883万円です。

続いて、歳出です。11ページをご覧ください。2款総務費4項選挙費2目参議院議員選挙費1節報酬は、同額の12万2,000円で、今回の改正による増加分の内訳となります。

そのほか、別紙参考資料としてA4判4ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） ここで暫時休憩とします。

午前10時30分

午前10時35分

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 歳出の11ページの報酬の明細のところなんですけれども、先ほど、議案第41号にあった別表の中で、改正があった役職の中で、選挙長も改正されてるんですけども、この報酬の明細の中には選挙長がないんですが、その説明をお願いします。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 選挙長につきましては、各選挙において選挙会に関係する事務を行う人の

ことでありまして、具体的には立候補の届出受理とか開票結果の確認とか当選者の決定などを行うものであります。

町で選任する選挙長は、町長・町議選のときのみとなりますので、今回は選挙長に対する報酬はありません。

議 長（富岡大志君） ほかにありませんか。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8 番（富岡栄一君） 同じく歳出で12万2,000円一般財源となっております。国に合わせて値上げをするので、これ国庫金じゃないですけど、お金が来るんでしょうか、町が持ち出しなんでしょうかお伺いします。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 現時点では、県から今回の法改正に伴う報酬額の増加分に対する算定額は、示されていないため、今回、町の一般財源とさせていただきました。今後、県がですね、国と今調整しているところでありまして、今後見直された算定基準額をもとに交付決定がなされる見込みでございます。その後、参議院選挙の執行に伴う精算が完了した後に、補正予算対応をさせていただきたいと考えております。

議 長（富岡大志君） ほかにありませんか。

質疑なしと認め質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議案となっております議案第42号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第42号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、可決されました。

町長挨拶

議 長（富岡大志君） これで本日の日程は全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

いよいよ梅雨に入り、利根川べりでは、蛍が舞い、水田にはカエルの鳴き声がにぎやかになってまいりました。気象庁が発表した向こう３か月予報によると、今年は暖かい空気に覆われやすく、気温は高めで、降水量はほぼ平年並みとのことですので、今年の夏も水分摂取と自らの体調管理に心がけつつ、熱中症警戒アラートに気を配りながら過ごすことになりそうであります。

さて、第２回定例議会で上程させていただいた議案のいずれにつきましても、可決頂きまして大変ありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。議決頂きました施策等については着実に、そして速やかに取り組んでまいりたいと考えております。

また、本会議中における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましては、今後、町政執行の中で留意してまいりたいと思っております。

結びに、議員皆様におかれましては、ますます健康に十分ご留意の上、ご活躍くださいますよう祈念申し上げ、閉会にあたっての挨拶にかえさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉会

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、令和７年第２回吉岡町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前１０時４０分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 富岡大志

吉岡町議会議員 飯島衛

吉岡町議会議員 小池春雄